

宜野座村地球温暖化対策実行計画
（区域施策編・事務事業編）

令和 6 年 3 月

宜野座村

目 次

【区域施策・事務事業 共通編】

第1章 地球温暖化の取組について

1. 地球温暖化（気候変動）のメカニズム	1
2. 地球温暖化（気候変動）の状況と影響	2
(1) 地球温暖化の状況	2
(2) 地球温暖化（気候変動）の影響	6
3. 地球温暖化対策に関する国内外の動向	7
(1) 国際的な取組	7
(2) 国内の取組	8
(3) 県内の取組（宜野座村の取組も含む）	9
(4) SDGs について	11
(5) 地域における地球温暖化対策の在り方	12

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的	13
2. 計画の基本方針	13
3. 計画の位置付け	14
4. 区域施策編と事務事業編について	15
5. 計画の期間	15
6. 基準年度と目標年度	15
7. 対象とする温室効果ガス	16

第3章 宜野座村の特性

1. 宜野座村の地勢・気候等	17
(1) 地勢	17
(2) 気候	18
(3) 土地利用状況	19
2. 人口状況	20
(1) 人口・世帯数	20
(2) 年齢階級別人口	21
(3) 地区別人口	21
3. 産業状況	22
(1) 産業別就業者数	22
(2) 農林水産業の状況	23
(3) 建設業・製造業	25

(4) 観光業	25
(5) 商業（卸売・小売業）	26
4. 運輸状況（車両台数）	26
5. 一般廃棄物処理	27
6. 電力及び再生可能エネルギーの状況	29
7. 総合計画による地球温暖化対策の推進	31

【区域施策編】

第4章 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

1. 温室効果ガス排出量集計の部門・分野区分と算定方法	32
(1) 二酸化炭素排出の部門・分野について	32
(2) 温室効果ガス排出量の算定方法	32
2. 二酸化炭素排出量の現状	34
3. 温室効果ガスの排出量・吸収源量の現状	36
4. 温室効果ガスの排出量の現況趨勢	37
5. 温室効果ガスの削減目標と課題	38
(1) 削減目標値	38
(2) 部門別削減目標	41

第5章 脱炭素社会の構築に向けた施策

1. 基本理念及び取組方針	44
2. 各主体の役割	49
3. 施策の体系	52
4. 施策の方向性と具体的取組	53
(1) 脱炭素のむらづくりの推進	53
(2) 省エネルギーの推進	58
(3) 環境教育・環境学習の推進	60
(4) 森林等による温室効果ガス吸収源の確保	62
(5) 各主体間の交流・連携、近隣市町村との連携強化	64

第6章 気候変動への適応策

1. 適応策とは	66
2. 適応策の範囲	67
3. 対策と取組	68
(1) 農業・林業・水産業分野への対策と取組	68
(2) 自然災害・沿岸域分野への対策と取組	69
(3) 健康分野への対策と取組	71
(4) 水環境・水資源分野への対策と取組	72

【事務事業編】

第7章 計画(事務事業編)の現状と目標

1. 事務事業編の概要	73
2. 計画の期間と目標年度・基準年度	73
3. 対象とする施設等	73
4. 対象とする温室効果ガス	74
5. エネルギー使用量(活動量)の推移	74
6. 二酸化炭素排出の現状	75
(1) 二酸化炭素排出量の算定方法	75
(2) 二酸化炭素の排出状況	76
(3) 部署・施設区分別排出状況	77
(4) 二酸化炭素排出量削減の要因解析について	79
7. 温室効果ガス(二酸化炭素)排出の削減目標	80

第8章 事務事業の目標達成に向けた取組

【基本目標と取組方針】	81
取組方針1 職員一人ひとりが環境に配慮した行動の実践	82
取組方針2 公共施設の脱炭素化	83
取組方針3 循環型事務運営の推進	84
取組方針4 区域施策事業との連携	85

【進行管理編】

第9章 計画の推進・管理

1. 計画の推進体制	86
2. 進行管理	87
3. 計画の進捗状況の公表と国・県との連携	88
4. 人材育成・職員研修等	88
5. 環境教育への貢献	88

【資料編】

1. 宜野座村の部局・施設別エネルギー活動量集計表
2. 宜野座村地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

**区域施策編・事務事業編
共通編**

第1章 地球温暖化の取組について

1. 地球温暖化(気候変動)のメカニズム

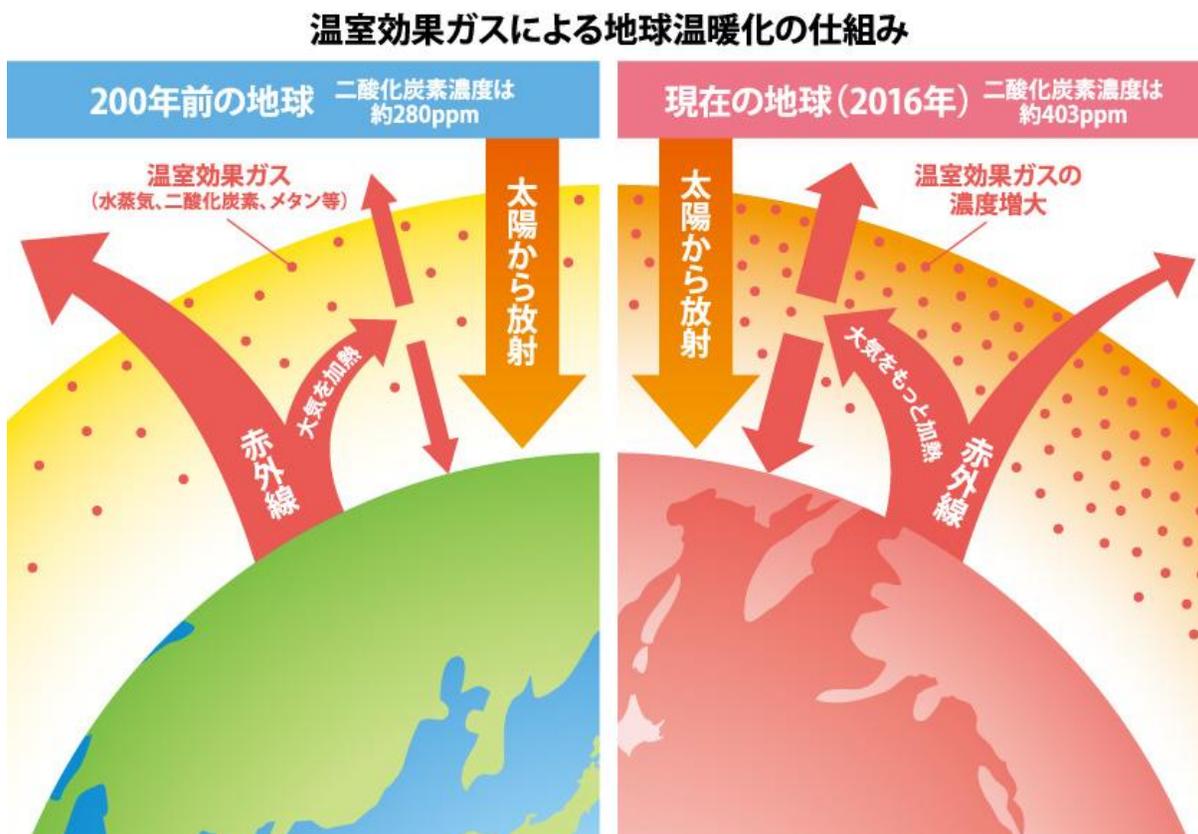
私たち人類を含め、地球に住む生物は太陽のエネルギーを基に生活しています。太陽から地球に降り注ぐ光は、植物たちの光合成ででんぷんをつくり、動物たちは植物がつくった有機物を摂取して生きています。太陽の光は、熱エネルギーも地球に届け、地球の大気や地面を温めると同時に宇宙に熱を放出し、生物が生きるための適当な温度に保っています。

現在、地球の平均気温は14℃ですが、もし、大気中に水蒸気や二酸化炭素などの温室効果ガスがなければ、マイナス19℃くらいの氷の世界になっていると考えられています。

18世紀半ばの産業革命以降、人間活動による化石燃料(石油・石炭・天然ガスなど)の使用や森林の減少(二酸化炭素吸収源の減少)などにより、大気中の温室効果ガス(二酸化炭素・メタン・フロン類など)の濃度が急激に増加しました。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まって熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めており、世界中でいろんな気候変動が発生しています。

地球温暖化とは、人間の活動に伴って大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、地球全体における地表、大気、海水の温度が上昇する現象のことを示しています。

図表 1-1 地球温暖化の仕組み



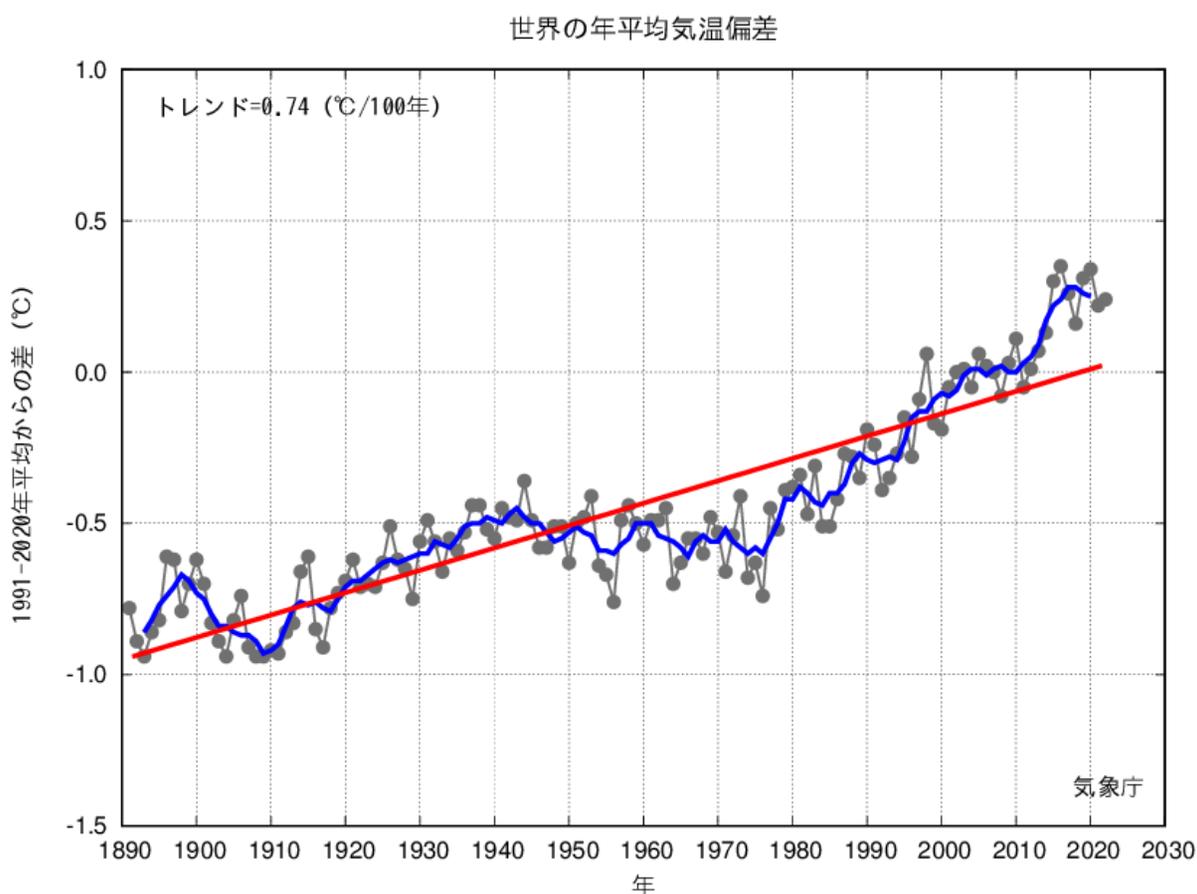
出典：埼玉工業大学 工学部 生命環境化学科 資料

2. 地球温暖化(気候変動)の状況と影響

(1) 地球温暖化の状況

022年の世界の平均気温(陸域における地表付近の気温と海面水温の平均)の基準値(1991～2020年の30年平均値)からの偏差は+0.24℃で、1891年の統計開始以降、6番目に高い値となりました。世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり0.74℃の割合で上昇しています。特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

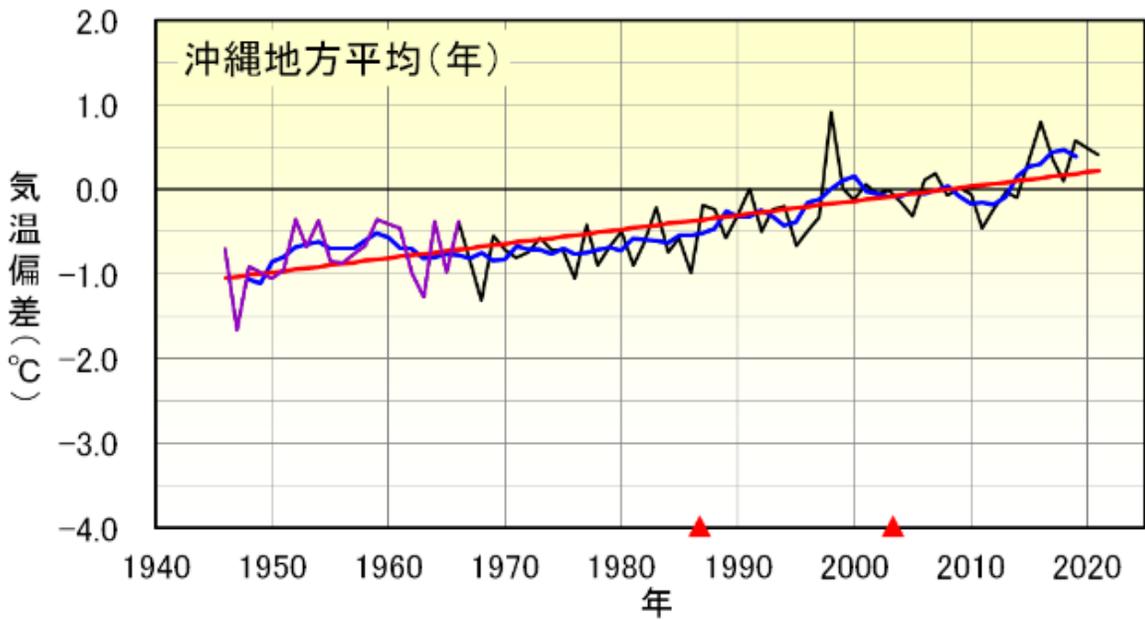
図表 1-2 世界の年平均気温偏差



出典：気象庁（2023年2月）

年平均気温の上昇は沖縄でも顕著に表れており、1950年から2020年までの70年間に1℃以上上昇しています。

図表 1-3 沖縄気象台（那覇）の年平均気温の推移



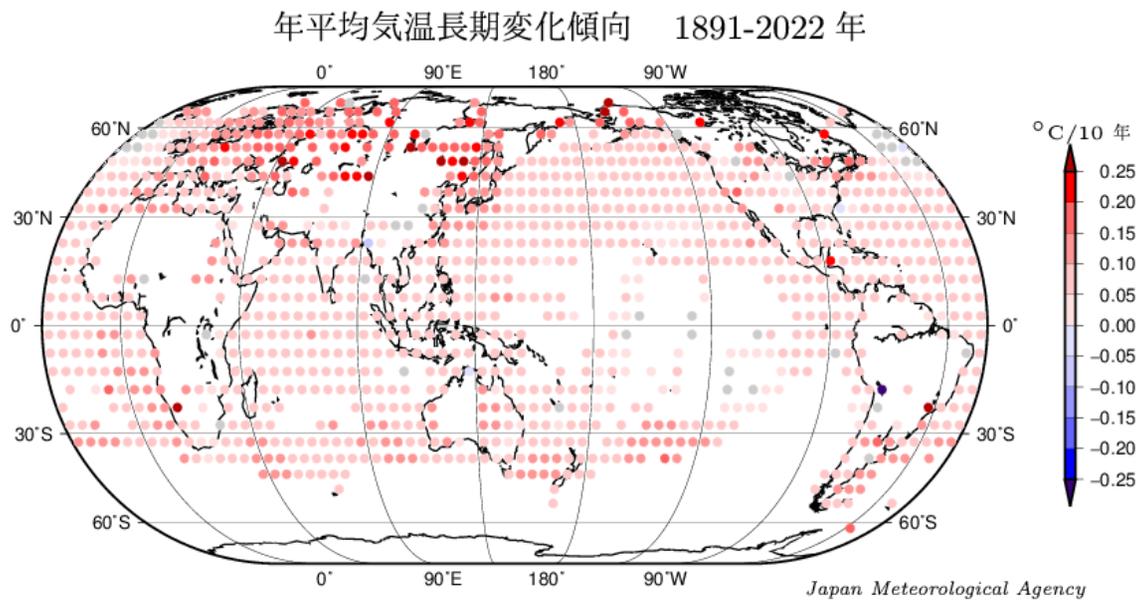
出典：沖縄気象台：沖縄の気候変動監視レポート2022（令和4年3月）

緯度経度ともに5度で区切った領域ごとに変化傾向を算出した結果を図表 1-4 に示します。上段は、1891～2022年の期間における長期変化傾向を表しています。これにより気温上昇は世界全体で起きていることが分かります。上昇の割合は世界で一様ではなく、海上より陸上の方が大きくなっています。特に、北半球の緯度の高い地域ほど大きくなっています。

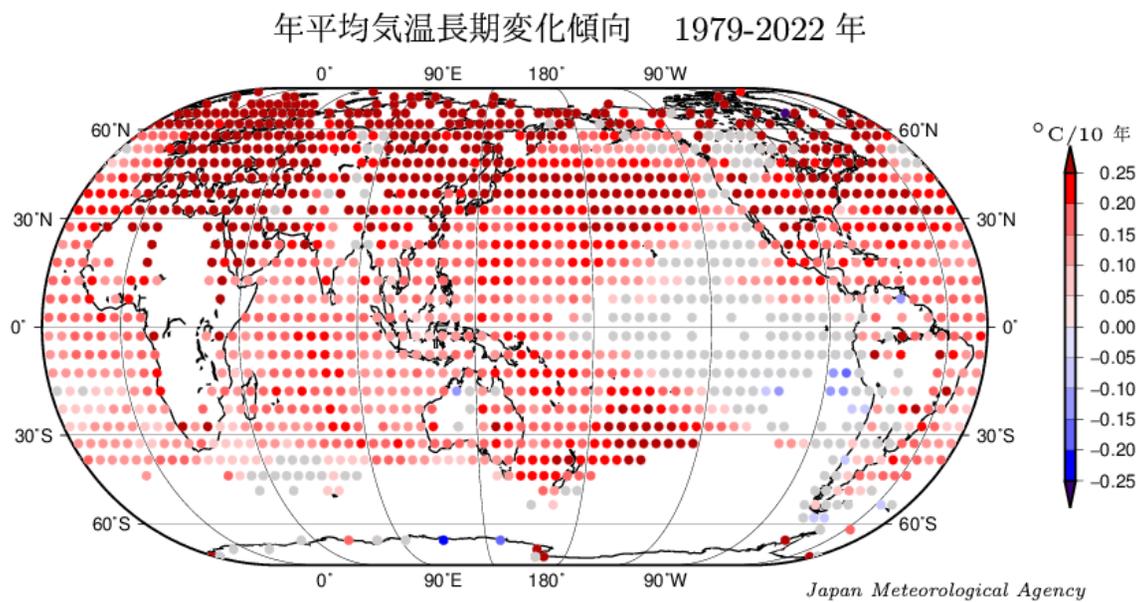
下の図は、観測データが広い範囲で揃い始める1979年以降の変化傾向について示しています。短期的な統計では地域的な変動が現れやすいため、一部の地域で下降傾向がみられますが、ほとんどの地域で上昇傾向となっています。これらの2つの期間を比べると、1979～2022年の変化傾向の方が多くの地域で大きいことから、世界的に近年の気温上昇が著しいことが分かります。

そのことから、近年、地球温暖化ではなく「地球沸騰化」という表現もされています。

図表 1-4 年平均気温長期変化傾向（上段：1891-2022年、下段：1979-2022年）



図中の丸印は、 $5^{\circ} \times 5^{\circ}$ 格子で平均した 1891-2022 年の長期変化傾向（10 年あたり）を示す。
灰色は、信頼度 90 % で統計的に有意でない格子を示す。



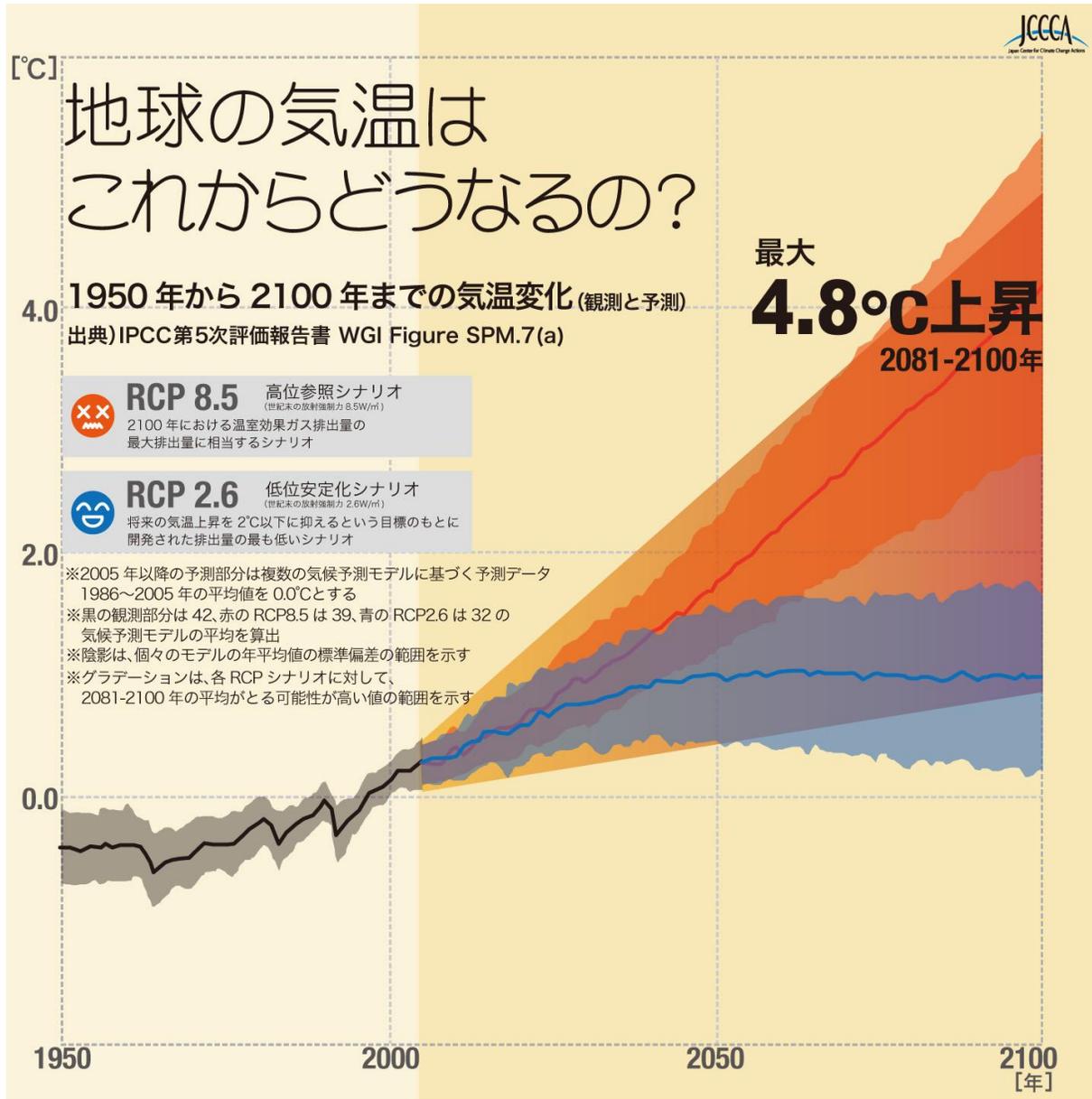
図中の丸印は、 $5^{\circ} \times 5^{\circ}$ 格子で平均した 1979-2022 年の長期変化傾向（10 年あたり）を示す。
灰色は、信頼度 90 % で統計的に有意でない格子を示す。

出典：気象庁（2023年2月）

気温の将来予測については、21世紀半ばに実質CO₂排出ゼロが実現する最善の想定シナリオ(RCP2.6)でも、2021~2040年平均の気温上昇が1.5°Cに達する可能性があるとして発表されています(1.5°Cに達する可能性がどちらかといえば高い:50%以上の可能性)。

さらに、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量の想定シナリオ(RCP8.5)では、2100年までに2000年を基準として、3.3~4.8°Cの気温上昇を予測しています。

図表 1-5 世界の平均気温の将来予測



出典：JCCCA（全国地球温暖化防止活動推進センター）（2023年7月）

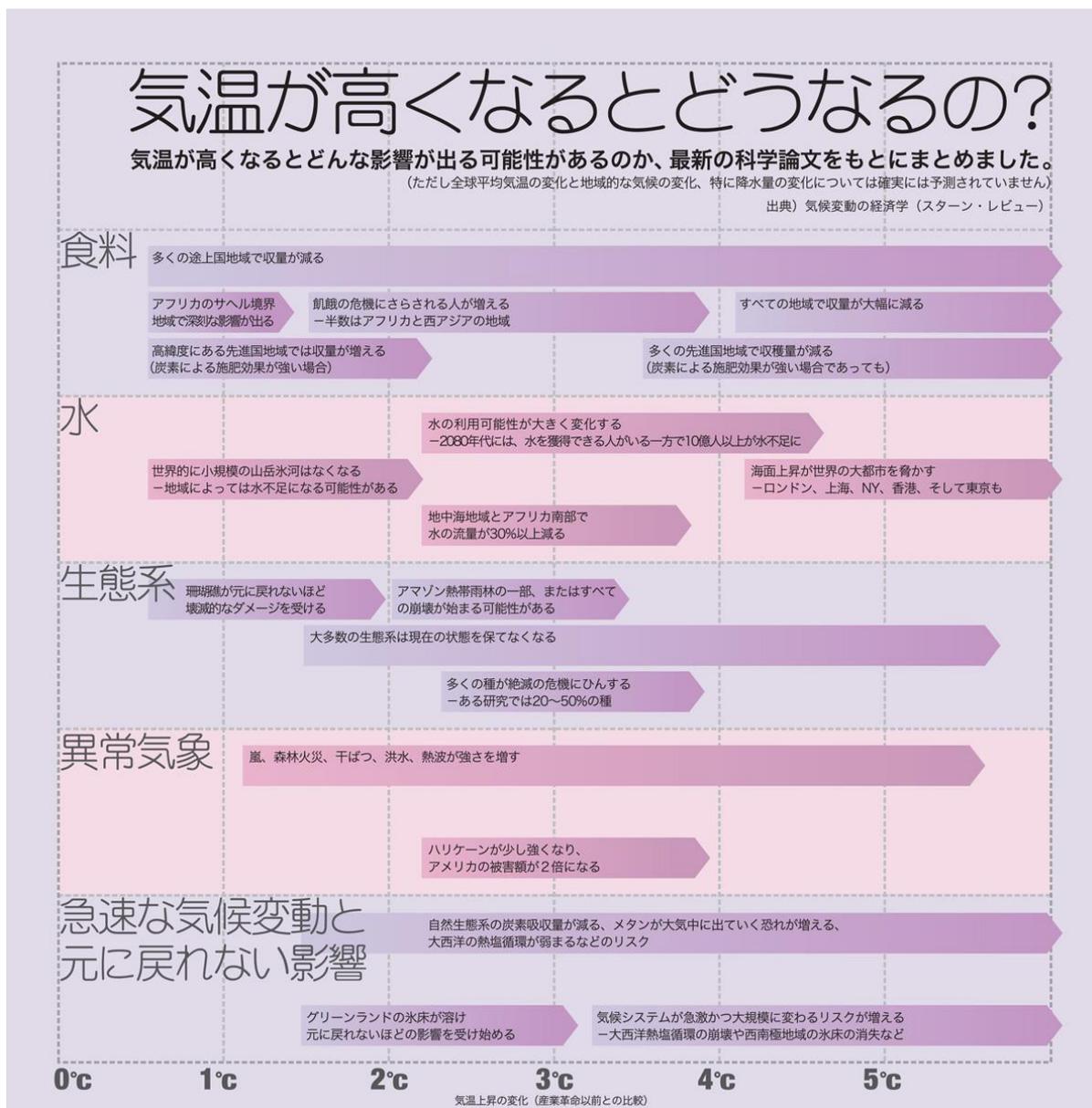
IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、5年ごとにSSP（共有社会経済経路）シナリオを見直しています。その中で、気候変動に関するいくつかの項目としてRCP（代表的濃度経路）を想定し、5つのレベルごとに将来の地球平均気温を予測しています。

(2) 地球温暖化（気候変動）の影響

近年、人間活動による影響として、世界各地で地球温暖化によると思われる現象（熱波と干ばつの同時発生、熱中症の増加、道路面アスファルトの軟弱化、大規模な森林・原野火災の発生、陸域氷河の融解等による海面上昇、異常潮位、永久凍土の融解、強風等の気象条件や極端な降雨や河川氾濫と高潮の組み合わせによる洪水、巨大台風・ハリケーンの発生など）が発生しています。

これらは複合的に発生し「極端現象」や「気候危機」として表現されることもあり、生態系への影響、水・食糧不足、経済活動への影響など人間生活への影響が高まりつつあります。

図表 1-6 地球温暖化（気候変動）による様々な影響



出典：JCCCA（全国地球温暖化防止活動推進センター）

3. 地球温暖化対策に関する国内外の動向

(1) 国際的な取組

1992（H4）年、リオデジャネイロで開催された国連の地球サミットで、「気候変動枠組条約」が採択されました。同条約では、地球温暖化防止のため大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的としています。これにより、世界全体で地球温暖化対策に取り組んでいくことに合意し、1995（H7）年からは、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。

1997（H9）年、京都で開催された COP3 では、「京都議定書」が採択され、先進国による温室効果ガス削減の数値目標と目標達成期間が合意されました。

2015（H27）年、パリで開催された COP21 では、「パリ協定」が採択され、京都議定書に代わる新たな枠組条約として、2020（R2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための目標が決められました。協定の発効には、途上国を含む 55 カ国以上の批准、世界の温室効果ガス総排出量の 55% 以上をカバーする国が批准することが条件であり、主要排出国を含む多くの国が参加しています。

パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を、産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求する」とされています。また、2021（R3）年、イギリスで開催された COP26 では、「産業革命前からの気温上昇を 1.5 度に抑える努力を追求することを決意する」とする文書が採択されました。事実上、これが世界の新たな共通目標となり、そのためにこの 10 年間での行動を加速する必要があるとしています。

図表 1-7 主な国の COP26 で示されたカーボンニュートラルの目標

気候サミット・COP26での主要国の削減目標

	2030年目標	カーボンニュートラル
日本	46%減 (2013年度比)	2050年
アメリカ	50~52%減 (2005年比)	2050年
EU	少なくとも55%減 (1990年比)	2050年
イギリス	少なくとも68% 2035年に78% (1990年比)	2050年
カナダ	40~45% (2005年比)	2050年
中国	2030年までに排出量をピークアウト GDP当たりCO2排出量65%超削減 (2005年比) 石炭消費量を2026~2030年にかけて削減	2060年
インド	GDP当たり排出量33~35%減 (2005年比)	2070年
ロシア	30%減 (1990年比)	2060年

カーボンニュートラル：温室効果ガス発生量を発生量と吸収量を合わせて、実質0にすること
出典：COP26報告書より（改変）

(2) 国内の取組

京都議定書で合意された目標を達成するため、1998（H10）年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」とします。）が公布されました。

温対法に基づき、2005（H17）年には、「京都議定書目標達成計画」が策定されました。同計画では、京都議定書の温室効果ガスの基準年の1990（H2）年度比6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とし、地球温暖化対策に関するさまざまな取組が実施されてきました。

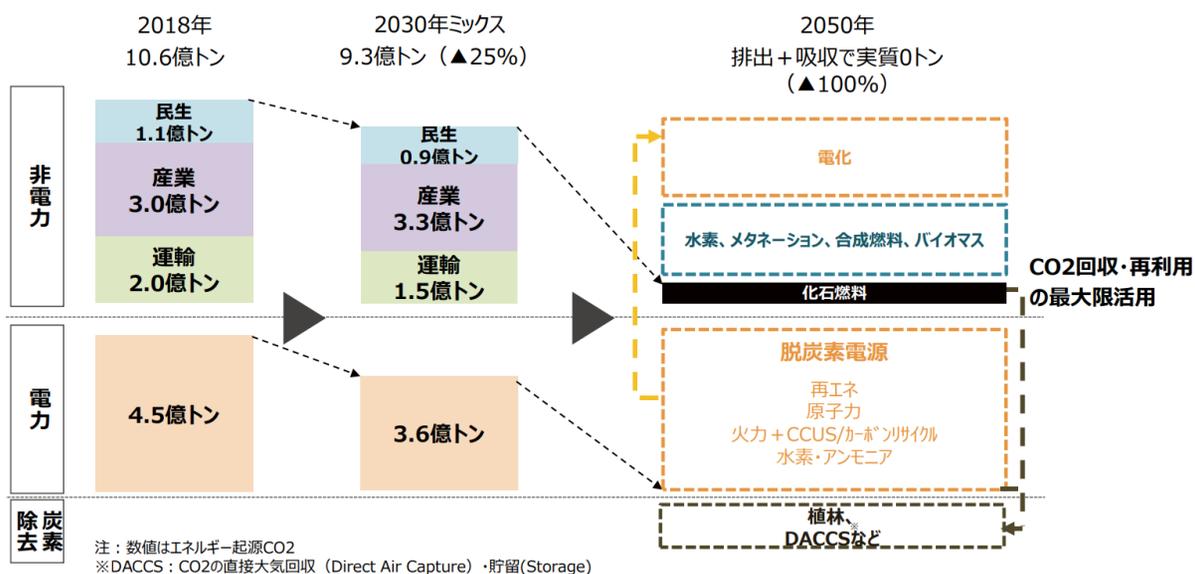
2013（H25）年の温対法改正では、京都議定書目標達成計画に代わる地球温暖化対策計画の策定が定められ、2016（H28）年に「地球温暖化対策計画」が策定されました。

2018（H30）年には「気候変動適応法」が公布・施行され、適応策の法的位置づけが明確にされました。さらに、「気候変動適応計画」が策定され、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとなりました。

2020（R2）年10月、菅義偉内閣総理大臣（当時）は「2050（R32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050（R32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

これにより、今後の国内の脱炭素化への取組がさらに加速することが考えられます。

図表 1-8 我が国の2050年カーボンニュートラルの目標



出典：令和2年度エネルギー白書（経済産業省・資源エネルギー庁）

国は、2023年2月に、今後10年間のGX実現に向けた基本方針を閣議決定しました。

GXとは「グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）」の略称です。

GXは、従来の化石燃料中心の経済・社会・産業構造を、再生可能エネルギーや原子力などのクリーンエネルギー中心に転換し、経済社会システム全体の変革を行い、温室効果ガスの排出削減と産業の競争力向上の両立を目指すものであります。

(3) 県内の取組(宜野座村の取組も含む)

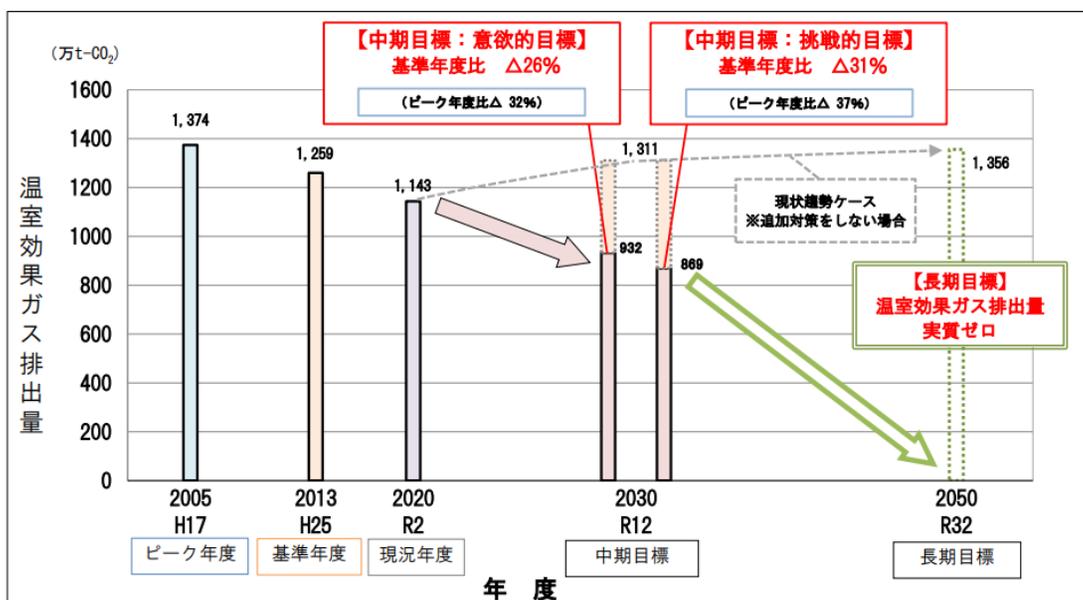
沖縄県では、国内外の動向に伴い、2002（H14）年に「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を策定、2011（H23）年に「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定（2016（H28）年改定）、そして、2021（R3）年には「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）」が策定（2023（R5）に改定）されました。

また、エネルギー政策に関しては、2014（H26）年に、「沖縄県エネルギービジョン・アクションプラン」を策定し、再生エネルギーの開発・利用、省エネ対策の抜本的強化等の各種施策を展開してきました。同アクションプランは、2020（R2）年度が終期となっていることから、再生可能エネルギー導入拡大を進めるためのロードマップとして、2021（R3）年に、「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を策定し、2050（R32）年のエネルギーの脱炭素化に向け、2030（R12）年度の将来像として「低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会」を掲げ、今後10年間も再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むこととしています。

さらに、沖縄県全体で気候変動をめぐる現状と危機感を共有し、必要な行動を促すことを目的として、2021（R3）年に「沖縄県気候非常事態宣言」を行いました。宣言の中では、SDGsと関連づけて、誰一人取り残さない社会の実現に向けて「ゆいまーるの精神」で緩和策と適応策に一層取り組むことを決意し、気候変動に適応した環境・経済・社会の持続可能な発展や2050（R32）年度に向けて温室効果ガス排出量を実質ゼロとし、豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある美ら島沖縄を次の世代へ引き継ぐとしています。

本村では、温対法に基づき、すべての事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの削減を目的として、2014（H26）年に「宜野座村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

図表 1-9 沖縄県の温室効果ガスの削減目標



出典：第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改訂版の概要版（沖縄県）

図表 1-10 国内外・県・村の地球温暖化対策に関するできごと

年度	できごと	実施
1992 (平成4)	気候変動枠組条約（リオ宣言）の採択	国際
1995 (平成7)	第1回国連気候変動枠組条約締約国会議（ベルリンにてCOP1）	国際
1997 (平成9)	COP3にて、京都議定書の採択	国際
1998 (平成10)	地球温暖化対策の推進に関する法律の公布	国内
2001 (平成13)	宜野座村新エネルギービジョン策定	宜野座村
2002 (平成14)	沖縄県地球温暖化対策地域推進計画策定	沖縄県
2004 (平成16)	宜野座村地域省エネルギービジョン策定	宜野座村
2005 (平成17)	京都議定書目標達成計画策定	国内
2010 (平成22)	宜野座村バイオマスタウン構想	宜野座村
2011 (平成23)	沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定	沖縄県
2014 (平成26)	宜野座村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定	宜野座村
"	沖縄県エネルギービジョン・アクションプラン策定	沖縄県
2015 (平成27)	COP21にて、パリ協定の採択	国際
"	国連サミットにてSDGs（持続可能な開発目標）採択	国際
"	第5次宜野座村総合計画（基本構想）策定	宜野座村
2016 (平成28)	地球温暖化対策計画策定	国内
2018 (平成30)	気候変動適応法の公布	国内
"	気候変動適応計画策定	国内
2019 (令和元)	COP26にて、主要国のカーボンニュートラル目標年を提示	国際
2020 (令和2)	カーボンニュートラル宣言	国内
2021 (令和3)	第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）策定	沖縄県
"	沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ策定	沖縄県
"	沖縄県気候非常事態宣言	沖縄県
"	グラスゴー気候合意の採択	国際
"	宜野座村本庁舎がZEB化される	宜野座村
2022 (令和4)	第5次宜野座村総合計画後期基本計画策定	宜野座村
"	GX実行会議（第5回）開催	国内
2023 (令和5)	IPCC第6次統合報告書	国際
"	GX実現に向けた基本方針 閣議決定	国内
"	第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画書改訂版	沖縄県
"	脱炭素成長型経済構築への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）の成立	国内

(4) SDGs について

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されています。

本地球温暖化対策実行計画は、「目標7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「目標11：住み続けられるまちづくりを」「目標12：つくる責任 つかう責任」「目標13：気候変動に具体的な対策を」「目標14：海の豊かさを守ろう」「目標15：陸の豊かさも守ろう」の達成などに関連し、貢献する必要があります。

図表 1-11 SDGs の17の目標



(5) 地域における地球温暖化対策の在り方

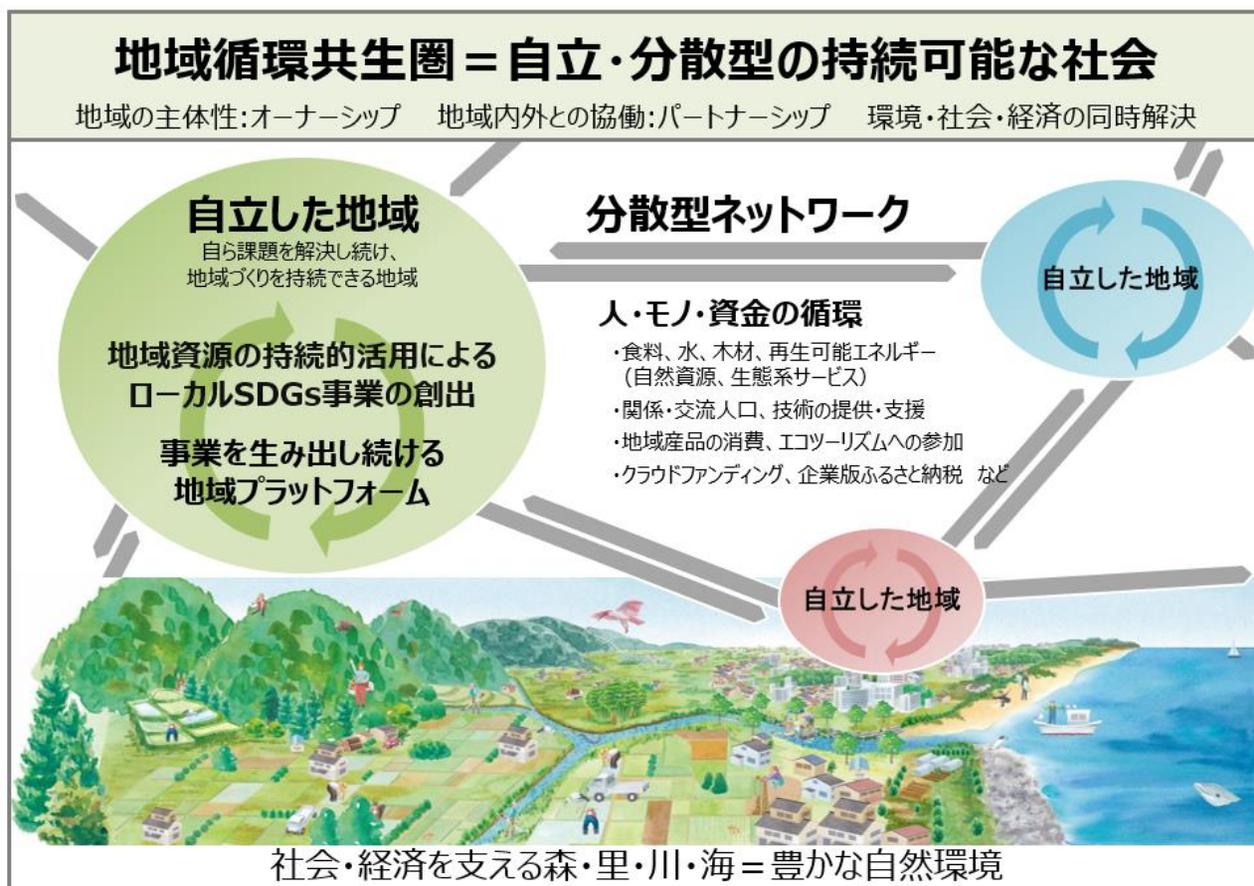
環境省では、地方公共団体実施計画（区域施策編）策定・実施マニュアルにおいて、これからの地球温暖化対策のあり方について、次のように指摘しています。

地球温暖化対策の実施が急務となっている一方で、多くの地域が、人口減少・少子高齢化への対応、地域経済の活性化、頻発・激甚化する災害に強い地域づくり、地域住民の健康の維持と暮らしの改善、デジタル技術に代表される科学技術の急速な進歩等への対応等、様々な社会経済的な課題に対応することを求められています。

再生可能エネルギーなど、地域が持つ様々な資源を活用した脱炭素の取組を実施することは、地球温暖化対策に貢献すると同時に、地域が抱える様々な課題の解決と地域経済循環や地方創生を一緒に実現する機会でもあります。

脱炭素化の取組を地域課題の同時解決の機会とする上で、「地域循環共生圏」の考え方が参考となります。地域循環共生圏は、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の持続可能な社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものとします。

図表 1-12 地域循環共生圏のイメージ図



出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（環境省）

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

地球は産業革命以来、化石エネルギー等の使用により大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスが増加し、それによって温暖化が進み、気候変動が顕著になったことにより、気候危機という用語も叫ばれるようになりました。

このような背景のもと、近年、世界的な脱炭素社会実現への動きや持続可能な未来のための取組が推進されていることを踏まえ、本村も第5次宜野座村総合計画において地球温暖化対策の推進について記載し、取組を進めています。

本計画の区域施策編の目的は、本村域から排出される温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の防止・軽減対策（適応策）を行うため、村民・事業所・行政の各主体がそれぞれの役割に応じた取組を総合的にかつ計画的に推進することを目的としています。

2. 計画の基本方針

本計画（区域政策編）は、本村全域を対象とし、宜野座村総合計画やSDGsの目標を視野に入れて、持続的発展が可能な経済社会システムの構築を図り、健康にいつまでも暮らせる安全・安心な災害に強い低炭素なむらづくりを目指します。

そのため、温室効果ガスの削減に向けては、脱炭素社会（カーボンニュートラル）により実質0を目指します。

脱炭素社会（カーボンニュートラル）

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会のことです。また、令和32（2050）年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方が示された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3（2021）年10月、経産省）では、「地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるもの」としています。

脱炭素への動きは、地球環境への配慮は勿論、エネルギー転換を目前とした、私たちの生活をさらに発展させるものであり、持続可能な社会づくりへの前向きな大きな流れとしています。



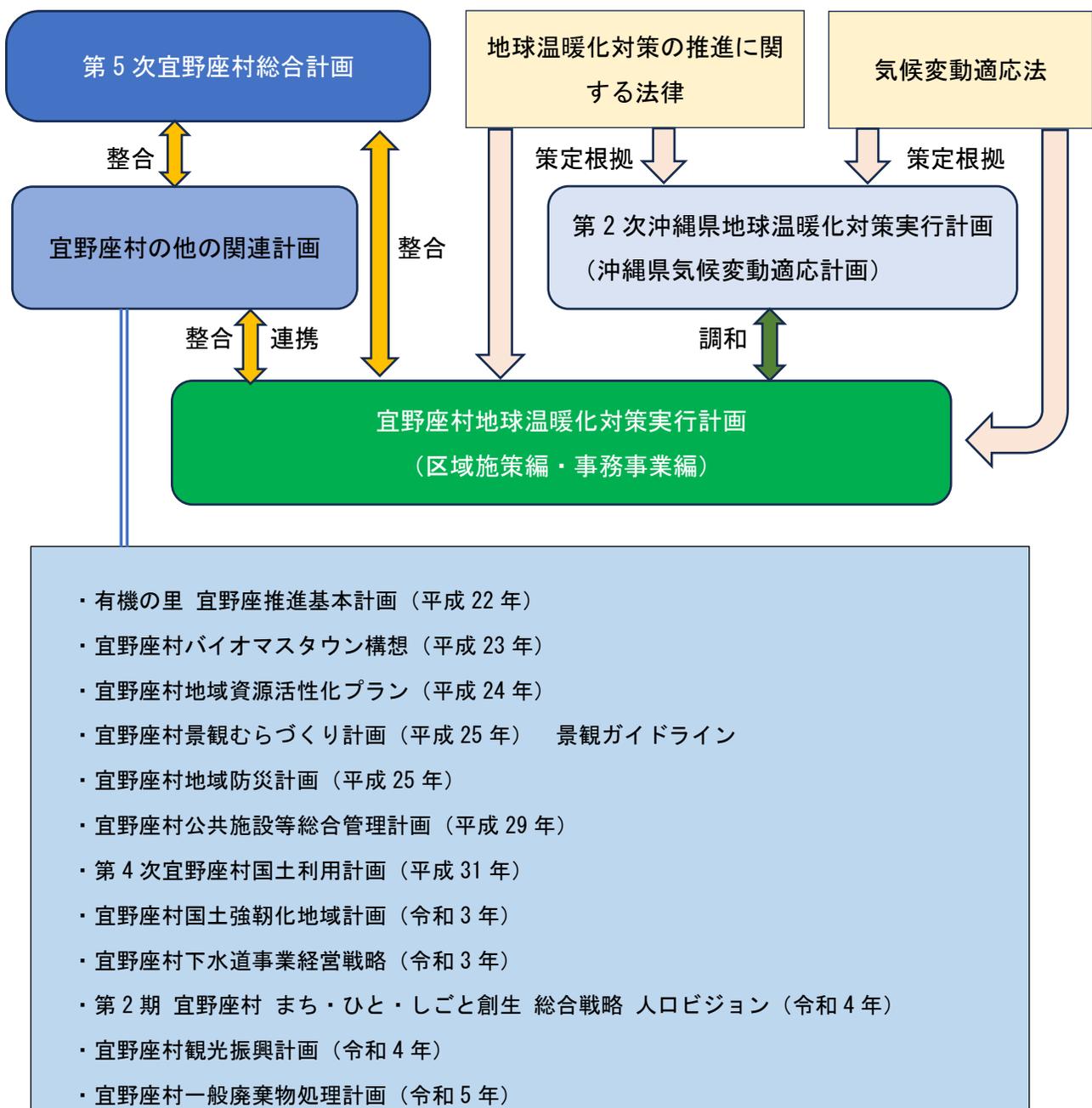
3. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、主に以下の通りとします（図表 2-1）。

地球温暖化対策の推進に関する法律並びに気候変動適応法に基づき策定し、方向性などは沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）と調和をとります。

村においては、第5次宜野座村総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像を環境面から実現していくための指針と整合性をもち、環境の保全及び創造に関する目標、施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、村の関連部門における計画・施策と連携し整合性をとる指針とします。

図表 2-1 計画の位置づけ



4. 区域施策編と事務事業編について

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」とします。）第21条では、都道府県及び市町村に対して、政府が策定する「地球温暖化対策計画」に即して地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定するよう義務付けられており、同条第4項において地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めることが求められました。

本計画では両計画を一体的に策定します。

【区域施策編】

区域施策編は、住民・事業者・市町村を主体として温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的とする計画です。

【事務事業編】

事務事業編は、役場が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源等の取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減を目的とする計画です。

5. 計画の期間

本計画は2024（R6）年度から2030（R12）年度までの6年間の計画期間とします。また、国・県に準じて2050（R33）年までにカーボンニュートラルを目指します。

なお、上位計画である第5次宜野座村総合計画の改定及び本村の環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、適宜、見直しも検討します。

図表 2-2 計画の期間

	2014年 平成26年	2018年 平成30年	2023年 令和5年	2024年 令和6年	2030年 令和12年		2050年 令和32年
事務事業編	→		見直し	→ 第1期目標		→ 次期計画	カーボンニュートラル
区域施策編			新規策定				

6. 基準年度と目標年度

温室効果ガス削減率を設定するための基準年について、国の方針や沖縄県計画、他市町村の計画では2013（H25）年とされています。一方、本村による2014（H26）年策定の計画（事務事業編）では、2012（H24）年の値が基準とされています。

今回、新規に区域施策編を事務事業編の見直しとともに策定するので、国・県と同様に基準年を2013（H25）年（事務事業編は2014年）とし、一次目標（中間的目標）を事務事業編計画とともに2030（R12）年とします。また、2050（R32）年を、カーボンニュートラルを目指す最終目標年度とします。

7. 対象とする温室効果ガス

法律で定められた図表 2-3 の温室効果ガス（7 種類）のうち、本村に発生源がない一部のフロン類を除きます。削減対策は二酸化炭素を中心に実施します。

二酸化炭素は、化石燃料の燃焼に伴って排出されるもので、排出量が非常に多いため、最も影響が大きく、村民生活と密接に関わっています。

二酸化炭素の削減は、ライフスタイルの見直しや再生可能エネルギーの導入によって排出量を抑制することによって期待されます。

図表 2-3 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	概要	温暖化係数	発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	地球温暖化におよぼす影響がもっとも大きい温室効果ガス。	1	・石炭・石油の消費 ・セメントの生産など
メタン (CH ₄)	二酸化炭素に次いで地球温暖化におよぼす影響が大きい温室効果ガス。常温で気体。よく燃える。	25	・湿地や池、水田で枯れた植物の分解時 ・家畜のげっぷ ・天然ガスの採掘など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	数ある窒素酸化物のなかで最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	298	・燃料の燃焼 ・工業プロセス ・農業での窒素肥料使用 ・家畜からの堆肥（たいひ）製造など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。温室効果係数は種類によって異なる。	1,430 など	・スプレー類 ・エアコンや冷蔵庫の冷却 ・化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。地球温暖化係数は種類によって異なる。	7,390 など	・半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	硫黄の六フッ化化合物。強力な温室効果ガス。	22,800	・電力供給関連装置の絶縁体など
三ふっ化窒素 (NF ₃)	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	17,200	・半導体の製造プロセスなど

全国地球温暖化防止活動推進センター資料より作成

第3章 宜野座村の特性

1. 宜野座村の地勢・気候等

(1) 地勢

本村は沖縄本島中央部の東海岸に位置し、東西に約 7km、南北に約 8 km 伸びており、総面積は約 31.32km²です。北西部は古知屋岳（284m）、ガラマン岳（254m）、漢那岳（233m）の美しい稜線を描く山並みを隔てて恩納村に、南西部は金武町、北部は名護市に隣接し、南東部は太平洋に面しています。

その山並みから東海岸に向かって、漢那福地川、宜野座福地川、慶武原川等の河川が河谷を形成し、漢那湾、宜野座湾、松田潟原に注いでいます。これらの湾が入江となって本村の海岸線は変化をもたらしています。また、河口周辺には豊かなマングローブ群落がみられ、漢那・惣慶・宜野座・松田には美しいビーチがあり、日の出や海水浴等で親しまれています。さらに、河川は太平洋に注いでいるため、西片より東に向かってなだらかな波形状の台地を形成し、大きな松田鍾乳洞は観光資源の1つとなっています。

図表 3-1 本村の位置



宜野座村公共施設等総合管理計画：平成29年3月 より

(2) 気候

本村の1991年から2021年の年平均気温は22.7℃であり、各月の平均では、1月が最も低く16℃、7月と8月が最も高く28.9℃となっており、亜熱帯地域特有の温暖な気候を示しています。

相対湿度は年平均74.4%であり、1月と12月が最も低く64%、6月が最も高く87%となっています。

各月の平均降水量では、6月が最も多く228mmであり、2月が最も少なく107mmとなっています。各月の平均を合算した値は1,835mmとなりますが、これは年間平均降水量ではなく、年間降水量は名護観測所の資料では年平均2,430mm程度であり、本村もこれに類似するものとみられます。

図表 3-2 本村の月平均気象情報

宜野座村	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均温度 (°C)	17.1	17.5	18.5	20.8	23.4	26.2	27.9	28	27.1	25.1	22.3	18.8
平均低温 (°C)	16	16.2	17.3	19.7	22.5	25.4	27	27.1	26.2	24.2	21.3	17.8
平均高温 (°C)	18.2	18.6	19.7	21.9	24.4	27	28.9	28.9	28.1	26	23.2	19.8
降水量 (mm)	114	107	133	163	200	228	131	184	192	161	111	111
湿度 (%)	64%	67%	69%	75%	81%	87%	84%	82%	79%	73%	68%	64%
雨の日 (日数)	10	9	10	10	11	12	10	13	11	10	9	9
日照時間 (時間)	4.5	4.5	5.8	7.8	8.6	9.6	10.3	9.7	9	7.3	6.3	4.9

Data: 1991-2021 平均低温, 平均高温, 降水量, 湿度, 雨の日. Data: 1999-2019 日照時間
出典: climate-data.orgより

図表 3-3 沖縄気象台名護観測所の気象資料 (抜粋)

年	気圧 (hPa)	降水量 (mm)			気温 (°C)	風向・風速 (m/s)					日照
	現地 平均	合計	最大		平均 日平均	平均 風速	最大風速			最大瞬間風速	時間 (h)
			日	1時間			風速	風速	風向		
2011	1,013.4	2,115.5	377.5	66	22.4	3.8	36.2	南	50.9	南	1,566.1
2012	1,012.2	2,753.0	159.0	59.5	22.5	4	32.2	北西	57.4	北西	1,512.2
2013	1,013.4	1,694.0	95.0	57.5	22.8	3.8	19.7	西	32.6	北	1,841.0
2014	1,013.2	2,848.0	379.0	76	22.5	3.8	27	南南東	43.2	南東	1,738.9
2015	1,014.0	1,595.0	222.5	49.5	23.1	3.8	24.1	南	33.7	東	1,740.4
2016	1,013.6	2,280.0	150.0	51.5	23.6	3.7	17.1	南南東	28.1	南東	1,773.7
2017	1,013.8	2,068.0	231.5	56.5	23.1	3.6	18.4	西北西	30.1	西	1,760.1
2018	1,012.9	2,325.0	170.5	47.5	23.0	3.9	25.3	南東	43.9	東南東	1,844.5
2019	1,012.8	2,600.0	134.0	55	23.4	3.8	20.3	南	33.1	南南東	1,657.4
2020	1,013.9	2,667.5	238.0	64	23.2	3.8	22	南	33	東	1,700.8
2021	1,013.3	2,527.5	238.0	98	23.1	3.7	15.9	南	25.3	南南西	1,817.3
2022	1,013.0	3,270.5	126.5	61.5	23.2	3.7	17.3	南南西	29.9	南南西	1,587.4

出典: 沖縄気象台

(3) 土地利用状況

2015年の本村の面積は31.30km²(3,130ha)です。緑が豊富な本村では、森林の面積が最も広く49.7%(1,555ha)を占め、次いで農地が15.1%(473ha)、雑種地等その他が12.4%(388ha)、原野が9.9%(308ha)と続きます。将来的には、森林はわずかに減少するものと思われます。

図表 3-4 本村の土地利用状況

	実績値 (ha) 平成27年 2015	目標面積 (ha)		構成比 (%)		
		令和4年 2022	令和9年 2027	平成27年 2015	令和4年 2022	令和9年 2027
農地	473.0	466.0	429.8	15.1%	14.9%	13.7%
森林	1,555.0	1,552.7	1,552.1	49.7%	49.6%	49.6%
原野等	308.6	296.6	292.4	9.9%	9.5%	9.3%
原野	308.6	296.6	292.4	9.9%	9.5%	9.3%
採草放牧地	-	-	-	-	-	-
水面・河川・水路	105.0	105.0	105.0	3.4%	3.4%	3.4%
水面	82.0	82.0	82.0	2.6%	2.6%	2.6%
河川	14.0	14.0	14.0	0.4%	0.4%	0.4%
水路	9.0	9.0	9.0	0.3%	0.3%	0.3%
道路	217.6	224.5	229.3	7.0%	7.2%	7.3%
宅地	82.8	86.6	89.0	2.6%	2.8%	2.8%
住宅地	71.6	73.9	76.2	2.3%	2.4%	2.4%
工業用地	1.9	1.9	1.9	0.1%	0.1%	0.1%
その他	9.3	10.8	10.9	0.3%	0.3%	0.3%
その他	387.9	398.6	432.3	12.4%	12.7%	13.8%
村土面積	3,130.0	3,130.0	3,130.0	100%	100%	100%

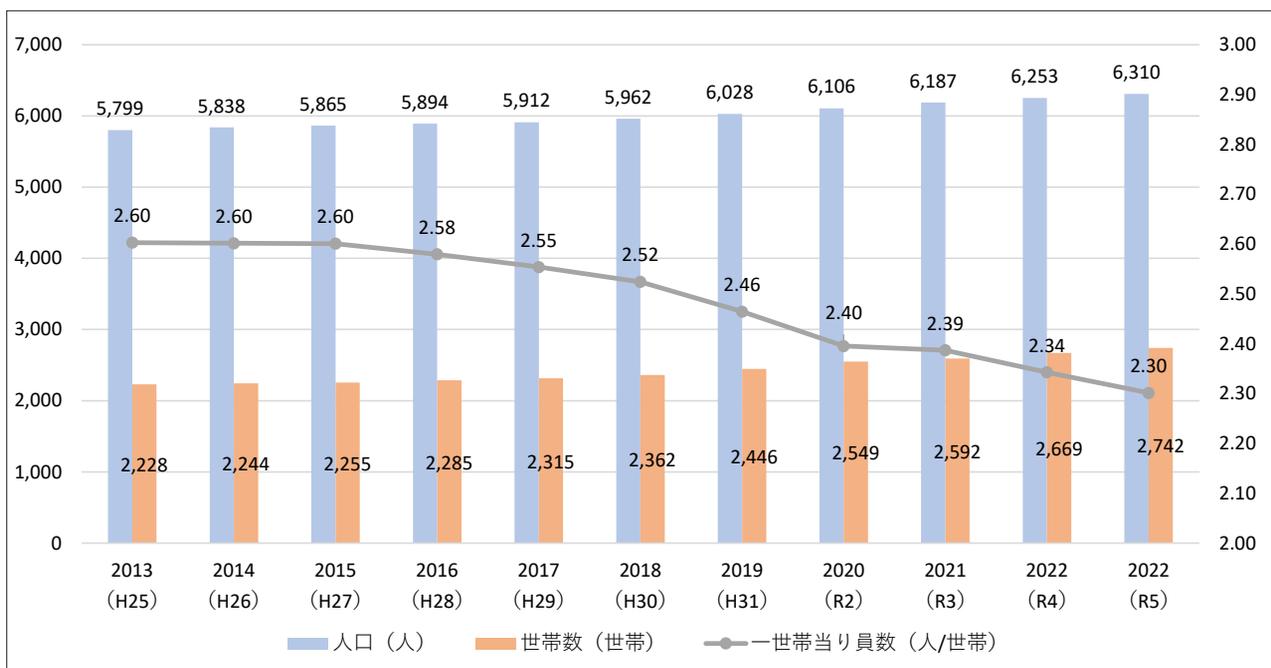
※四捨五入の関係で、合計値がそれぞれの内訳を積算したものと一致しない
出典：第4次宜野座村国土利用計画（H31.3月）

2. 人口状況

(1) 人口・世帯数

本村の住民基本台帳人口は平成25年には5,799人、世帯数は2,228世帯であり、令和4年1月1日には、人口が6,253人、世帯数は2,669世帯となっており、いずれも増加傾向にあります。一世帯当りの員数は減少傾向にあります。

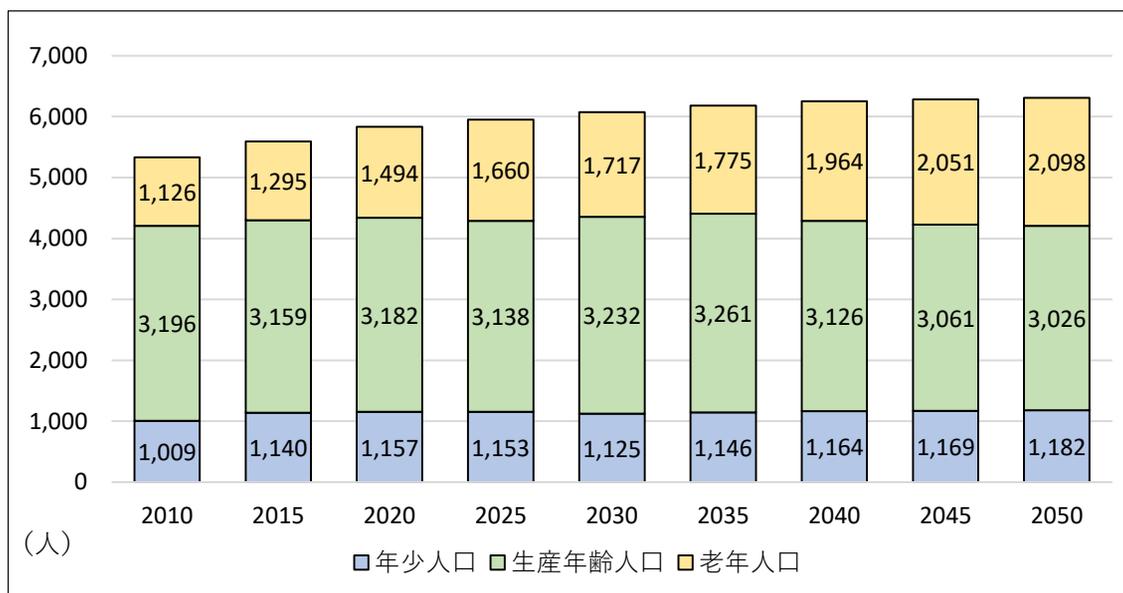
図表 3-5 本村の人口（住民基本台帳）



(2) 年齢階級別人口

国勢調査人口による本村の人口ビジョン「パターン2」による年齢区分別人口によると、15歳未満の「年少人口」は、2020年で1,157人程度であり、以降ほぼ横ばいで推移すると予想されます。15歳以上65歳未満の「生産年齢人口」は、2035年頃までは増加し、以降減少すると想定されます。65歳以上の「老年人口」は、増加傾向が続くものと推定されます。

図表 3-6 年齢階級別人口推計



※年少人口：15歳未満人口 生産年齢人口：15歳以上65歳未満 老年人口：65歳以上
資料：宜野座村人口ビジョン（R4.3月）のパターン2による推計（2020年以前は国調確定値）
出典：沖縄県人口統計（2015年までは3月末日現在、2016年以降は1月1日現在）

(3) 地区別人口

住民基本台帳ベースの令和5年4月現在の村6地区の人口と世帯数を図表3-7に示します。人口・世帯数ともに松田区が多くなっており、世帯当たりの員数は、村全体で2.3人です。

図表 3-7 地区別人口・世帯数（外国人含む）

種別 區別	人口			世帯数	1世帯当 員数
	男	女	計		
松田区	865	852	1,717	772	2.22
宜野座区	672	634	1,306	555	2.35
惣慶区	749	759	1,508	636	2.37
福山区	153	122	275	112	2.46
漢那区	609	613	1,222	540	2.26
城原区	141	141	282	127	2.22
村合計	3,189	3,121	6,310	2,742	2.30
沖縄県	719,729	743,142	1,462,871	633,674	2.31

資料：宜野座村：住民基本台帳（R5年1月末）
沖縄県：令和2年国勢調査確報値に基づく推計人口（2023年4月）

3. 産業状況

(1) 産業別就業者数

本村の産業は、食の安全や健康志向が注目を集めるなか、有機農業を軸とした農作物の生産や特産品づくり等による農業を基幹産業とし、新しいニーズへの対応や地域に根ざした農業の土台づくりを推進しています。また、マグロ類の水揚げ、もずくや海ぶどうの養殖・栽培の促進等の水産業をはじめ、地域の伝統文化や豊かな自然を活用した観光や商工業の振興、成長著しい情報産業の振興等を積極的に進めています。

就業者数も人口と同様に増加傾向であり、平成22年は2,413人となっていますが、生産年齢人口（国勢調査）が若干減少していることや人口減少時代等を踏まえると、これまでのように就業人口が増加することは厳しいことが予想されます。

産業3 区分別就業人口構成比をみると、第1次産業は低下傾向が続き、第2次産業は平成2年をピークに低下し、第3次産業が上昇しています。なかでも、第1次産業の高齢化が進んでいます。

図表 3-8 本村の産業状況の沖縄との比較（国勢調査結果）

区 分	宜野座村の就業者数			就業者数の割合（％）		
	合計	男性	女性	全国	沖縄県	宜野座村
就業者総数	2,413	1,367	1,046	100%	100%	100%
第1次産業	418	311	107	4.0%	5.0%	17.2%
農業・林業	371	270	101	3.7%	4.5%	15.4%
漁業	47	41	6	0.3%	0.5%	1.9%
第2次産業	333	256	77	23.7%	14.0%	13.8%
鉱業・採石業・砂利採取業	2	2	0	0.0%	0.0%	0.1%
建設業	252	211	41	7.5%	9.2%	10.4%
製造業	79	43	36	16.1%	4.8%	3.3%
第3次産業	1,638	786	852	66.5%	72.3%	67.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	19	16	3	0.5%	0.5%	0.8%
情報通信業	13	10	3	2.7%	2.0%	0.5%
運輸業・郵便業	68	63	5	5.4%	4.0%	2.8%
卸売業・小売業	219	103	116	16.4%	14.9%	0.1%
金融業・保険業	25	6	19	2.5%	1.9%	1.0%
不動産業・物品賃貸業	16	8	8	1.9%	1.9%	0.7%
学術研究・専門・技術サービス業	34	29	5	3.2%	2.8%	1.4%
宿泊業・飲食サービス業	218	87	131	5.7%	8.1%	9.0%
教育・学習支援業	147	50	97	4.4%	5.2%	6.1%
医療・福祉	371	112	259	10.3%	12.1%	15.4%
複合サービス業	36	18	18	0.6%	0.7%	1.5%
サービス業（他に分類されないもの）	197	113	84	5.7%	7.9%	8.2%
公務（他に分類されるものを除く）	189	130	59	3.4%	5.4%	7.8%
分類不能	24	14	10	5.8%	8.7%	1.0%

出典：第5次宜野座村総合計画（基本構想：H27）

(2) 農林水産業の状況

ア) 農作物の推移

宜野座村総合計画後期基本計画において、施策の目指す方向性として、安心・安全の産地ブランドの形成と持続可能な農業経営を図るため、低農薬・有機農業の推進や主要作目の安定生産を支援するとともに、意欲ある生産者の経営支援やエコファーマー等の農業経営者の育成・確保、農業委員会との連携による農地の集約化を図り、また、課題となっている家畜排せつ物についてバイオマスエネルギーとしての活用を推進することなどを方針として掲げています。

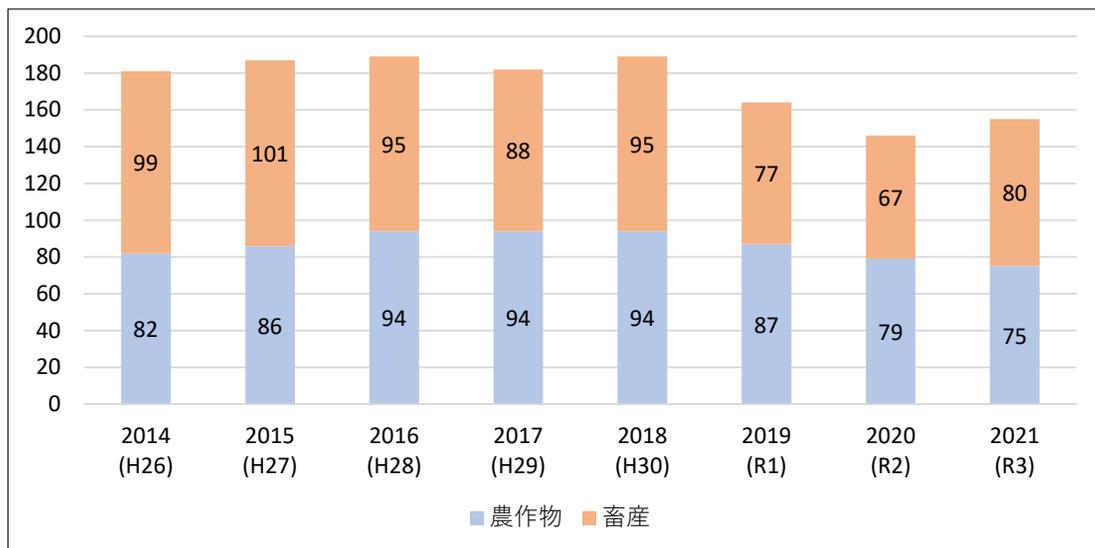
本村の農業生産の現状は、畜産（鶏卵・肉用牛）や野菜、果実等が盛んであり、令和3年度には15億5千万円の算出高でした。

図表 3-9 本村の農業生産高の推移（単位：千万円）

年度		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
農業算出高		181	187	189	193	189	163	147	155
農作物	小計	82	86	94	94	94	87	79	75
	野菜	25	24	30	33	34	36	27	26
	果実	22	23	21	23	23	25	25	24
	花き	15	18	17	16	15	0	0	0
	工芸農作物	14	15	20	16	15	14	17	17
	その他	6	6	6	6	7	12	10	8
畜産	小計	99	101	95	88	95	77	67	80
	肉用・乳用	11	14	15	16	15	14	12	13
	豚	0	0	0	0	0	0	0	0
	鶏	41	45	39	37	33	38	34	46
加工農産物		0	0	0	0	0	0	0	0

出典：農林業センサス沖縄県

図表 3-10 本村の農業・畜産業の生産高の推移（単位：千万円）



出典：農林業センサス沖縄県

イ) 農林水産業の就業者数・耕地面積

国勢調査における農林水産業の従事者は、減少傾向にあり、2015（H27）年結果では400名でした。これは、対沖縄県比率の1.5%にあたります。

耕地には、水田はなく、ほとんどが普通畑であり400ha程度あります。対沖縄県比率は、1.25%程度を占めています。

図表 3-11 本村の農林水産業の就業者数・耕地面積の推移

年度	宜野座村の農林水産業						沖縄県の農林水産業		
	就業者数					耕地面積		就業者数	耕地面積
	農業	林業	漁業	合計	対県比率	(ha)	対県比率	(合計)	(ha)
2005 (H17)	360	2	59	421	1.28%	*467	1.22%	32,973	*38,400
2010 (H22)	369	2	47	418	1.38%	484	1.27%	30,396	38,200
2015 (H27)	357	8	35	400	1.50%	473	1.25%	26,593	37,700

※2005年の耕地面積は、2006年の値
出典：就業者数は国勢調査、耕地面積は農業センサス

ウ) エコファーマーの育成状況

本村では、環境保全型農業「有機の里宜野座村」の定着を図るため、エコファーマーの育成・認定者の増加に取り組むとともに、農家との連携による堆肥利用や農業アドバイザーによる減農薬・有機栽培等の環境保全型農業を促進し、安心・安全な農産物の生産・販売の普及を図っています。

図表 3-12 エコファーマーの認定数

指標名	現状値 (令和2年度)	目標指標 (令和7年度)	備考
エコファーマー認定農家数	延べ41人見込	延べ51人	毎年2名程度の新規認定者を確保
認定農業者数	43人見込	58人	高齢化が進む中で現状維持を図る。 (認定新規就農者を認定農業者に育成)
認定新規就農者数	延べ22人	延べ42人	育成センター卒業生等
荒廃農地面積	282,226m ² (85,373坪)	225,780m ² (68,288坪)	荒廃農地調査

出典：第5次宜野座村総合計画後期計画

エ) 水産業

本村の水産業においてはサンゴ礁海域を主漁場とし、モズク等の海面養殖が営まれていることから、赤土流出対策や資源管理漁業の推進等、永続的に利用できる漁場環境の形成を目指しています。

図表 3-13 本村の水産業の方針

指標名	現状値 (令和3年度)	目標指標 (令和7年度)	備考
藻類取扱量	347t	378t	モズク協会指数参考
漁業就業者数	86人	90人	5%の増加を目指す。 (宜野座村漁業協同組合員数)
漁獲金額	9,400万円	9,900万円	モズクの水揚量が安定してきたため、 指標(漁獲金額)も上げた。

出典：第5次宜野座村総合計画後期計画

(3) 建設業・製造業

本村の製造業における出荷額は年間3億円を超え、令和2年度は4億6900万円でした。沖縄県の出荷額に対する比率は0.1%に満たない状況にあります。建設業の従業員数は300人前後で推移しています。

図表 3-14 製造業の製造品出荷額並びに建設・鉱業の従業員数の推移

年度	宜野座村				沖縄県	
	製造業		建設業・鉱業		製造業	建設業・鉱業
	製造品出荷額 (億円)	対県比率 %	従業者数 (人)	対県比率 %	製造品出荷額 (億円)	従業者数 (人)
2010 (H22)	3.67	0.06%	310	0.74%	5,645.80	41,736
2012 (H24)	3.78	0.06%	310	0.74%	6,175.29	41,736
2014 (H26)	3.43	0.05%	285	0.73%	6,331.40	39,052
2016 (H28)	3.58	0.08%	285	0.73%	4,476.12	39,052
2018 (H30)	3.21	0.05%	285	0.73%	6,377.26	39,052
2020 (R2)	4.69	0.10%	252	0.56%	4,694.27	44,846

出典：経済センサス・環境省自治体カルテ

(4) 観光業

観光については、地域の魅力である「自然」と先人たちが培い地域で息づいている「文化(人々の暮らし)」を基調とし、基幹産業である「農業・漁業」の振興と併せた観光振興を図るとともに、宜野座村商工会と連携して「経営発達支援計画」を円滑に推進し、ウィズコロナ、アフターコロナ対策として伴走型経営支援ができるよう連携強化に努めています。

図表 3-15 本村の観光業の方針

指標名	現状値 (令和元年度)	目標指標 (令和7年度)	備考
村全体の観光入込客数	125万人	130万人	
滞在人口(8月)	平日：1.16 休日：1.22	平日：1.20 休日：1.30	阪神タイガースの春季キャンプにより訪問者数が最も多いが、夏季における訪問者数が少ないことが課題。/地域経済分析システム(RESAS)より
道の駅施設の入客数	63万人	65万人	

出典：第5次宜野座村総合計画後期計画

(5) 商業(卸売・小売業)

商工業の振興については、宜野座村商工会と連携し、商工業の経営革新計画認定支援及び経営指導員等による巡回・窓口相談、各種セミナー・講習会等の開催、専門家派遣等の経営基盤強化の支援を促進していますが、事業所数は減少傾向にあります。

令和3年度の年間商品販売額は23億2800万円でした。前回集計の平成28年度よりは増加しましたが、平成24年度よりは減少しています。

図表 3-16 本村の商業(卸売・小売業)の推移

項目		年度		
		2012 (H24)	2016 (H28)	2021 (R3)
合計	事業所数	42	38	35
	従業者数	147	163	135
	年間商品販売額(百万円)	2,675	2,212	2,328
卸売業	事業所数	5	6	5
	従業者数	17	20	14
	年間商品販売額(百万円)	529	514	34
小売業	事業所数	37	32	30
	従業者数	130	143	121
	年間商品販売額(百万円)	2,146	1,698	2,294
	売場面積(m ²)	1,325	249	628

出典：経済センサス

4. 運輸状況(車両台数)

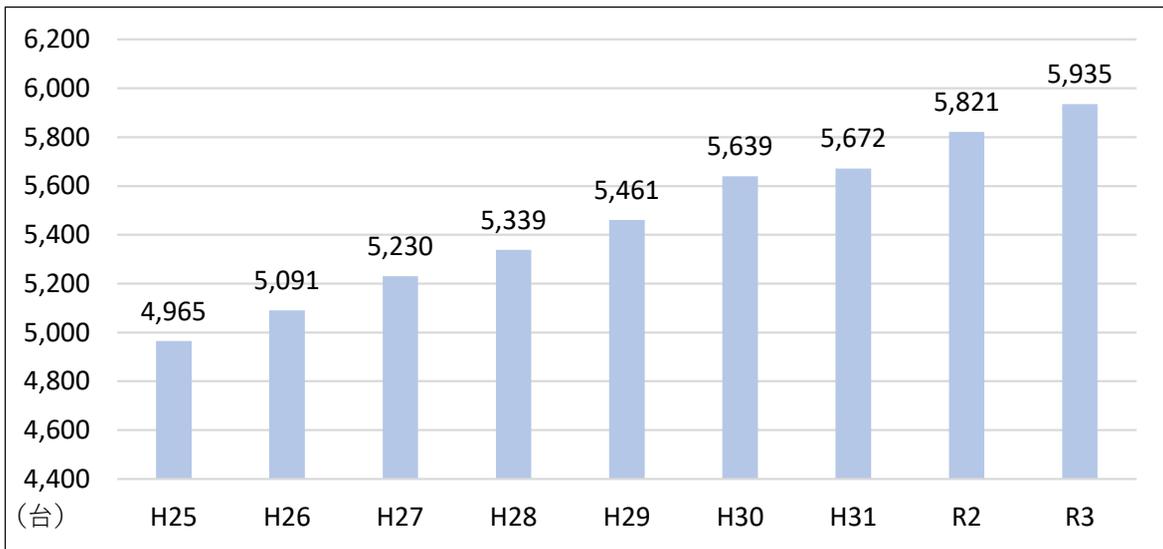
陸運局に登録されている本村内の車両は、年々増加傾向にあり、令和4年3月末時点で5,935両あり、近年中に6,000台を突破する状況にあります。特に軽自動車と乗用車の率が高くなっています。

図表 3-17 本村の車両登録数の集計

年度	貨物車	乗合車	乗用車	特殊車	軽自動車	二輪車	合計
H25	475	15	1,804	66	2,543	62	4,965
H26	460	17	1,844	64	2,642	64	5,091
H27	490	16	1,879	73	2,703	69	5,230
H28	501	16	1,914	70	2,769	69	5,339
H29	512	16	1,972	81	2,810	70	5,461
H30	566	17	2,021	85	2,877	73	5,639
H31	620	15	2,080	82	2,804	71	5,672
R2	640	18	2,162	86	2,833	82	5,821
R3	639	19	2,221	97	2,874	85	5,935

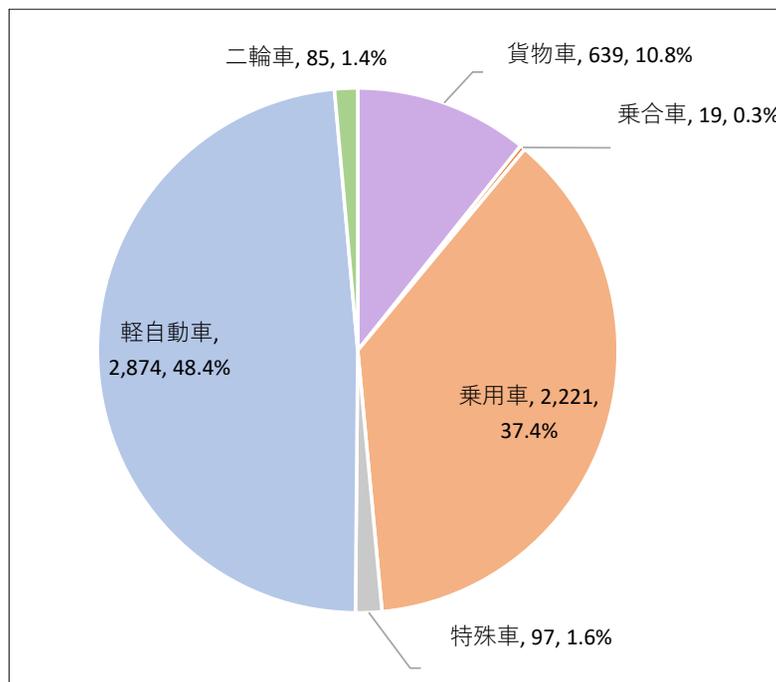
出典：沖縄総合事務局 陸運事務所

図表 3-18 本村の車両登録数の推移



出典：沖縄総合事務局 陸運事務所

図表 3-19 本村の車両登録数の比較（令和3年3月現在）



出典：沖縄総合事務局 陸運事務所

5. 一般廃棄物処理

本村の一般廃棄物は金武町と「金武地区消防衛生組合」を組織し、処理しています。収集は、それぞれの町村で実施しています。

本村の一般廃棄物の搬入量（収集分と直接搬入分）は、年々増加傾向にあり、令和3年度では2,303トンに達しており、うち、可燃ごみが大半を占めています。

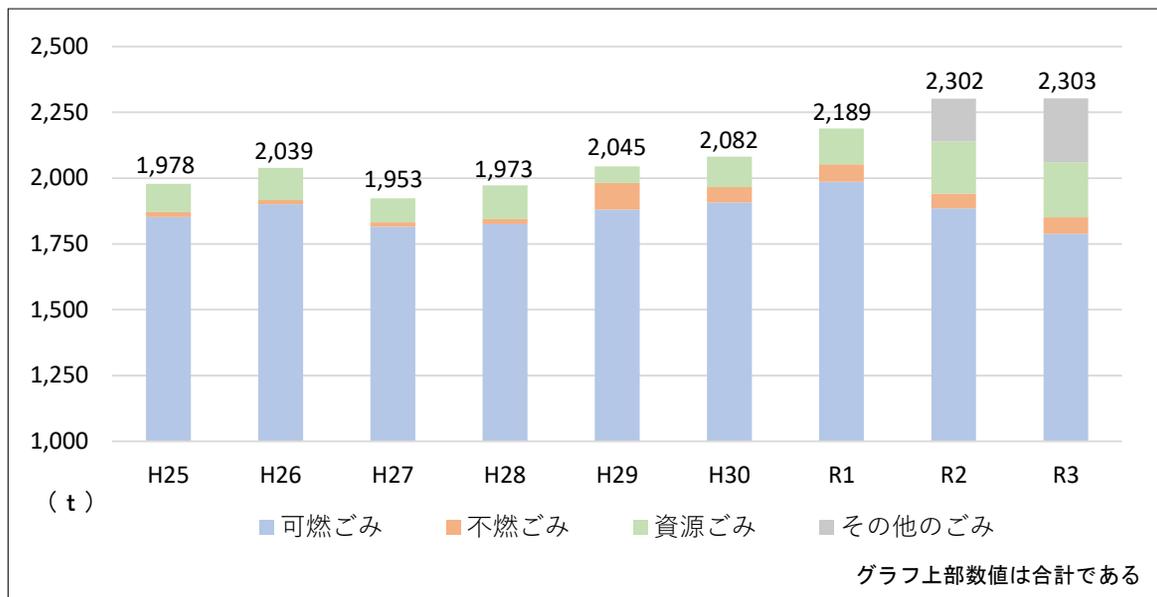
村民1人1日当りの搬入量は令和元年度以降1kgを超えており、減量化を目指す必要があります。

図表 3-20 本村の一般廃棄物搬入量（家庭系、事業系の収集＋直接搬入）

項目	年度	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3
ごみ搬入量 (t)		1,978	2,039	1,953	1,973	2,045	2,082	2,189	2,302	2,303
可燃ごみ		1,852	1,901	1,815	1,826	1,880	1,907	1,986	1,885	1,788
不燃ごみ		19	16	17	19	102	59	67	56	63
資源ごみ		107	122	91	128	63	116	136	198	209
その他のごみ		0	0	0	0	0	0	0	163	243
宜野座村 (1人1日当)		952	971	926	931	960	962	1,007	1,048	1,038
生活系		604	617	616	610	608	650	655	775	780
事業系		324	330	287	298	329	288	326	247	232
沖縄県 (1人1日当)		829	843	843	853	866	883	891	881	880

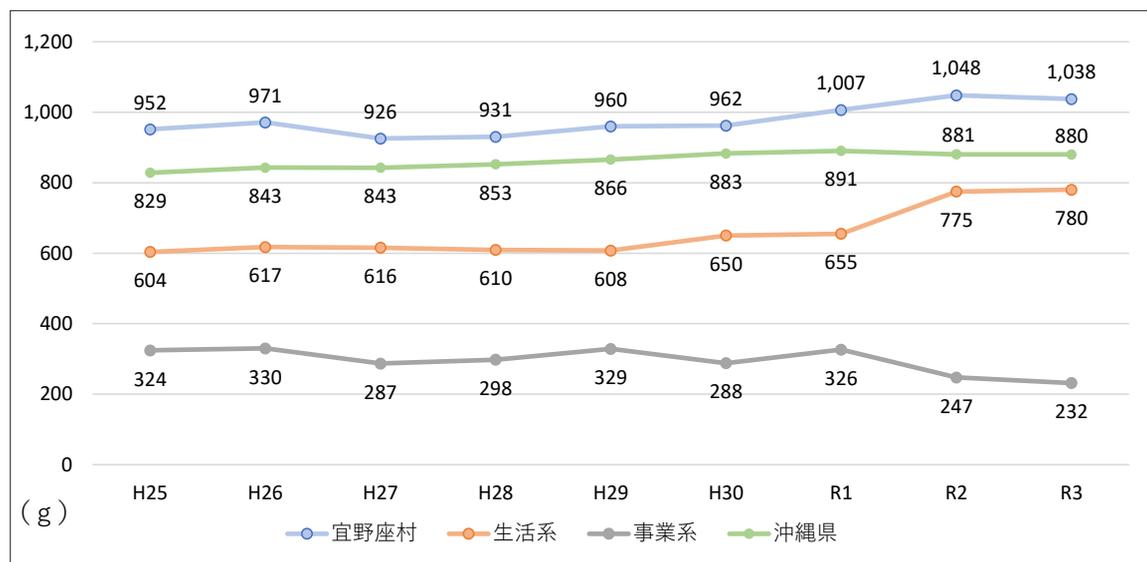
出典：ごみ処理の概要（環境省：市町村別資料）

図表 3-21 本村の一般廃棄物搬入量の推移（t：収集＋直接搬入）



出典：ごみ処理の概要（環境省：市町村別資料）

図表 3-22 一人1日当りの搬入量（g/人日）



出典：ごみ処理の概要（環境省：市町村別資料）

6. 電力及び再生可能エネルギーの状況

本村区域の電気使用量は、2018（H30）年度の25,451MWhをピークに、その後、減少傾向にあり、2021（R3）年度では21,025MWhとなっています。

本村域の再生可能エネルギーは、すべてが太陽光発電です。うち、発電量の9割が出力10kW以上の機種によるものです。

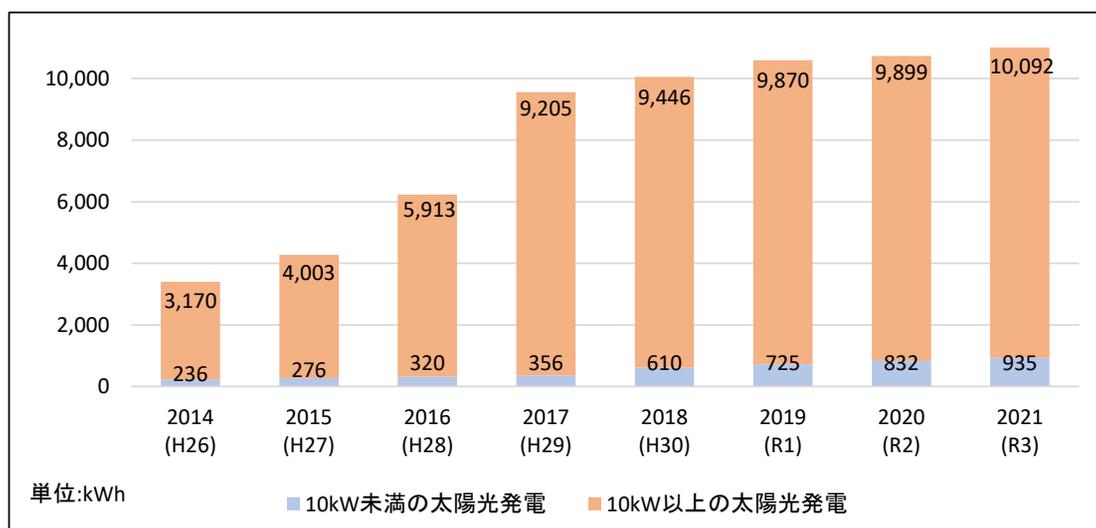
太陽光による発電量は年々増加傾向にあり、区域内の電気使用量に対する導入率も増加傾向にあり、2020年度辺りから50%以上を占めるようになっていきます。ただし、太陽光で発電された電力がすべて本村で使用されるわけではなく、沖縄電力の系統に配電され、村外で使用される部分もあります。沖縄県全体での再生可能エネルギーの発電比率は、2021（R3）年度で14.8%です。

図表 3-23 本村の再生可能エネルギーの状況

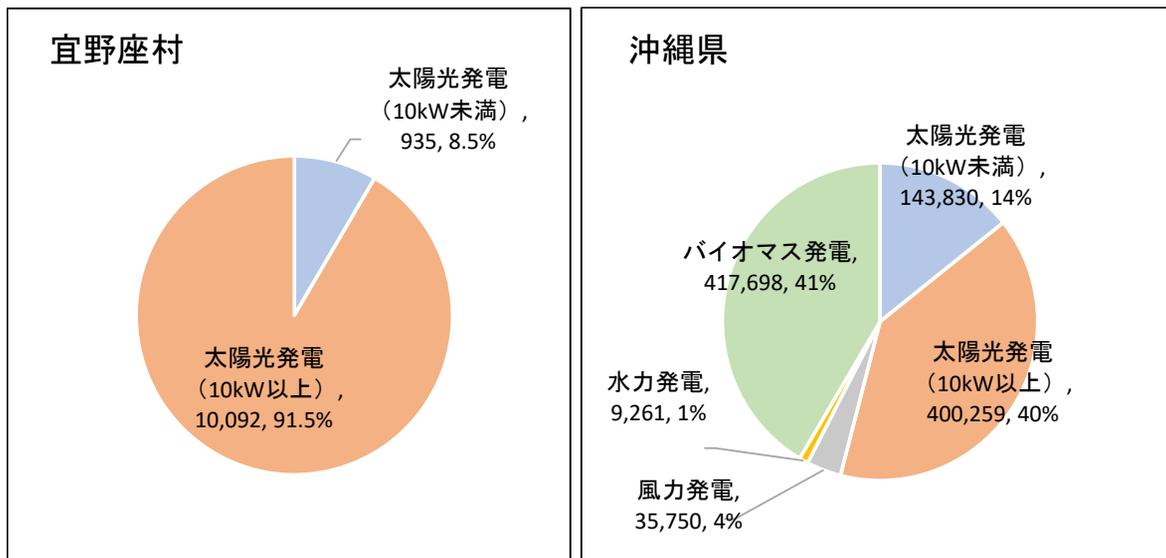
再生可能エネルギーの発電量等		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
太陽光発電（10kW未満）	件数	34	40	45	49	71	89	103	118
	出力：kW	196	230	266	297	508	604	693	779
	発電量：MWh	236	276	320	356	610	725	832	935
太陽光発電（10kW以上）	出力：kW	2,396	3,026	4,470	6,959	7,141	7,462	7,484	7,629
	発電量：MWh	3,170	4,003	5,913	9,205	9,446	9,870	9,899	10,092
再生可能エネルギー合計 (宜野座村の場合太陽光 発電のみ)	出力：kW	2,593	3,256	4,736	7,256	7,649	8,066	8,177	8,408
	発電量：MWh	3,405	4,279	6,232	9,561	10,056	10,596	10,731	11,027
	対沖縄県比	1.2%	1.2%	1.5%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%
区域の電気使用量	使用量：MWh	22,973	22,387	23,138	23,933	25,451	22,861	21,025	21,025
対消費電力FIT導入比(発電量/使用量)		14.8%	19.1%	26.9%	40.0%	39.5%	46.3%	51.0%	52.4%
<参考：沖縄県>									
太陽光発電合計	出力：kW	229,405	282,246	318,841	344,085	364,039	381,001	396,342	422,440
	発電量：MWh	295,355	364,880	412,709	445,644	471,321	493,079	512,426	544,089
再生可能エネルギー合計*	発電量：MWh	388,955	456,259	527,417	565,991	591,844	560,360	631,743	1,006,798
区域の電気使用量 *1	使用量：MWh	7,194,364	7,028,682	7,532,454	7,676,983	8,113,414	7,091,319	6,798,838	6,798,838
対消費電力FIT導入比(発電量/使用量)		5.4%	6.5%	7.0%	7.4%	7.3%	7.9%	9.3%	14.8%

出典：環境省自治体カルテ及び「E-CO₂」（沖縄県及び宜野座村）より

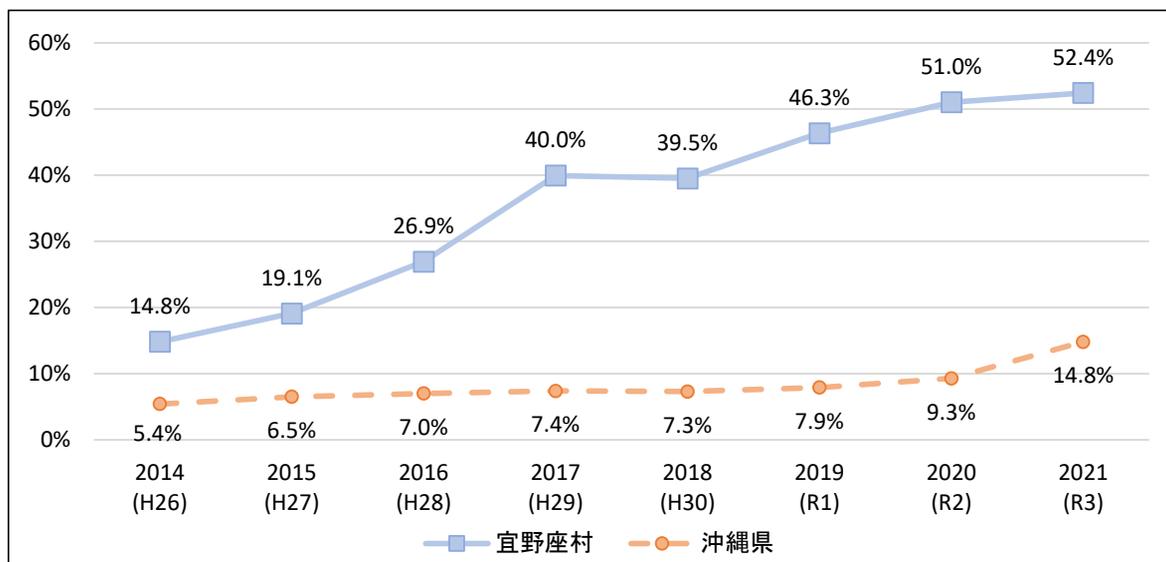
図表 3-24 本村の再生可能エネルギー（太陽光発電）の発電量の推移



図表 3-25 本村と沖縄県全体での再生可能エネルギーの発電量の割合



図表 3-26 再生可能エネルギーの区域内消費電力 FIT 導入比（発電割合）の推移



出典：環境省自治体カルテ及び「E-CO₂」（沖縄県及び宜野座村）より

コラム：FIT

「FIT」とは、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の略称です。この制度は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度で、2012年7月1日から始まりました。この制度により、再生可能エネルギーの導入を支援し、日本のエネルギー自給率の向上につながると考えられています。

電力会社は国から一定期間の間、固定価格での買い取りを義務付けられているため、途中で買い取りを中止したり価格を変更したりすることはできない制度です。

7. 総合計画による地球温暖化対策の推進

第5次宜野座村総合計画後期計画（令和4年3月）では、本村の地球温暖化対策の指針として下記の事項を示しています。

- ①沖縄北部森林組合や地域・農家等と連携して、宜野座村堆肥センター及びオガコ製造施設を活用した耕畜連携農業や資源循環型農業を推進し、地域ぐるみによる循環型社会の形成を図ります。
- ②新エネルギーの導入については、費用対効果等も十分に考慮し、地域に適した実現性の高い地域エネルギーの可能性を検討します。
- ③宜野座村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省資源、省エネルギー、リサイクル、再生可能エネルギーの推進等、環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して取り組みます。
- ④マイバックの使用等、各個人や家庭で取り組める省資源・省エネルギー・リサイクル等の地球温暖化防止活動を実践するための情報提供に努めます。
- ⑤家庭や事業所、ホテル等で環境に負荷の少ない太陽光・太陽熱等の自然エネルギーの活用を促進します。
- ⑥公共施設等の整備・更新において、環境負荷を低減したLED化等の機器類を使用し、太陽光発電設備等の自然エネルギーを活用することで、脱炭素化に向けたむらづくりを推進します。

図表 3-23 総合計画策定に関するアンケートより（抜粋）

指標名	現状値 (令和2年度)	目標指標 (令和7年度)	備考
「自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進」に関する満足度	45.7%	50%以上	「自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進」（問30-11）の「満足」（5.0%）と「まあ満足」（40.7%）を合計した数値 (令和2年8月実施村民アンケート調査より)

出典：第5次宜野座村総合計画後期計画

区域施策編

第4章 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

1. 温室効果ガス排出量集計の部門・分野区分と算定方法

(1) 二酸化炭素排出の部門・分野について

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の積算にあたり、集計部門区分は、沖縄県並びに「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.1」（環境省 令和3年3月）及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver.1.1」（環境省 令和3年3月）（以下、「環境省マニュアル」とします。）に準じて次のように区分します。なお、エネルギー転換、運輸の鉄道・船舶・航空機・工業プロセスは、本村では該当しないので対象外とします。

図表 4-1 二酸化炭素排出量の部門・分野区分について

部門	分野	対象項目	備考
エネルギー転換		発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出。配電・販売されるエネルギーは、民生部門で積算。	本村では対象外
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
民生業務部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。	
民生家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。	自家用車のエネルギーは運輸部門で積算
運輸部門	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
	自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。	本村では対象外
	船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出。	甲種湾岸・乙種湾岸の利用船舶。 本村は対象外
	航空	航空機におけるエネルギー消費に伴う排出。	本村では対象外
非エネルギー部門	工業プロセス	セメント、鉄鋼、化学製品等の製造過程で化学的、物理的に発生する二酸化炭素	本村では対象外
	廃棄物部門	焼却処分時に排出される二酸化炭素量	

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

本村の二酸化炭素排出量は、「環境省マニュアル」に基づき、本村で収集可能な活動量等を踏まえて算出します。

図表 4-2 部門・分野ごとの温室効果ガス排出量算出方法・出典一覧

<二酸化炭素>

部門・分野		二酸化炭素排出量の算定法	データの出展
産業部門	製造業	沖縄県の製造業における炭素排出量×(宜野座村の製造品出荷額/沖縄県の製造品出荷額)×44/12	・環境省：自治体カルテ（R5年度版） ・産業別従業者数 ・経済センサス・工業統計
	建設・鉱業	沖縄県の建設・鉱業における炭素排出量×(宜野座村の従業者数/沖縄県の従業者数)×44/12	・環境省：自治体カルテ（R5年度版） ・産業別従業者数 ・経済センサス
	農林水産業	沖縄県の農林水産業における炭素排出量/(宜野座村の従業者数/沖縄県の従業者数)×44/12	・環境省：自治体カルテ（R5年度版） ・産業別従業者数 ・農業センサス
民生業務部門		沖縄県の民生業務部門における炭素排出量×(宜野座村の従業者数/沖縄県の従業者数)×44/12	・環境省：自治体カルテ（R5年度版） ・国勢調査による産業別人口等 ・経済センサス
民生家庭部門		沖縄県の民生家庭部門における炭素排出量×(宜野座村の世帯数/沖縄県の世帯数)×44/12	・環境省：自治体カルテ（R5年度版） ・住民基本台帳の人口及び世帯数
運輸部門	自動車	全国の自動車車種別炭素排出量×(宜野座村の車種別保有台数/全国の車種別保有台数)×44/12	・環境省：自治体カルテ（R5年度版） ・自動車燃料消費統計年報 ・沖縄総合事務局陸運事務所業務概要
	船舶	本村に甲種湾岸又は乙種湾岸がないため算定しない	
	その他	鉄道・航空機は、宜野座村にはないため算定しない	
廃棄物部門		焼却処理量×(1-水分量)×プラスチック類比率×2.77+焼却処理量×全国平均合成繊維比率(0.028)×2.29	・環境省：自治体カルテ（R5年度版） ・一般廃棄物処理実態調査結果

<二酸化炭素以外の温室効果ガス>

温室効果ガス		温室効果ガス排出量の算定法	データの出展
メタン CH ₄	農業	沖縄県の農業によるメタン発生量×(宜野座村の耕地面積/沖縄県の耕地面積)	・第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(改定版)
	家畜排せつ物	・肉用牛:0.11t-CH ₄ /頭×頭数 ・乳用牛:0.066t-CH ₄ /頭×頭数 ・豚:0.0011t-CH ₄ /頭×頭数	・農業センサス ・農業統計書
	廃棄物	沖縄県の廃棄物によるメタン発生量×(宜野座村の廃棄物焼却量/沖縄県の廃棄物焼却量)	・第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(改定版) ・一般廃棄物処理実態調査結果
一酸化二窒素 N ₂ O	燃料	沖縄県の燃料による一酸化二窒素排出量×(宜野座村の産業部門と民生部門のCO ₂ 排出量の沖縄県の値に対する比率)	・第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(改定版)
	農業廃棄物	沖縄県の農業廃棄物による一酸化二窒素排出量×(宜野座村の耕地面積)/(沖縄県の耕地面積)	・第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(改定版) ・農業センサス
	廃棄物	沖縄県の一般廃棄物による一酸化二窒素排出量×(宜野座村の世帯数)/(沖縄県の世帯数)	・第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(改定版) ・国勢調査世帯数
代替フロン類		沖縄県の家庭用エアコン・冷蔵庫におけるHFC排出量×(宜野座村の世帯数)/(沖縄県の世帯数)	・第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(改定版) ・国勢調査世帯数

※排出量は、二酸化炭素排出量に換算する

<二酸化炭素吸収源量>

森林吸収量	沖縄県の森林による二酸化炭素収集量×(宜野座村の森林面積/沖縄県の森林面積)	・第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(改定版)
農地土壌炭素吸収量	沖縄県の農地土壌炭素による二酸化炭素収集量×(宜野座村の耕地面積/沖縄県の耕地面積)	・第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(改定版) ・農業センサス

2. 二酸化炭素排出量の現状

本村のエネルギー起源並びに廃棄物などの非エネルギー起源からの二酸化炭素年間排出量は、基準年（2013：H25年）で4万630t-CO₂、最新現状年（2020：R2年）で3万5,950t-CO₂で、減少傾向が見られます。

図表 4-3 本村の二酸化炭素排出量の推移

部門・分野	年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
合計 (千t-CO ₂)		40.92	41.22	40.79	40.63	39.57	38.57	39.16	39.64	40.35	38.58	35.95
産業部門		3.27	3.55	3.31	3.04	3.81	4.30	4.09	3.54	3.33	3.62	4.34
製造業		0.70	0.65	0.60	0.58	0.57	0.72	0.68	0.64	0.59	0.90	0.80
建設業・鉱業		0.95	1.07	0.95	0.88	0.88	0.88	0.84	0.90	0.86	0.80	0.61
農林水産業		1.63	1.83	1.76	1.58	2.35	2.70	2.58	2.00	1.88	1.92	2.93
民生業務部門		13.57	13.21	13.70	14.14	12.05	10.91	11.31	11.36	13.14	10.82	8.26
民生家庭部門		9.23	9.80	8.77	8.83	8.96	8.61	8.71	9.16	8.51	8.65	8.25
運輸部門		14.02	13.65	13.78	13.70	13.79	14.03	14.03	14.40	14.48	14.48	13.58
乗用車・旅客車		6.31	6.41	6.53	6.44	6.26	6.34	6.40	6.45	6.43	6.28	5.64
貨物車		7.71	7.24	7.26	7.26	7.53	7.69	7.63	7.95	8.05	8.20	7.94
鉄道		0.34	0.40	0.44	0.45	0.44	0.43	0.42	0.41	0.39	0.38	0.38
船舶		3.45	2.66	2.07	2.22	2.85	3.55	3.54	3.32	2.67	3.10	2.38
廃棄物分野（一般廃棄物）		0.82	1.02	1.23	0.92	0.95	0.73	1.02	1.18	0.89	1.01	1.51

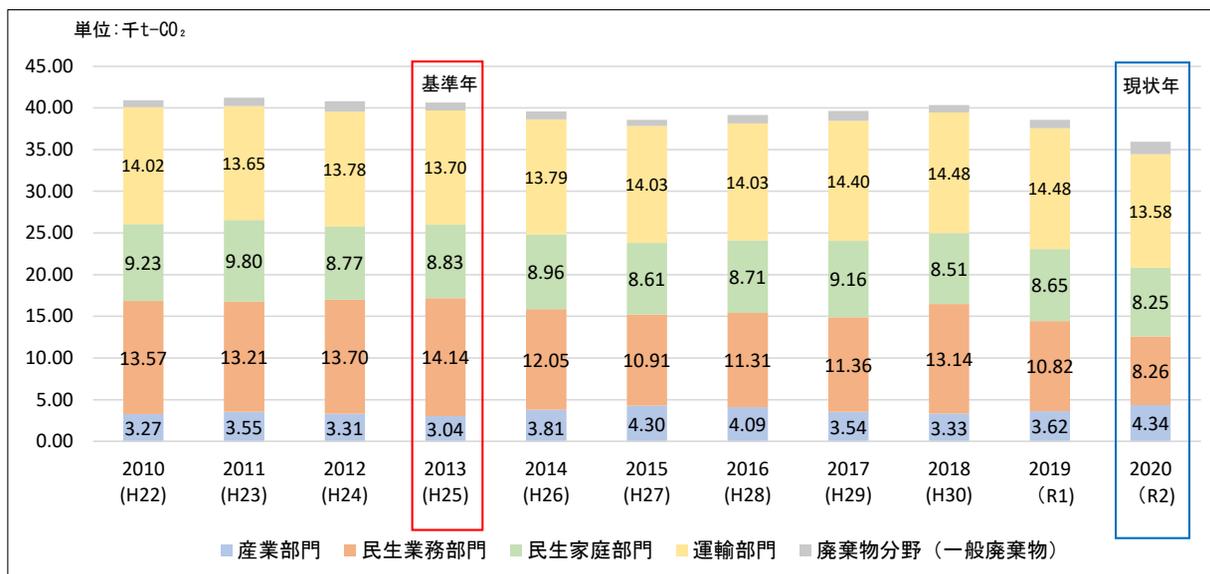
赤字は、基礎データが集計発表されていないので、トレンドより推計。

資料出典：環境省 自治体カルテ（宜野座村）を一部改変

部門ごとの排出量を2013年値と2020年値で比較すると、産業部門と廃棄物分野は増加し、運輸部門、民生家庭部門、民生業務部門は減少しています。特に、民生業務部門の減少は基準年の1万4,140t-CO₂から8,260t-CO₂と大幅に減少しています。これは、2020年の新型コロナウイルス蔓延に伴う経済活動の低下に要因があると推測されます。

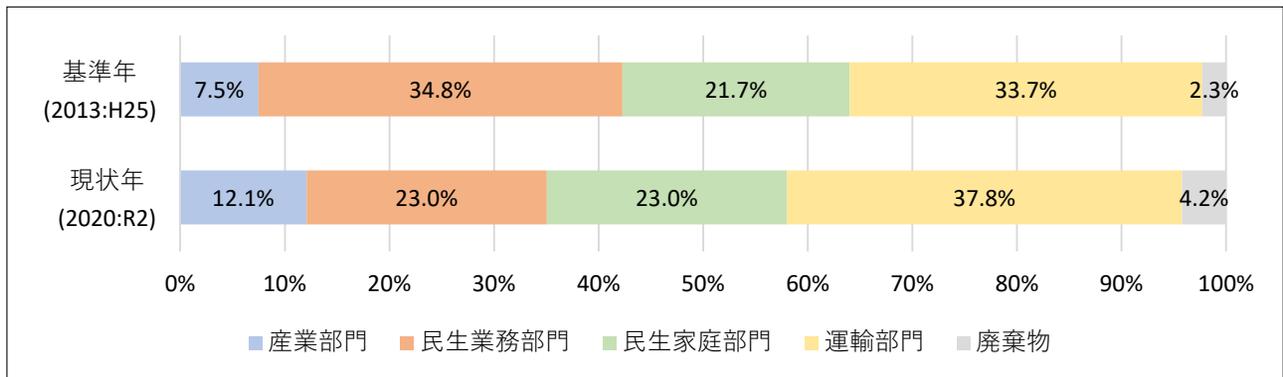
部門ごとの排出量の比率で比較すると、産業部門、民生業務部門、民生家庭部門は比率が増加し、廃棄物分野は横ばい、運輸部門は減少しています。

図表 4-4 本村の二酸化炭素排出量の推移



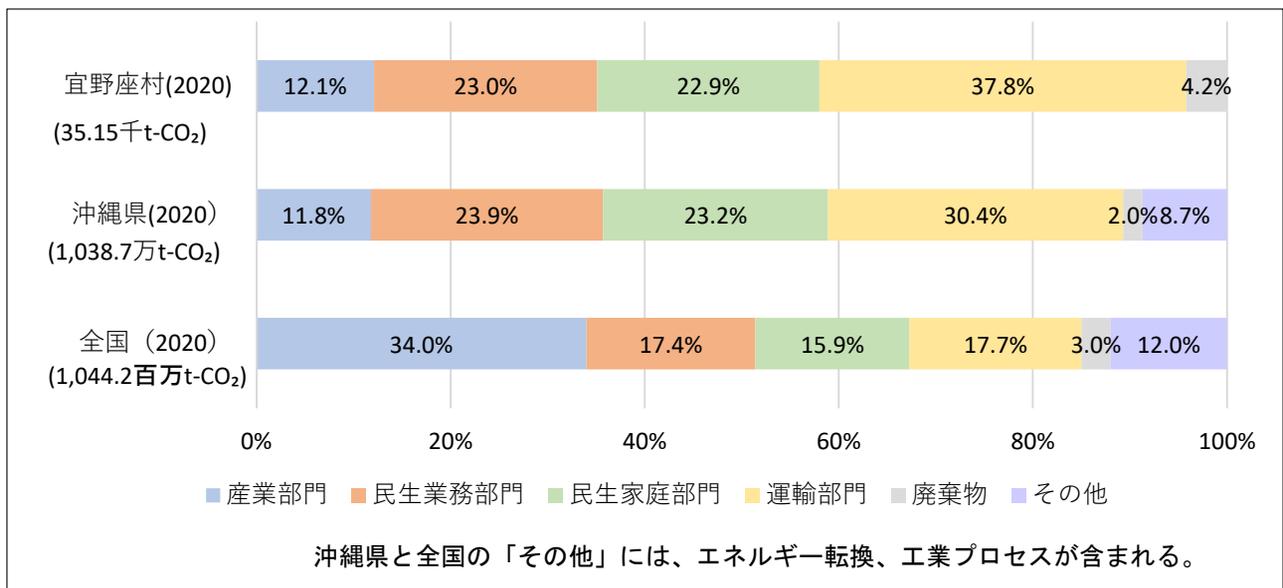
資料出典：環境省、自治体カルテ（宜野座村）を一部改変

図表 4-5 本村の 2013 年と 2020 年の二酸化炭素排出量の比較



二酸化炭素の 2020 年の排出量の比率を沖縄県や全国と比較すると、沖縄県と本村は運輸部門とその他を除いて類似しています。一方、全国では、産業部門が圧倒的に高く、その他の分野も高く、廃棄物分野は同程度、これら以外は沖縄県や本村が高い傾向が伺えます。

図表 4-6 二酸化炭素排出量比率の県や全国との比較



3. 温室効果ガスの排出量・吸収源量の現状

二酸化炭素以外の温室効果ガス（二酸化炭素換算値）は、基準年（2013年）で 1,970 t-CO₂ であり、最新現状年（2020年）は 2,030 t-CO₂ に増加しています。

二酸化炭素以外の温室効果ガスの全温室効果ガスに対する割合は 5%程度です。ガスの種類では、基準年で、メタン（CH₄）が 1,610 t-CO₂、一酸化二窒素（N₂O）が 310 t-CO₂、フロン類は 50 t-CO₂ 程度と積算されます。

森林（樹木の生長分）及び農地土壌等で吸収される二酸化炭素量は、年間、概ね 200t-CO₂ 程度と積算され、全体の二酸化炭素排出量の 0.6%程度と積算されます。なお、森林等の樹木による吸収源は、倒木したり燃焼したりすると、結果、二酸化炭素が排出されることになるので、樹木の

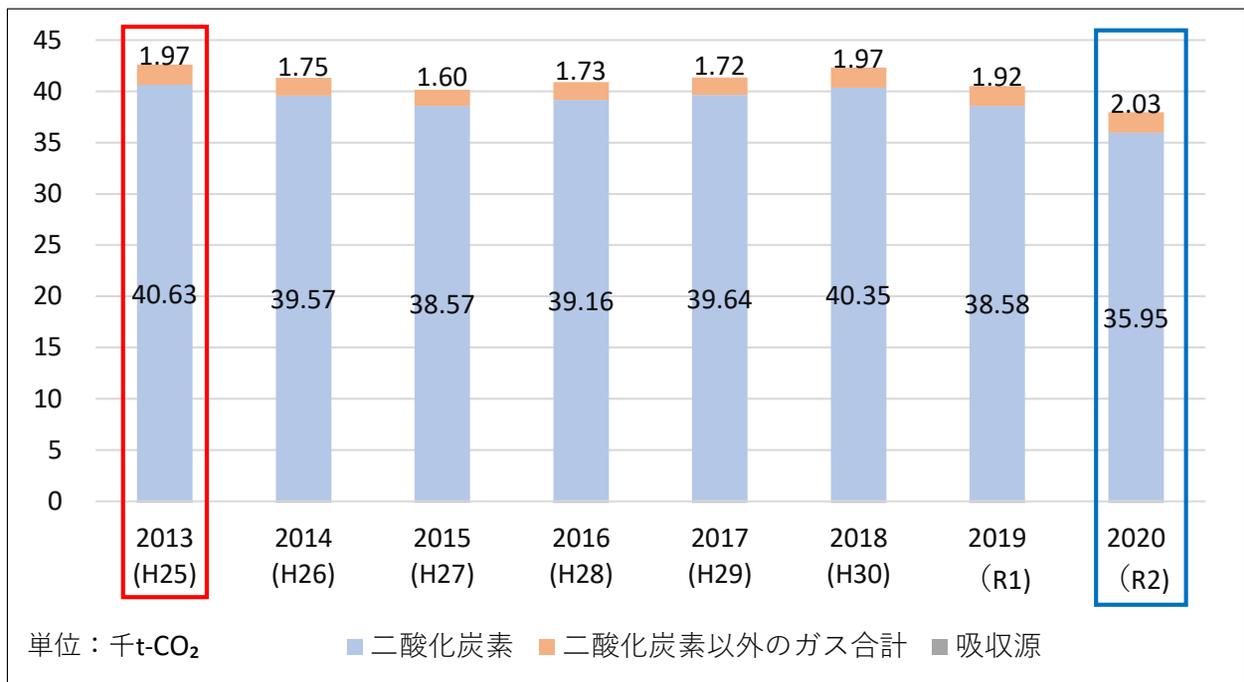
まみや製材・資材として活用することが重要です。

吸収源量を考慮した二酸化炭素排出換算量は、基準年（2013年）で4万1,200t-CO₂であり、最新現状年（2020年）で3万7,760t-CO₂と積算されます。

図表 4-7 温室効果ガス排出量・吸収源量の集計

区分	年度 単位：千t-CO ₂	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
二酸化炭素		40.63	39.57	38.57	39.16	39.64	40.35	38.58	35.95
CO2以外のガス合計		1.97	1.75	1.60	1.73	1.72	1.97	1.92	2.03
温室効果ガス		42.60	41.32	40.17	40.89	41.36	42.32	40.50	37.98
	内、CO2の比率	95.4%	95.8%	96.0%	95.8%	95.8%	95.4%	95.2%	94.7%
メタン	合計	1.61	1.38	1.24	1.36	1.34	1.60	1.55	1.63
CH ₄	農業	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.21	0.20	0.20
	家畜排泄物	1.39	1.17	1.03	1.14	1.12	1.37	1.33	1.41
	廃棄物	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.03	0.02
一酸化二窒素	合計	0.31	0.32	0.32	0.32	0.33	0.32	0.32	0.34
N ₂ O	燃料	0.19	0.20	0.20	0.20	0.20	0.19	0.19	0.21
	農業廃棄物	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	廃棄物	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
代替フロン類		0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06
吸収源		0.19	0.18	0.19	0.20	0.21	0.21	0.21	0.21
	森林吸収	0.17	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18
	農地土壌吸収	0.02	0.00	0.01	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03
吸収源量を考慮した二酸化炭素換算量		42.42	41.14	39.98	40.70	41.15	42.12	40.30	37.75

図表 4-8 温室効果ガス排出量・吸収源量の推移



4. 温室効果ガスの排出量の現況趨勢

地球温暖化対策の普及啓発が進行している現在、温室効果ガスの排出量は徐々に減少している状況にありますが、人口変動や経済・社会活動によって変動すると想定されます。そこで、人口推移を配慮して、これまでの排出量の傾向（トレンド）から、今後の現況趨勢を積算しました。

【積算方法・手順】

- ①各部門・分野ごとに、人口一人当たりの温室効果ガス排出量を積算する。
- ②基準年（2013年）年から現状年（2020年）の間の最も有効なトレンド式を求める。
- ③トレンド式から人口推計結果を基に、2021年以降の現況趨勢値を積算する。

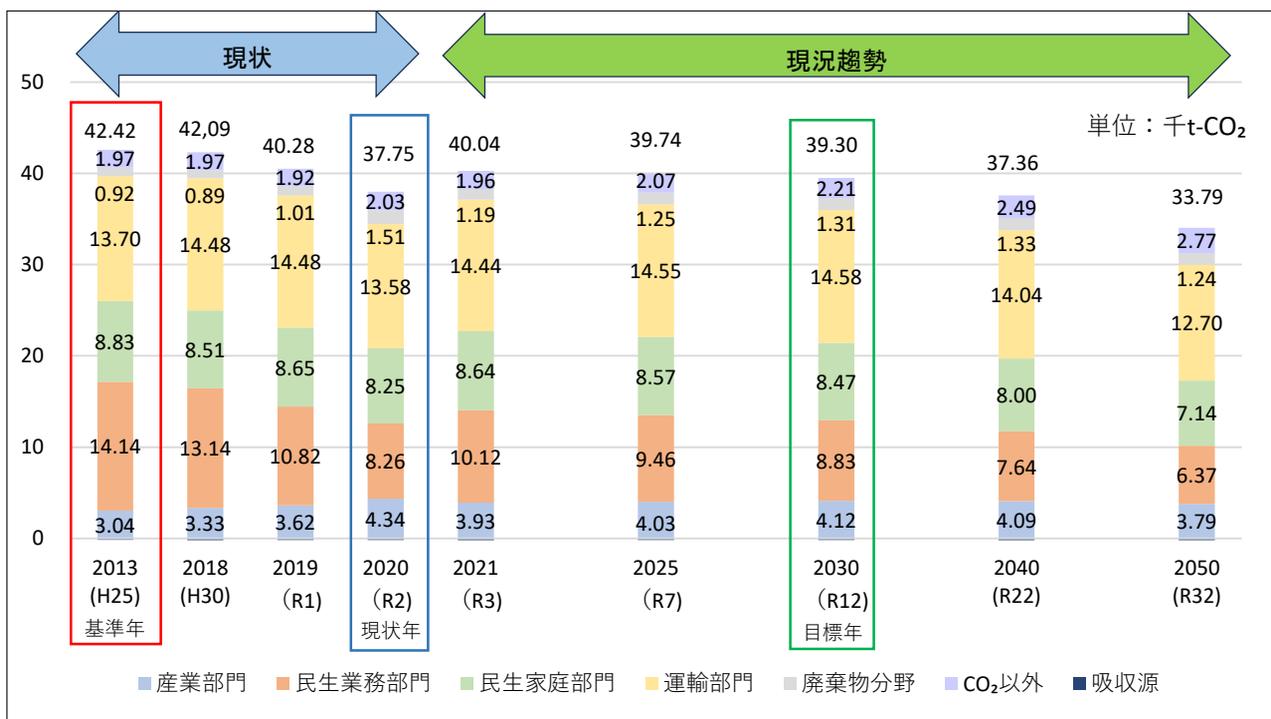
結果、これまでの現状で推移すると中間目標年である2030年には、温室効果ガスは4万550t-CO₂であると推計されます。これは、基準年（2013年）の4万2,420t-CO₂よりは減少しますが、現状年（2020年）の3万7,750t-CO₂よりは、アフターコロナにより経済活動も活発化すると予想され、排出量は増加すると試算されます。同時に、節電・省エネルギーが徐々に進み、2050年には3万3710t-CO₂まで減少するものと現状趨勢では想定されます。

図表 4-9 温室効果ガスの現況趨勢の予測方法

区分・項目	基準値 2013年 排出量	現状値 2019年 排出量	現状値 2020年 排出量	現状までの 傾向	基準年に 対する 趨勢傾向	2030年 現況趨勢 予測値
住民基本台帳人口	5,860	6,106	6,187	増加	増加	6,282
二酸化炭素合計	40.63	38.58	35.95	減少	減少	37.30
産業部門	3.04	3.62	4.34	増加	増加	4.12
製造業	0.58	0.90	0.80	増加	微増	0.82
建設業・鉱業	0.88	0.80	0.61	減少	減少	0.65
農林水産業	1.58	1.92	2.93	増加	増加	2.64
民生業務部門	14.14	10.82	8.26	減少	減少	8.83
民生家庭部門	8.83	8.65	8.25	減少	微減	8.47
運輸部門	13.70	14.48	13.58	微減	増加	14.58
乗用車(旅客)	6.44	6.28	5.64	微減	微減	6.06
貨物車	7.26	8.20	7.94	増加	増加	8.52
一般廃棄物	0.92	1.01	1.51	増加	増加	1.31
二酸化炭素以外	1.97	1.92	2.03	微増～現状	増加	2.21
吸収源	0.19	0.22	0.21	維持～微増	増加	0.22
温室効果ガス収支	42.42	40.28	37.75	減少	減少	39.30

※製造業の2013年値は、基礎資料がないため前年より類推

図表 4-10 現況趨勢による温室効果ガス排出量収支の推移



5. 温室効果ガスの削減目標と課題

(1) 削減目標値

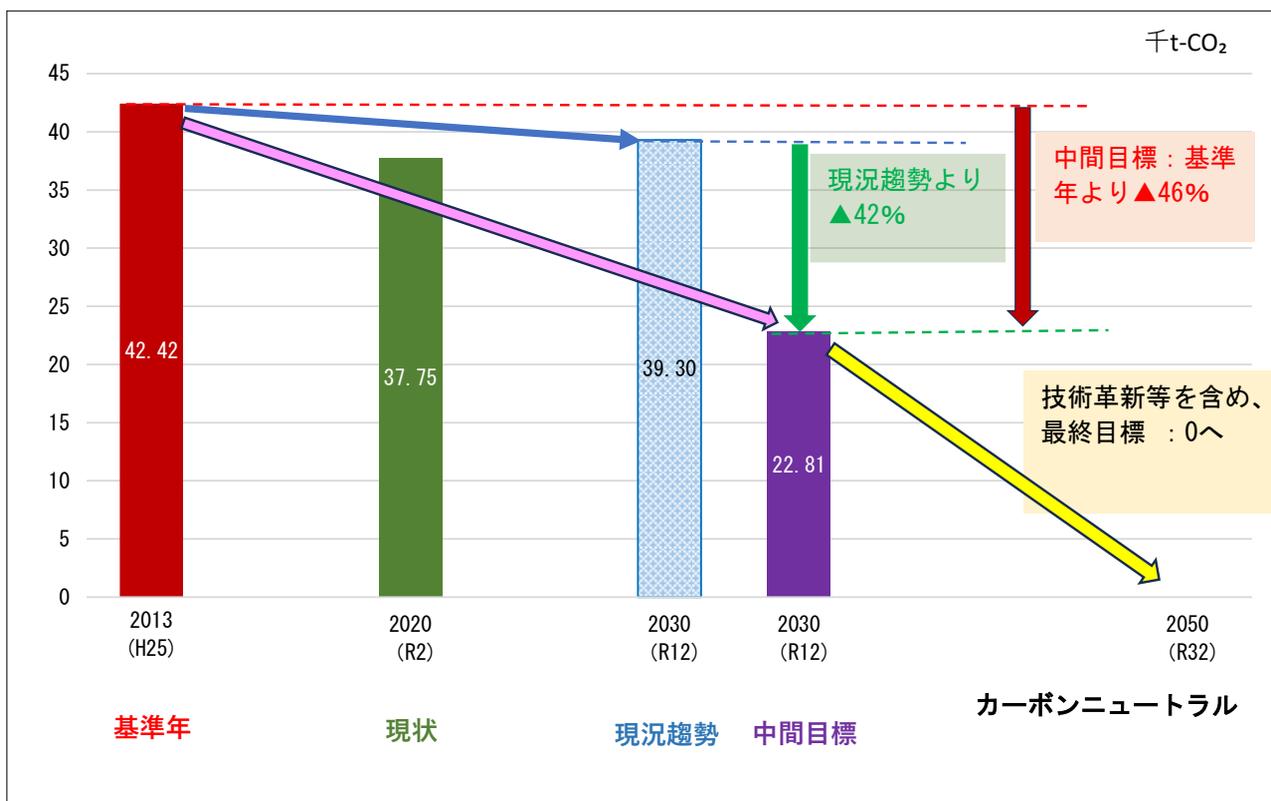
国・県及び本村の温室効果ガスの最終削減目標値は、2050年にカーボンニュートラルを目指すことにあります。それに向けて2030年の削減目標値を国や他県の市町村の一部はマイナス46%、県内市町村ではマイナス26%としています。沖縄県では、2030年までの中間目標の意欲的目標としてマイナス26%、挑戦的目標としてマイナス31%としています。

本村では、国の目標に準じたさらに高い目標値として基準年のマイナス46%を設定します。

図表 4-11 削減目標値

目標	年度	削減目標値
中期目標 (本計画目標)	2030年	基準年(2013年)のマイナス46%とする
		2030年の現況趨勢値に対してはマイナス42%となる
最終目標	2050年	カーボンニュートラル

図表 4-12 削減目標のイメージ

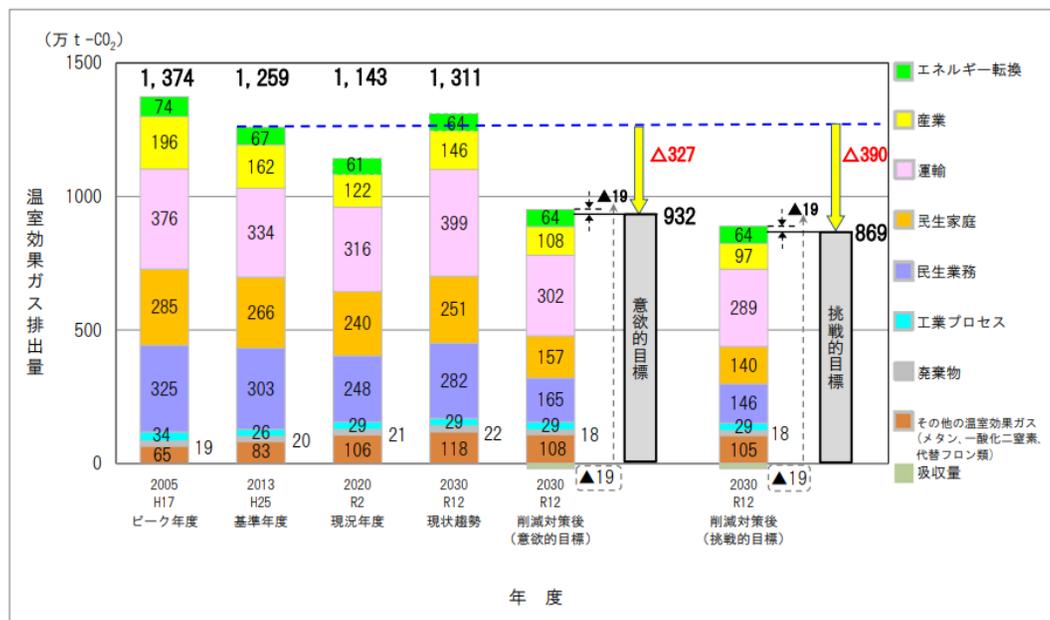


【参考：沖縄県や沖縄電力の目標値】

沖縄県は2050年のカーボンニュートラルを目指して、2030年の中間目標値を2013年度比で、意欲的目標値としてマイナス26%、さらに努力強化した挑戦的目標値としてマイナス31%を掲げています。

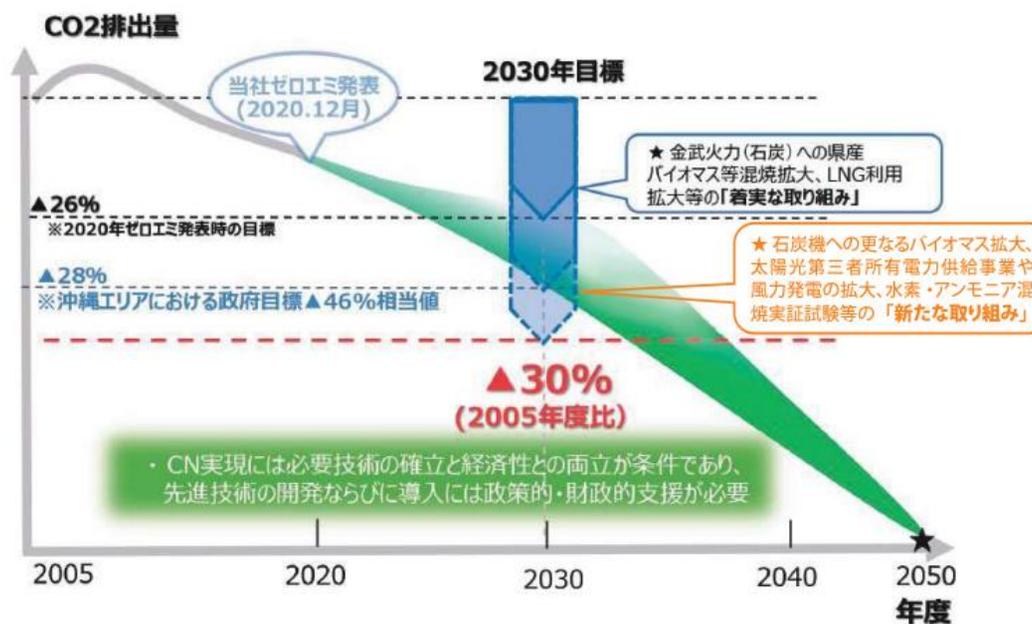
また、県全体の削減の重点事項である電気エネルギーの配電の元となる沖縄電力では、2030年までに2005年比でマイナス30%を目標としています。

図表4-13 沖縄県の部門別削減目標



出典：第2次沖縄県地球温暖化対策実施計画（改定版）

図表4-14 沖縄電力のカーボンニュートラルに向けた取組 達成イメージ



出典：おきでんグループ統合報告書2022

(2) 部門別削減目標

本村の2030年の削減目標マイナス46%達成に向けて、部門ごとの取組とそのアクションによる削減量を沖縄県の取組等を参考に部門ごとに集計します。

ア) 産業部門

- 農業用機器の省エネルギー化・省エネルギー利用の普及啓発
- 建設工事における省エネルギー化・省資源化の取組
- 製造業における省エネルギー対策の推進
- 再生可能エネルギーの地用や発電用燃料の低炭素化 *
- 脱炭素社会に向けた技術等の向上・促進 *

*は、沖縄電力の活動・取組等による電力の源単位削減等を含むもので、産業部門に限らず民生部門等にも効果が期待されるものです。

産業部門	2013年度温室効果ガス排出量	3,040 t-CO ₂	
	2030年度までの削減量	△ 790 t-CO ₂	削減率：△26%
	2030年度温室効果ガス排出量	2,250 t-CO ₂	

イ) 民生業務部門

- BEMS 導入に関する情報提供によるエネルギー利用効率の向上・電力消費の見える化
- ZEB の普及促進
- 事業系施設における効率的な省エネルギー設備・機器の普及促進
- 省エネルギー法や自主行動計画に基づくエネルギー管理・業務系施設における効率的な省エネ設備・機器の普及促進
- 省エネルギー型事業活動の推進強化
- 再生可能エネルギーの地用や発電用燃料の低炭素化 *
- 脱炭素社会に向けた技術等の向上・促進 *

民生業務部門	2013年度温室効果ガス排出量	14,140 t-CO ₂	
	2030年度までの削減率	△ 7,490 t-CO ₂	削減率：△53%
	2030年度温室効果ガス排出量	6,650 t-CO ₂	

ウ) 民生家庭部門

- HEMS の普及促進・電力消費の見える化
- ZEH の普及促進・低炭素建築物の認定の促進
- コージェネレーションシステムの普及促進
- 家庭における高効率な省エネルギー機器導入に向けた普及啓発（給湯器・照明）
- 高効率 ICT 機器の普及啓発
- 低炭素浄化槽の普及促進
- 省エネルギー型ライフスタイルの推進強化
- 太陽熱温水器の普及促進

- 再生可能エネルギーの地用や発電用燃料の低炭素化 *
- 脱炭素社会に向けた技術等の向上・促進 *

民生家庭部門	2013年度温室効果ガス排出量	8,830 t-CO ₂	
	2030年度までの削減率	△ 4,590 t-CO ₂	削減率：△52%
	2030年度温室効果ガス排出量	4,240 t-CO ₂	

工) 運輸部門

- 次世代自動車の普及啓発・HV・PHV・EV等の導入支援
- エコドライブ等の推進
- 公共交通機関の利用促進

運輸部門	2013年度温室効果ガス排出量	13,700 t-CO ₂	
	2030年度までの削減率	△ 6,030 t-CO ₂	削減率：△44%
	2030年度温室効果ガス排出量	7,670 t-CO ₂	

オ) 非エネルギー(廃棄物)部門

- 廃棄物の発生抑制等の推進
- 廃棄物の再生利用等の推進

廃棄物部門	2013年度温室効果ガス排出量	920 t-CO ₂	
	2030年度までの削減率	△ 320 t-CO ₂	削減率：△35%
	2030年度温室効果ガス排出量	600 t-CO ₂	

カ) 非エネルギー(二酸化炭素以外のガス)

- フロン類の適正処理等の推進
- 脱炭素社会に向けた技術等の向上・促進 *

CO ₂ 以外の ガス	2013年度温室効果ガス排出量	1,970 t-CO ₂	
	2030年度までの削減率	△ 350 t-CO ₂	削減率：△18%
	2030年度温室効果ガス排出量	1,620 t-CO ₂	

キ) 吸収源対策

吸収量を増加させ、排出量を抑制するものであります。

- 森林・都市緑化等吸収源対策
- 農地土壌吸収源対策

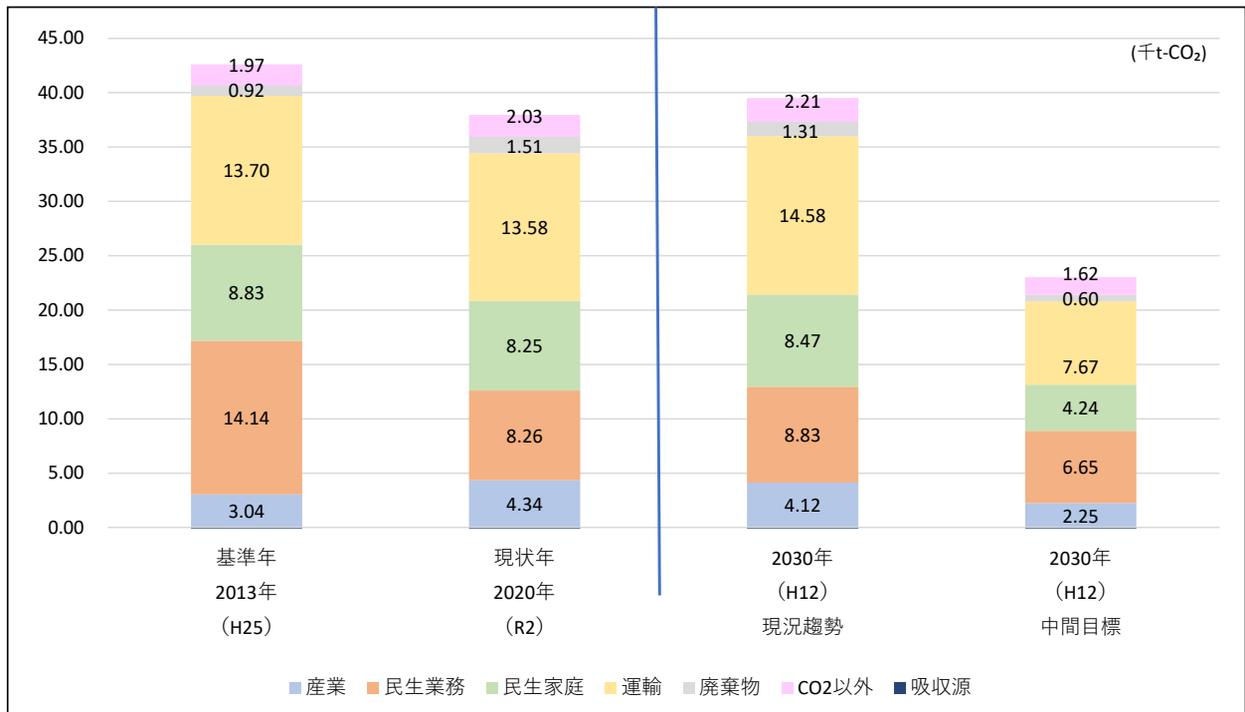
CO ₂ 以外の ガス	2013年度温室効果ガス吸収量	190 t-CO ₂	
	2030年度までの増加率	27 t-CO ₂	増加率：14%
	2030年度温室効果ガス吸収量	220 t-CO ₂	

ク) 温室効果ガス削減の全体総括

部門ごとの削減目標では、電気エネルギーの太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの促進等により、対基準年比で民生業務部門が47%（削減率：53%）、民生家庭部門が48%（削減率：52%）を期待します。次いで運輸部門のEV・PEV等の普及により基準年比65%（削減率：35%）を期待します。

図表 4-15 2030年の現況趨勢値及び目標値の部門別排出量の比較（上：表、下：グラフ）

部門区分 (千t-CO ₂)	基準年 2013年 (H25)	現状年 2020年 (R2)		現況趨勢予測 2030年 (R12)		中間目標 2030年 (R12)	
	排出量	排出量	対基準年比	排出量	対基準年比	排出量	対基準年比
産業	3.04	4.34	142.8%	4.12	135.5%	2.25	74.0%
民生業務	14.14	8.26	58.4%	8.83	62.4%	6.65	47.0%
民生家庭	8.83	8.25	93.4%	8.47	95.9%	4.24	48.0%
運輸	13.70	13.58	99.1%	14.58	106.4%	7.67	56.0%
廃棄物	0.92	1.51	164.1%	1.31	142.4%	0.60	65.0%
CO2以外	1.97	2.03	103.0%	2.21	112.2%	1.62	82.0%
排出量合計	42.60	37.95	89.1%	39.52	92.8%	23.02	54.0%
吸収源	0.19	0.21	110.5%	0.21	110.5%	0.22	114.0%
差引排出量	42.42	37.75	89.0%	39.30	92.6%	22.81	53.8%



第5章 脱炭素社会の構築に向けた施策

1. 基本理念及び取組方針

2050年のカーボンニュートラル（脱炭素社会）を構築するために、村民、事業者、行政が一体となって連携するとともに、県や国との連携・協力しながら、適応策についても対応し、本村の地域特性を生かした脱炭素社会のむらづくりを目指します。

村民・事業者・行政が一体となって
脱炭素社会のむらづくりをめざします！

基本理念の達成のため、次の5つの取組方針を推進・実施します。

- ◎取組方針1 脱炭素のむらづくりの推進
- ◎取組方針2 省エネルギーの推進
- ◎取組方針3 環境教育・環境学習の推進
- ◎取組方針4 森林等による温室効果ガス吸収源の確保
- ◎取組方針5 各主体間の交流・連携、近隣市町村との連携強化

【取組方針】

取組方針1 脱炭素のむらづくりの推進

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。本村では、公共施設等での太陽光発電や風力発電による再生可能エネルギーの利用促進・面的利用等を積極的に取り組みます。

村民や事業者に対しては、建物のZEB・ZEH化やEV（電気自動車）等の次世代自動車の普及促進を目指します。同時に、EV充電システムの充電の構築を検討・推進します。

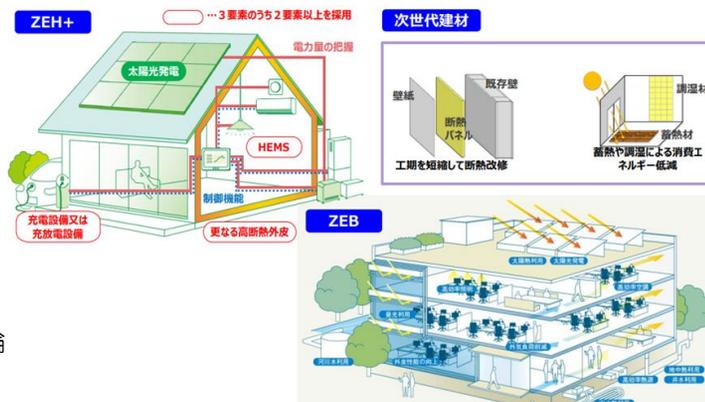
また、地域・集落においては、地域の特性を生かしたマイクログリッドやスマートシティの導入検討など多様な施策を推進し、地球の限りある資源を有効かつ持続的に活用し、再利用や再資源化により資源が地域で循環する仕組みや生活の構築を目指します。

コラム：ZEB/ZEH

「ZEB」とは、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略称で、建築物における一次エネルギー消費量を、建築構造や設備の省エネルギー、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的（相互）利用等により削減し、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物を指します。

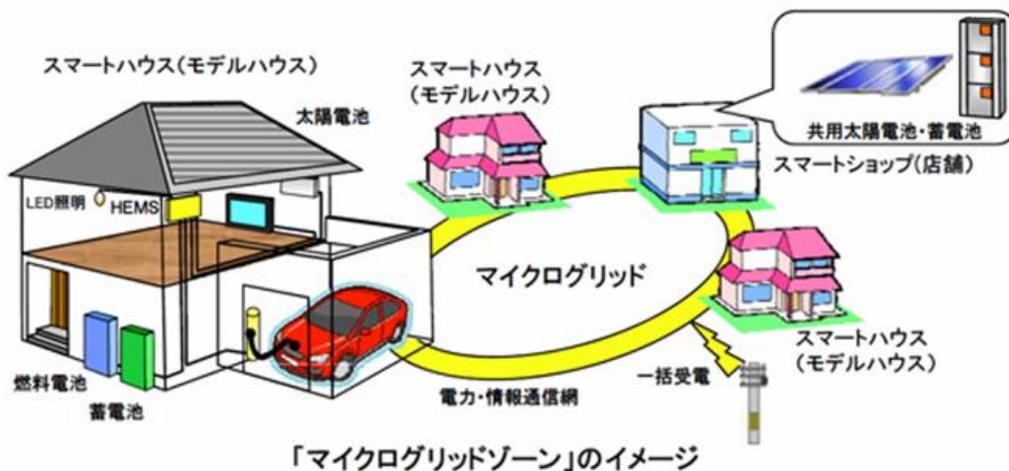
一方、「ZEH」とは、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略称で、自宅で「創るエネルギー」が「使うエネルギー」よりも大きい住宅のことを指します。

画像出典：脱炭素経営～環境ビジネス進化論



コラム：マイクログリッド

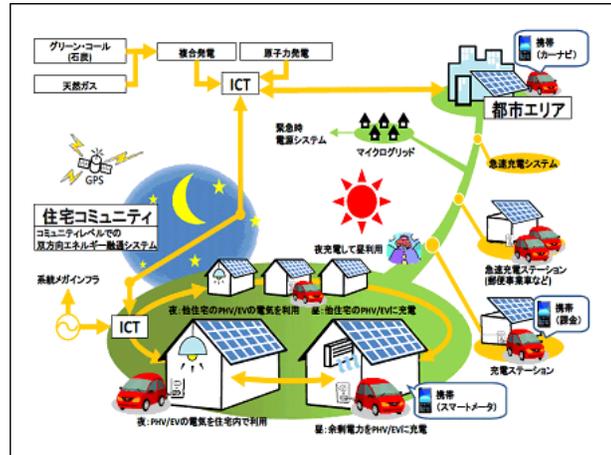
マイクログリッドとは、小規模な電力設備で構成されたシステムの総称で、平常時には再生可能エネルギーを効率よく利用し、非常時には送配電ネットワークから独立し、エリア内でエネルギーの自給自足を行う送配電の仕組みです。非常時の停電を回避し、エリア内の再生可能エネルギーなどを地産地消できるため、平常時、非常時の双方においてメリットがあります。一方で、一般的な送配電システムとは異なる仕組みであるため、実現には乗り越えるべき課題もあります。



コラム：スマートシティ

国は、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省が合同で、統合イノベーション戦略2023等に基づき、政府をあげてスマートシティの取組みを推進しています。

スマートシティとは、最先端テクノロジーの活用によって人々の生活品質向上と持続的な経済的発展を可能にする先進的な都市を指します。AI技術やIoTのセンシング技術、ビッグデータ解析などを用いて社会インフラや公共サービスの最適化を図り、現状の都市が抱えるさまざまな問題を解決するとともに、安全性と利便性に優れた都市を開発することがスマートシティの目的です。エネルギー問題や環境問題、都市部への人口集中などの解決に寄与する構想として世界中で注目を集めており、国内でも行政を中心にスマートシティの実現に向けたさまざまな取組みが実施されています。



画像出典：国土交通省資料

取組方針2 省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量の削減が欠かせません。生活の質を落とさず環境負荷を低減するには、省エネルギーが第一です。省エネルギーは経済的負荷も低減できます。村民・事業者・行政が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取り組み推進にあたっては、HEMS/BEMSの推進や省エネ型設備機器の導入等ハード面での取り組みと日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動、エコドライブの推進等ソフト面での取り組みなど双方を推進します。

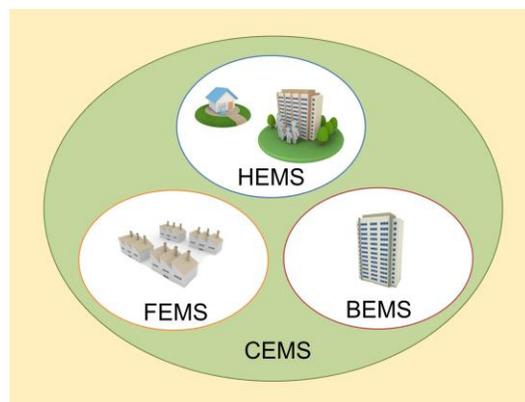
なお、省エネルギーを促進するには、実施状況を常時チェック（見える化）することが、省エネルギーアクションにつながります。

コラム：HEMS/BEMS

HEMS（ヘムス）とはHome Energy Management Systemの略で家庭内のエネルギー監視システムを意味し、BEMS（ベムス）は、Building and Energy Management Systemの略で事業所ビル内のエネルギー監視システムを意味し、いずれもエネルギー監視システム（EMS）の一領域です。

エネルギー監視システム（EMS）とは、電力使用量の可視化、節電（CO₂削減）の為に機器制御、ソーラー発電機等の再生可能エネルギーや蓄電器の制御等を行うシステムを意味します。管理対象により、HEMS（ヘムス）は住宅向け、BEMS（ベムス）は商用ビル向け、さらに、工場向けとしてFEMS（フェムス）があり、これらを含んだ地域全体向けにCEMS（セムス）という管理システムがあります。

それぞれ管理対象は違いますが、エネルギー管理システム（EMS）により、電力の使用を効率化でき、節電やCO₂削減に役立ちます。EMSはエコロジーと居住快適性を実現するための技術で、電力需要と電力供給のモニターとコントロールを一括するシステムとなります。



取組方針3 環境教育・環境学習の推進

環境教育などを通じて、村民・事業者の環境への意識啓発を図り、環境負荷の少ない省エネ型ライフスタイル・3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）、COOL CHOICE（クールチョイス）などの定着の促進に努めます。

また、本村の豊かな環境を生かしたグリーンツーリズムの促進や環境に関する生涯学習、世代間交流も含めた環境教育の場の構築なども積極的に推進します。

コラム：COOL CHOICE（クールチョイス：賢い選択）について

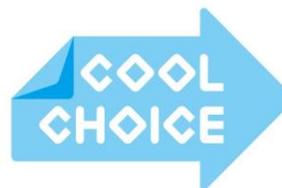
2015年に、すべての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2℃未満にする（さらに、1.5℃に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

その後、2020年10月に、我が国は2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2021年4月には、2030年度に2013年度比で46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

「COOL CHOICE」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

環境省では、「COOL CHOICE」特設サイトに
て、さまざまな情報発信を行っています。

出典：環境省「COOL CHOICE」特設サイト



未来の
ために、
いま選ぼう。

取組方針4 森林等による温室効果ガス吸収源の確保

温室効果ガス排出量を削減していくうえで、排出量の抑制だけでなく、温室効果ガス吸収源を確保していくことも重要です。本村の緑豊かな森林環境や循環型農業の推進などの地域特性を生かし、吸収源としての「グリーンカーボン」の検討も国の動向と歩調を合わせつつ推進していきます。

また、農地は二酸化炭素の吸収源にもなります。これには有機農業の推進が欠かせません。したがって、環境にやさしいエコファームの促進も実施します。

コラム：グリーンカーボン

グリーンカーボンとは、大気中から取り込まれて陸上の植物中に固定されている炭素のこと。日本には、企業活動によって排出されるCO₂などの温室効果ガスを、植林事業や森林管理を通じて相殺できる制度があり、企業目標の達成に活かせると注目されている。

取組方針5 各主体間の交流・連携、近隣市町村への働きかけ

脱炭素社会の実現には、村民・事業者・行政の各主体間が連携・協力し、一体となって行動していくことが必要です。これまで以上に各主体間の交流が図られるような体制を構築し、コミュニケーションの質や量の向上を図ります。

また、必要に応じて再生可能エネルギーの導入や循環型社会の構築など近隣市町村や国・県との連携・調整も適宜推進し、連携強化を図ります。

2. 各主体の役割

本計画の実行にあたっては、本村全体で取り組むことが重要です。このため、本計画の主体は本村で活動するすべての村民等（民間団体・滞在者を含む）、事業者、行政とします。各主体には以下のような役割が期待されます。

図表 5-1 各主体の連携と協働



図表 5-2 各主体の役割

主 体	役 割
村民等	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活における温室効果ガスの排出抑制に努めます。 ●村が行う地球温暖化対策、気候変動適応策に対して積極的な提案をし、連携して実現に向けた活動を行うように努めます。 ●事業者が行う地球温暖化対策にも積極的に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動における温室効果ガスの排出抑制に努めます。 ●村が行う地球温暖化対策、気候変動適応策に対して積極的な提案をし、連携して実現に向けた活動を行うように努めます。 ●村民が行う地球温暖化対策にも積極的に協力します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ●村域から排出される温室効果ガスの排出抑制や吸収を図るため、村内の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を行います。 ●村民や事業者が行う地球温暖化対策に関する活動の推進を図るため、村の施策に関する情報を提供します。 ●一事業者として村の事務事業の実施に伴う温室効果ガスの排出抑制に努めます。

【村民等の役割】

脱炭素社会の実現には、村民一人ひとりが高い意識と強い意思のもとに行動することが大切です。これまでの資源やエネルギーを大量消費する生活様式を見直すこと、環境や人・社会に配慮した商品・サービスを積極的に選択（エシカル消費）すること、家庭や職場において継続的に取り組める温暖化対策を着実に実践していくことなどが求められます。また、環境関連のイベント・講座・情報収集等により脱炭素についての学びを深めるなど、地球温暖化対策に関する地域の活動等へ積極的な参加が望まれます。

【事業者の役割】

事業者には、環境関連法令の遵守に加え、事業活動が地球環境や社会に与える影響を十分認識したうえで、CSR（企業の社会的責任）に配慮した環境配慮行動が求められます。事業所における日常の省エネ行動、省エネ設備・機器の積極的導入に加え、新たな低炭素技術の開発・導入や、消費・廃棄段階での排出抑制に寄与する環境性能の高い製品の生産のほか、物流に係る温室効果ガスの削減等、事業活動全般での省エネルギー・省資源化を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。また、村民や行政と連携し、地域における環境活動への積極的な関わりも期待されます。

【行政の役割】

行政は、村域の総合的な温暖化対策の推進者として、自ら率先して排出抑制に取り組むとともに、村民や事業者と連携・協力して脱炭素社会構築に取り組むための環境づくりを行う必要があります。そのため行政には、本計画において村民や事業者に目指すべき本村の脱炭素村像を明示

し、その実現に向けた各主体の取組を支援するとともに、行政のあらゆる事務や事業において、直接的な排出抑制のみならず、脱炭素社会づくりを意識した施策の展開が求められます。また、国、近隣自治体と連携し、各種施策を効率的・効果的に進めていくことも重要です。

コラム：エシカル消費

エシカル消費とは、倫理的・道徳的な観点から、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、特にゴール12に関連する取組です。エシカル消費は、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動を指します。

例えば、フェアトレード認証商品や売上金の一部が寄付につながる商品、障がい者支援につながる商品を選択することが挙げられます。

エシカル消費は、私たち一人ひとりが、社会的な課題に気づき、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることから始まります。



3. 施策の体系

基本理念の達成のための基本方針の施策の展開、並びに各施策の柱に関連するSDGsの主な目標を表示し、SDGsの達成に寄与します。

図表 5-3 施策体系

村民・事業者・行政が一体となって 脱炭素のむらづくりをめざします！	取組方針	施策
	脱炭素のむらづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 再生可能エネルギーの更なる導入促進 ➢ ZEB/ZEH 化の推進 ➢ 農村地域等でのマイクログリッドの導入・展開の検討 ➢ 運輸・交通の低炭素・脱炭素化の促進 ➢ 循環型社会の構築、3R の推進 ➢ 地産地消の推進 ➢ グリーンスローモビリティを活用した環境調和型観光への挑戦
	省エネルギーの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ HEMS/BEMS 推進による省エネルギーの「見える化」促進 ➢ HV や省エネルギー型車両・農業機器の導入促進 ➢ エコドライブの普及促進 ➢ 低炭素型商品（製品・サービス）の生産促進 ➢ COOL CHOICE（賢い選択）の促進
	環境教育・環境学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境情報の「見える化」の推進 ➢ 学校等での環境教育の実施 ➢ 地域・職場・家庭における環境情報の提供 ➢ 自治会活動・生涯学習による環境活動の推進 ➢ 多世代が参加できる環境イベント・ボランティア活動の推進 ➢ 村民等による環境活動の検証、表彰制度の検討
	森林等による温室効果ガス吸収源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 集落内緑化の促進、緑地の保全推進 ➢ 植林・森林の維持管理の推進 ➢ 農地の整備・エコファーム・有機農業の促進 ➢ サンゴ等海域資源を活用した吸収源の促進（赤土等の流出防止）
	各主体間の交流・連携、近隣市町村への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治会・村民・事業所との連携強化 ➢ 近隣市町村への交流・連携の働きかけ ➢ 国や県との情報交流・連携の促進

4. 施策の方向性と具体的取組

現時点で想定している施策及び指標を整理しました。なお、施策内容や指標については、具体的な検討の進行状況により変更することもあります。

(1) 脱炭素のむらづくりの推進

ア) 再生可能エネルギーの更なる導入促進

本村は太陽光発電の設置が県内でも多い地区ですが、従前の化石燃料に依存したエネルギーから脱却するため、更なる再生可能エネルギーの普及を推進します。同時に、天候や社会情勢に左右されない蓄電システムも推進します。

また、太陽光発電システムのみならず、風力、波力、バイオマス、水素エネルギーといった新エネルギー、分散型エネルギーシステムの導入を検討し、エネルギーの地産地消をめざします。

【具体的取組】

□太陽光発電設備の導入（蓄電池を合わせて）

実施主体	主な役割・取組
村民	住宅への太陽光発電導入の検討
事業者	事業所への太陽光発電導入の検討
行政	導入希望者への支援の検討・村有地での導入検討

□営農型太陽光発電の導入検討

実施主体	主な役割・取組
事業者等	（農家）営農型太陽光発電導入の検討
行政	導入を希望する農家への情報提供

□本村に適した規模・形式での小規模バイオマス発電所の建設（検討）

実施主体	主な役割・取組
村民	小規模バイオマス発電の導入推進への協力（地域合意形成時など）
事業者	事業実施主体としての参画
行政	事業実施主体への支援、地域の合意形成時の仲介等 バイオマスタウン構想の推進検討

□新エネルギー導入の検討

実施主体	主な役割・取組
村民	事業者を含めた地域合意のための協議
事業者	
行政	導入実施の研究・地域合意のための協議

イ) ZEB/ZEH 化の推進

脱炭素化の実現には、建物の「ZEB 化」、「ZEH 化」が重要な鍵となります。国の地球温暖化対策計画では、建築物について「2050 年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030 年に目指すべき建築物の姿としては、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される建築物については ZEB 基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」ことが掲げられており、本村においてもそれに資する取組を進めていきます。

【具体的取組】

□ 村民・事業者の ZEB/ZEH 化への普及啓発・情報提供・支援

実施主体	主な役割・取組
村民	情報提供と住宅の ZEH 化の検討及び推進（特に新築において）
事業者	事業所への情報提供と ZEB 化の検討及び推進
行政	情報収集並びに村民・事業者の ZEB 化・ZEH 化に対する支援の検討

□ 村所有の施設・自治会所有の ZEB 化の推進

実施主体	主な役割・取組
事業者等	自治会所有の施設の ZEB 化の検討及び推進
行政	村所有の施設の ZEB 化の検討及び推進

ウ) 農村地域等でのマイクログリッドの導入・展開の検討

農村地域におけるマイクログリッドを構築することにより、エネルギー利用の効率化、災害時のエネルギー供給確保（レジリエンス向上）、地域エネルギー産業の育成を展開し、脱炭素とともに豊かな地域創成を目指します。

【具体的取組】

□ 農村地域等におけるマイクログリッドの導入構築

実施主体	主な役割・取組
村民	施策推進への協力（地域の合意形成時等）
事業者	施策推進への協力、事業主体としての参画
行政	施策推進、事業者との連携強化、地域における合意形成推進等への支援

□ 災害時避難場所となっている施設の蓄電池等導入による機能強化対策実施

実施主体	主な役割・取組
村民	避難場所の把握等、積極的な情報収集
事業者	
行政	災害時避難場所となっている村有施設の太陽光発電・蓄電池等の設置推進

工) 運輸・交通の低炭素・脱炭素化の促進

過度に自動車に依存しないライフスタイルを実現するため、公共交通や自転車の利用環境を向上させるとともに、EV、PHEV等の低炭素自動車の普及に努めます。また、観光地等での太陽光発電等によるEV充電システムの整備事業やレンタサイクル等の事業を推進します。

また、グリーン物流の推進として、荷主企業と物流業者が協力・連携のもとモーダルシフト(脱炭素型輸送・交通手段への転換)や次世代自動車の導入等を進め、物流の脱炭素化を推進します。

【具体的取組】

□EV等次世代自動車の普及促進、充電システムの構築

実施主体	主な役割・取組
村民	地域での積極的な利用推進
事業者	地域での積極的な利用推進及び事業主体としての参画
行政	計画立案、事業者との連携強化、地域における合意形成推進等への支援

□地域の需要に応じた新たな公共交通システムの導入検討

実施主体	主な役割・取組
村民	施策推進への協力(地域の合意形成時等)
事業者	事業主体としての参画
行政	計画立案、事業者との連携強化、地域における合意形成推進等への支援

□グリーン物流の推進

実施主体	主な役割・取組
事業者	物流関連自動車の次世代自動車への転換促進
行政	物流関連自動車の次世代自動車への転換促進に関する支援

コラム：次世代自動車

次世代自動車とは、HV車、PHEV(またはPHV)車、EV車、FCV車の4種類があります。HV車はモーターとエンジンを動力とするハイブリッド自動車、PHEV車は搭載したバッテリー(蓄電池)に外部から給電できるハイブリッド自動車、EV車はモーターのみを動力とし、電力だけを使用する電気自動車、FCV車は充填した水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車と、それぞれに特徴があります。

HV車とPHEV車は、ガソリンを使用するので低炭素にはなりませんが、脱炭素にはなりません。一方、EV車とFCV車については、共に排気ガスとして有害物質や二酸化炭素を出さないという特徴があります。ただし、充電する電気や水素製造に化石燃料を使用した場合は、二酸化炭素排出ゼロにはなりません。

コラム：近年検討されているEVの充電システム

EV車の課題は、充電時間にあります。一般には家庭・事業所等での充電が主流ですが、時間がかかります。指定場所において高電圧での急速充電システムを普及していますが、いずれもガソリン給油より時間がかかります。

未来型の充電システムとして、太陽光発電などと連携して、道路に誘導電流による充電装置を埋設し、その上を車両が通過するだけで充電できるシステムが研究されており、実用実験も進んでいます。

オ)循環型社会の構築、3R等の推進

廃棄物処理や製品の製造に伴う温室効果ガス排出の抑制及び海洋プラスチックごみの削減のために、村民、事業者、行政がそれぞれの立場で、他の主体と連携しながら、ごみとなる購入物の抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再資源化（Recycle リサイクル）の3Rに加え、マイバッグの使用（Refuse リフューズ）、修理して使う（Repair リペア）などの適正処理についても推進します。

【具体的取組】

□ごみの少ない生活様式の推進

実施主体	主な役割・取組
村民	ごみをなるべく出さない生活様式への転換推進
事業者	ごみをなるべく出さない事業活動への転換推進
行政	関連情報の積極的な提供

□ごみの適正処理の推進・3R等の推進

実施主体	主な役割・取組
村民	日常生活におけるごみの適正処理の実践、生ごみ処理機の普及
事業者	事業活動時におけるごみの適正処理の実践
行政	ごみの適正処理に関する情報提供の積極的な推進、生ごみ処理機の購入補助推進

□脱プラスチックについての住民活動の促進

実施主体	主な役割・取組
村民	村民活動の主体としての行動推進
事業者	村民活動への協力推進
行政	村民活動への支援、村民と事業者との仲立ちとしての役割推進

カ) 地産地消の推進

地元で生産された食材を地元で消費する「地産地消」や、旬の食材を消費する「旬産旬消」を推進することで、食材の輸送や生産に係るエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減に努めます（フードマイレージの考え方）。なお、地産地消は、温室効果ガス排出抑制のみならず、地域の農業振興、食の安全・安心、食育の推進にも貢献します。

【具体的取組】

□ 飲食・小売業・公共施設における地産食材の使用、旬消の推進

実施主体	主な役割・取組
村民	家庭における地産食材の使用、旬消の推進
事業者	事業所における地産食材の使用、旬消の推進、地産食材・旬消を取り入れた事業の推進（飲食、小売業等）。道の駅「ぎのざ」における地産物、旬産物の充実
行政	学校給食や公共施設における地産食材の使用、旬消の推進

キ) グリーンスローモビリティを活用した環境調和型観光への挑戦

本村のエコ農業の体験型観光や地域特性である豊かな自然を生かした環境調和型観光の構築を目指し、グリーンスローモビリティを導入し、移動そのものを観光化すると同時に脱炭素化を促進します。

【具体的取組】

□ グリーンスローモビリティの促進

実施主体	主な役割・取組
村民	地域での積極的な利用推進検討
事業者	地域での積極的な利用推進及び事業主体としての参画
行政	計画立案、事業者との連携強化、地域における合意形成推進等への支援

コラム：グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称です。

- ① Green… 電動車を活用した環境に優しいエコな移動サービス
- ② Slow… 景色を楽しむ、生活道路に向く、重大事故発生を抑制
- ③ その他… 同じ定員の車両と比べて小型、開放感がある、乗降しやすい 等

グリーンスローモビリティは、4 人乗り以上の車両で、軽自動車、小型自動車、普通自動車といった種別に分かれます。グリーンスローモビリティの導入により、地域の交通の課題解決や低炭素型交通の確立が期待されます。

(2) 省エネルギーの推進

ア) HEMS/BEMS の推進による省エネルギーの「見える化」促進

HEMS/BEMS の導入を促進し、実践アクションの効果を「見える化」し、省エネルギーを促進します。

【具体的取組】

□HEMS/BEMS の導入促進

実施主体	主な役割・取組
村民	HEMS（ハウス・エネルギー・マネジメント・システム）の設置促進
事業者	BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の設置促進
行政	

イ) HV や省エネルギー型車両・農業機器の導入促進

HV はガソリン燃料の節約には有効であり、また近年、省エネルギー対応車両・農協機器も普及しています。これらの導入を促進し、低炭素・低コスト化に努めます。

【具体的取組】

□HV や省エネルギー型車両・農業機器の導入促進

実施主体	主な役割・取組
村民	HV、省エネルギー対応車への切替促進
事業者	HV、省エネルギー対応車・農業機器への切替促進
行政	公用車（貨物車含む）のHV、省エネルギー対応車への切替促進

ウ) エコドライブの普及促進

エコドライブ（環境に配慮した自動車の運転）は、燃料消費量削減、温室効果ガス排出量削減に大きく貢献できる取組であると同時に、経済性や安全性も高まる取組です。

村民・事業者など一人ひとりの心がけで行うエコドライブの普及を推進し、温室効果ガス排出量削減を目指します。

【具体的取組】

□エコドライブの徹底、広報等によるエコドライブの普及啓発の推進

実施主体	主な役割・取組
村民	エコドライブの実践・エコドライブ講習会等への参加
事業者	
行政	公用車のエコドライブの実践、関連情報の積極的な提供、講習会等の開催

コラム：エコドライブ（新）10か条（環境省・エコドライブ普及連絡会）

①自分の燃費を把握しよう・・・まずはやってみよう！

②ふんわりアクセル「eスタート」

③減速時は早めにアクセルを離そう

④車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転・・・エコドライブ3大取組

⑤エアコンの使用は適切に

⑥ムダなアイドリングはやめよう

⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備

⑨不要な荷物はおろそう

⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

エ) 低炭素型商品（製品・サービス）の生産推進

すべての事業者において、製造時だけではなく、流通・物流や使用・廃棄に至るライフスタイル全体の環境負荷低減を意識したものづくりを推進します。村民は低炭素型商品（製品・サービス）を積極的に使用します。行政は低炭素型商品の情報提供を広く行います。

【具体的取組】

□ ライフサイクルアセスメント（LCA）を活用した生産の推進及びそれらの製品の使用推進

実施主体	主な役割・取組
村民	低炭素型商品（製品・サービス）の積極的な使用推進
事業者	ライフサイクルアセスメント（LCA）を活用した生産の推進
行政	低炭素型商品の情報提供推進

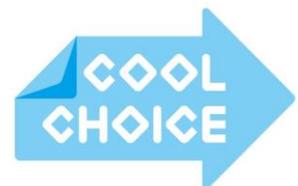
コラム：LCA（ライフサイクルアセスメント）

LCA（Life Cycle Assessment）とは、製品やサービスなどにかかわる原料の調達から製造、流通、使用、廃棄、リサイクルに至るライフサイクル全体を対象として、各段階の資源やエネルギーの投入量と様々な排出物の量を定量的に把握し（インベントリ分析）、これらによる様々な環境影響や資源・エネルギーの枯渇への影響などを客観的に可能な限り定量化し（影響評価）、これらの分析・評価に基づいて環境改善などに向けた意思決定を支援するための科学的・客観的な根拠を与える手法です。

国際標準化機構（ISO）では、ライフサイクル評価の実施事例の増加に伴い、その共通基盤を確立することが望ましいと判断し、評価手法の規格化を行っています。

オ) COOL CHOICE（賢い選択）の促進

「COOL CHOICE（クール・チョイス）」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。



脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企

業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しし、物品購入にあたってはグリーン製品（低炭素製品）の購入・使用を促進します。

【具体的取組】

□ COOL CHOICE（賢い選択）の促進・普及啓発

実施主体	主な役割・取組
村民	エコカー、エコ住宅、エコ家電、グリーン製品の購入促進
事業者	
行政	国民運動として展開（普及啓発）、グリーン製品の購入促進

(3) 環境教育・環境学習の推進

ア) 環境情報の「見える化」の推進

住宅や事業所におけるエネルギー消費量やCO₂排出量の「見える化」を促進し、省エネルギー・脱炭素化を進めます。

【具体的取組】

□ 日常生活におけるCO₂の「見える化」の推進、環境家計簿の普及促進

実施主体	主な役割・取組
村民	「環境家計簿」（電気、ガス、水道、車両燃料など使用量等）の実践
事業者	環境マネジメントシステム（ISO14001、EA21等）の取得・見える化の促進
行政	関連情報提供等の支援

イ) 学校等での環境教育の実施

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び児童館・児童センターなどでは、幼年期から就学年齢期の発達の段階に応じた本村の自然環境の学習に加え、エネルギーやリサイクル等の環境教育を行うことにより、持続可能な社会を担う人材を育成します。

【具体的取組】

□ 学校等での環境教育の実施

実施主体	主な役割・取組
村民	専門知識のある村民・地域・事業者による環境教育の推進
事業者	
行政	学校との支援調整、環境教育が推進できる人材の確保・人材リスト作成

ウ) 地域・職場・家庭における環境情報の提供

村民・事業者の地球温暖化への理解を深め、温暖化対策の取組を促進するため、効果的な情報について検討するとともに、村のホームページや広報をはじめとして、多様なメディアによる積極的な情報発信を進めます。

【具体的取組】

□ 多様な媒体による情報発信の推進

実施主体	主な役割・取組
村民	多様なメディアや村のHP等による環境情報の積極的な情報収集
事業者	
行政	多様な媒体（HP、広報誌等）による村の取組等の広報・情報発信

エ) 自治会活動・生涯学習による環境活動の推進

環境問題を解決するには、行動し、学習することが必要です。家庭・職場・地域社会で行われるすべての学習は「生涯学習」として捉えることができます。

生涯学習は社会教育の中で推進されますが、環境をテーマとした多世代交流型のイベント等の実施により、環境を大事にする「心」を育てることもできます。

【具体的取組】

□ 自治会活動における環境関連活動の取組推進

実施主体	主な役割・取組
村民	自治会活動における環境関連活動への参加、主体として推進
事業者	
行政	自治会活動における環境関連活動への支援

□ 生涯学習の場の提供（環境関連講座・講演会の開催）

実施主体	主な役割・取組
村民	環境関連講座・講演会への参加
事業者	
行政	環境関連講座・講演会の企画・運営、自治会等活動の支援 環境保全推進員の育成検討

オ) 多世代が参加できる環境イベント・ボランティア活動の推進

環境をテーマとした多世代交流型のイベントの実施により、地域の活性化と同時に環境を大事にする「心」を育てます。

【具体的取組】

□多世代交流型の環境イベントの実施

実施主体	主な役割・取組
村民	多世代交流型の環境イベントへの参加
事業者	多世代交流型の環境イベントへの支援・協力・参加
行政	多世代交流型の環境イベントの企画・運営の検討

□環境関連のボランティア活動推進に関するサポートの推進

実施主体	主な役割・取組
村民	環境関連のボランティア活動実施、参加
事業者	
行政	環境関連のボランティア活動の企画・運営、支援

カ) 村民等による環境活動の検証、表彰制度の検討

村民（個人含む）、民間団体、事業者、自治会等が実施している環境活動を検証し、表彰することは、他者へのモチベーションの向上や次なる活動へ繋げる規範となります。表彰制度の創設を検討します。

【具体的取組】

□環境活動の検証・表彰制度の検討

実施主体	主な役割・取組
村民	環境家計簿・環境活動の実施
事業者	
行政	村民の環境活動の情報収集、検証制度の検討

(4) 森林等による温室効果ガス吸収源の確保

ア) 集落内緑化の促進、緑地の保全推進

集落内緑化は、太陽光を吸収し気温の上昇を抑える効果や二酸化炭素の吸収源としての役割が期待でき、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に役立つほか、人々にうるおいやすらぎを与えてくれる存在でもあることから、積極的に推進します。

【具体的取組】

□公園や街路樹の維持を図り、みどり豊かな集落空間の創出

実施主体	主な役割・取組
村民	地域による管理体制の構築促進
事業者	民活事業導入に関する協力
行政	民活事業等、官民連携による管理の充実手法の検討

イ) 植林・森林の維持管理の推進

森林の持つ水源かん養、山地災害・土壌保全などの公益的機能の重要性が高まってきていることに鑑み、沖縄県による森林の整備及び適切な維持管理への協力を行い、森林の光合成による温室効果ガスの削減を図ります。

【具体的取組】

□ 森林の整備及び適切な維持管理の推進

実施主体	主な役割・取組
村民	森林の適正利用
事業者	
行政	森林の整備及び適切な維持管理への協力

ウ) 農地の整備・エコファーム・有機農業の促進

農地（特に土壌）は温室効果ガスの吸収源としての機能を有しています。農地の保全とその能力向上を図ることで、温室効果ガス削減を目指します。

また、「安心・安全な農作物」づくりを目指すエコファーマーの推進や有機肥料の利用を促進することで、温室効果ガスの発生抑制を図ります。

【具体的取組】

□ 農業の振興による温室効果ガス吸収源の促進

実施主体	主な役割・取組
村民	有機農業等の支援
事業者	農業振興の主体
行政	農業振興に関する支援

□ 有機肥料の利用促進、農地の温室効果ガス吸収能力の向上

実施主体	主な役割・取組
村民	有機肥料の利用促進
事業者	
行政	有機肥料の利用に関する支援

エ) サンゴ等海域資源を活用した吸収源の促進（赤土等の流出防止）

サンゴ礁は二酸化炭素を活用して造礁しています。また、海草藻場などの生態系では、海洋生物によって大気中の温室効果ガスが取り込まれるため、ブルーカーボンとしての働きが期待されます。

サンゴ礁や藻場の保全の阻害要因の一つに「赤土」の流出があるため、農地等からの赤土等の流出防止の促進に努めます。

【具体的取組】

□赤土等の流出防止

実施主体	主な役割・取組
村民	赤土等流出防止のための緑地の育成、マルチング等の推進
事業者	
行政	農地等からの赤土防止流出の施策展開

(5) 各主体間の交流・連携、近隣市町村への働きかけ

ア) 自治会・村民・事業所との連携強化

自治会や村民との連携に関して、脱炭素に関するワークショップ等を実施するなど、つながり・交流を強化していきます。

【具体的取組】

□環境保全（脱炭素）関連の交流会・ワークショップ等の開催

実施主体	主な役割・取組
村民	環境保全・脱炭素関連ワークショップへの参加
事業者	
行政	脱炭素関連ワークショップの企画・運営（検討）

イ) 近隣市町村との交流・連携の働きかけ

温暖化対策に関して、近隣自治体や県と積極的に交流し、連携の働きかけを図るとともに、地域循環共生圏の形成に向けて率先的な役割を果たしていきます。

【具体的取組】

□近隣自治体等との交流・連携の強化

実施主体	主な役割・取組
村民	交流・連携に関するイベント等への参加及び協力
事業者	
行政	交流・連携に関するイベント等の計画及び実施

□地域循環共生圏の形成に向けた取組の推進

実施主体	主な役割・取組
村民	地域特性に応じた補完・支えあいの主体
事業者	資金・人材等の提供、事業の主体
行政	計画立案、村民と事業者との仲立ちとしての役割推進

ウ) 国や県との情報交流・連携の促進

脱炭素社会の構築に向けて国や県との情報を密にし、連携を保つとともに、本村の特性にあった補助事業の検討を行います。

【具体的取組】

□ 国・県との情報交流・補助事業等のリサーチ

実施主体	主な役割・取組
行政	本村にあった脱炭素化、環境保全等の補助事業のリサーチと適宜推進

コラム：J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度で、農林水産業者も活用できます。なお、本制度は、環境省・経済産業省・農林水産省により運営しております。

本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されています。本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。本制度を活用してクレジットを創出し、また、創出されたクレジットの活用を通じ、地球温暖化対策への積極的な取組のPRを行うことや、クレジットを企業等へ売却することで、売却益を得ることができます。

第6章 気候変動への適応策

1. 適応策とは

近年、強いハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしていることが報告されています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書においては、すでに気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、温暖化の程度の増大に伴い、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まるということが指摘されています。

そして、将来的には、たとえ温室効果ガスの排出が停止したとしても、気候変動の影響は完全には抑制できないことから、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」に加え、既に現れている影響や今後避けることができないと想定される影響に「適応」することが求められています。

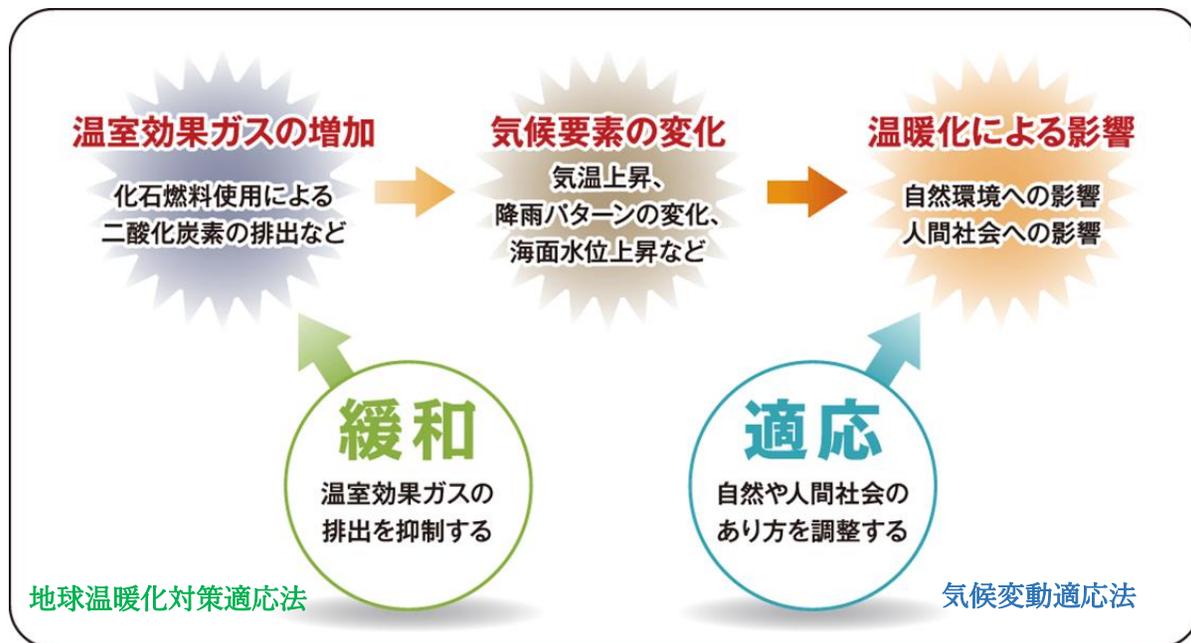
国では2015（平成27）年度に、政府として初となる気候変動への計画「気候変動の影響への適応計画」（以下、「適応計画」とします。）を閣議決定し、気候変動の影響による被害を軽減あるいは回避し、迅速に回復できる安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すとしています。

また、2018（平成30）年2月には「気候変動適応法案」が閣議決定され、都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画の策定等が努力義務とされました。

気候変動の影響は、地域の自然・社会的条件により異なることから、地域の特性に応じた適応策が求められます。

図表 6-1 気候変動対策の緩和策・適応策の関係

緩和：気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策
適応：既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減対策



出典：環境省

2. 適応策の範囲

地球温暖化に伴う気候変動の影響は、自然環境あるいは社会生活等、幅広い分野にわたると考えられます。

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、既存文献や気候変動及びその影響予測結果を活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。本村では、地域特性を踏まえ、農業・林業・水産業、水環境、自然災害、健康について適応策を講じることとします。

図表 6-2 本村で対応する適応策

分野 (関連する SDGs)	取組項目	国の評価 ※		
		重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業    	畜産の暑熱による生育不良対策	●	▲	▲
	病害虫の蔓延・雑草の対策	●	●	●
自然災害・沿岸域   	河川増水・洪水想定域の対策	●	●	●
	高潮・高波浸水想定域の対策			
	台風や集中豪雨への備え			
健康    	熱中症対策	●	●	●
	ジカ熱・デング熱等への対策	●	▲	▲
水環境・水資源    	湧水や井戸を活用した非常時の 中水等の確保	●	●	▲
	水需要や渇水への対策	◆	▲	▲

※凡例 【重大性】 ●:特に大きい、◆:「特に大きい」とは言えない、-:現状では評価できない

【緊急性】 ●:高い、▲:中程度、■:低い、-:現状では評価できない

【確信度】 ●:高い、▲:中程度、■:低い、-:現状では評価できない

出典：環境省（気候変動評価報告書、詳細：令和2年12月）より抜粋

選定基準：「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本村において、気候変動による影響が想定される項目、あるいは国の調査研究で将来影響が生じる可能性が高いとされている、本村の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

3. 対策と取組

(1) 農業・林業・水産業への対策と取組

ア) 畜産の暑熱による生育不良対策

気候変動によって、農作物や林業・水産業への影響が予想され、家畜においては、畜種や飼養形態により異なると考えられます。温暖化（暑熱）とともに、家畜等への影響が大きくなることが予測されており、成長の低下する地域が拡大し、低下の程度も大きくなると予測されています。

【具体的取組】

□ 畜産の暑熱による生育不良対策

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	外部からの伝染病の予防を講じながら、家畜小屋の換気等を進める
行政	普及啓発、暑熱に強い品種の改良・研究

イ) 病害虫の蔓延・雑草への対策

害虫については、気温上昇により寄生性天敵、一部の捕食者や害虫の年間世代数（一年間に卵から親までを繰り返す回数）が増加することから水田の害虫・天敵の構成が変化することが予想されています。

また、雑草については、一部の種類において、気温の上昇により定着可能域の拡大や北上（外来種の侵入等も含めて）の可能性が指摘されています。

【具体的取組】

□ 病害虫の蔓延・雑草への対策

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	行政の情報を適宜収集し、可能な対応を講ずる
行政	情報の収集と情報発信、普及啓発活動

(2) 自然災害・沿岸域分野への対策と取組

ア) 河川増水・洪水想定域の対策

沖縄気象台の資料によると、沖縄地方は、気候変動により台風の発生件数（接近数含む）は若干減少するものの巨大化するものと想定されています。また、雨天の日数はやや減少するものの大雨・集中豪雨の日数は、線状降水帯の発生などにより増加する傾向があるとされています。これらに対して、村民・事業者・行政の対応を準備しておく必要があります。

本村では、台風や集中豪雨等によって、宜野座福地川流域沿線での河川の増水や氾濫・洪水が想定されています。

【取組内容】

□ 河川増水・洪水想定域の対策

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	気象情報・防災情報の収集と適正な対応、マイ・タイムラインの作成
行政	気象情報収集と適正な防災情報・対応の発信、ハザードマップの適宜更新
	河川治水対策の検討・研究

イ) 高潮・高波浸水想定域の対策

巨大台風の増加により、沿岸域では高潮・高波の発生が想定されます。特に、漢那地区は低地域集落であるため、津波浸水が想定されており、高潮・高波への対策が必要です。

【取組内容】

□ 高潮・高波浸水想定域の対策

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	気象情報・防災情報の収集と適正な対応、マイ・タイムラインの作成
行政	高潮に備えたハザードマップの作製・整備等のソフト対策の実施

ウ) 台風や集中豪雨への備え

巨大台風や線状降水帯等の発生により、洪水や内水氾濫などの災害が発生する可能性があります。そのための備えが必要です。

【具体的取組】

□ 防災情報の提供

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	気象情報・防災情報の収集と適正な対応、マイ・タイムラインの作成
行政	台風や集中豪雨に備えたハザードマップの作製・整備等のソフト対策の実施
	防災情報の発信

□自主防災組織の整備・防災教育の実施

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	自主防災組織の設立・運営、地域連携の深化
	防災教育の実施、マイ・タイムラインの作成
	避難訓練・防災訓練（要配慮者を含む）の実施
行政	自主防災組織の強化・支援、防災教育の実施
	災害時の要配慮者を含む防災訓練の実施、地域防災組織の防災訓練の支援

□停電対策・避難所におけるエネルギーの確保

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	各家庭における停電対策に向けた備蓄等の推進、マイ・タイムラインの作成
	行政との避難所での防災訓練の実施
行政	避難所・備蓄物の管理、避難所での防災訓練の実施
	分散型エネルギーなどの災害に強いエネルギーシステムの構築・検討
	非常用電源・避難所等での蓄電池の整備検討

コラム：マイ・タイムラインとは

マイ・タイムラインとは、台風など進行型災害が発生した際に、「いつ」「何をするか」を整理した個人の防災計画、いわば「我が家の防災計画」です。

予想される災害について、住民一人ひとりがとる「命を守る行動・防災行動」を時系列に整理しあらかじめとりまとめておくことで、急な判断が迫られる災害時に自分自身の行動のチェックリストや、判断のサポートツールとして役立てることができます。

<災害の種類別にチェックしておきたい事項>

- 災害の種類 ●避難の時間 ●避難の場所・方法 ●同行者 ●所持品
- 停電に備えて ●その他の注意事項 など

(3) 健康分野への対策と取組

ア) 熱中症対策

暑熱による熱中症リスクの増加が懸念されていることから、公共施設や学校教育現場など各施設における適正環境の提供に取り組みます。

【具体的取組】

□ 熱中症の予防などの健康対策の推進

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	熱中症予防の学習・実践（屋外活動時のクールビズ、水分補給等）
	夏場のイベント会場でのミスト発生装置の設置
行政	熱中症対策情報の発信（パンフレット等の配布など）
	夏場のイベント会場でのミスト発生装置の設置

イ) ジカ熱・デング熱等への対策

気温上昇により熱帯的な気候に変化することにより、熱帯地域特有の感染症を媒介する蚊の定着が高まる可能性があります。ジカ熱やデング熱を媒介する蚊は沖縄にも生息している「ヒトスジシマカ」などであり、蚊の発生源対策が重要となります。

【具体的取組】

□ 蚊の防除対策

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	地域・家庭によるヒトスジシマカ発生源対策の実施
	蚊に刺されないための対応・予防の実施
行政	蚊や動物による感染症の情報発信・予防の普及啓発
	ヒトスジシマカ発生源対策の実施支援

(4) 水環境・水資源分野への対策と取組

ア) 湧水と井戸を活用した非常時の中水確保

災害による避難所生活や停電・断水によって最も不足するものは生活用水、特にトイレの水です。関係部課と連携して、災害時に中水（トイレ用水、散水用水などの雑用水）として活用できる湧水と井戸の現況の把握に努めます。

さらに、地域や管理者と協働し、湧水と井戸の周辺整備及び保全に努め、村民への周知に取り組めます。

【具体的取組】

□ 集落内湧水の保全活動

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	集落内湧水等の保全活動の実践（定期的清掃等）
行政	集落内湧水・井戸の位置把握並びに湧水等保全活動の支援

イ) 水需要や渇水への対策

地球温暖化による気候変動によって大雨や洪水が増加する一方で、日照りや干ばつ・渇水の発生も懸念されます。日ごろから渇水対策も取り組んでおく必要があります。

【具体的取組】

□ 渇水への対策

実施主体	主な役割・取組
村民・事業者	渇水への意識改革
	天水等（水タンク含む）の貯水・活用促進
行政	渇水対策の意識啓発
	農業用水、湧水管理、下水の浄化等による生活雑用水の確保

事務事業編

第7章 計画(事務事業編)の現状と目標

1. 事務事業編の概要

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律117号(以下「温対法」とします。))第21条において、都道府県及び市町村に対して、政府が策定する「地球温暖化対策計画」に即して地方公共団体実行計画(事務事業編)として策定するよう義務付けられております。本村では、2014(H26)年2月に第1次計画を策定し、本村の行政施設等の温室効果ガスの削減を目指した計画を策定しました。

今回、1次計画を見直すにあたり、同条第4項において地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定するよう努めることが求められるため、両事業を一体的に計画し、両計画の整合性を保つこととします。

2. 計画の期間と目標年度・基準年度

事務事業の計画期間は、区域施策計画の期間と連動して2024(R6)年度から2030(R12)年度までの6年間とします。

温室効果ガスの排出基準年度は、区域施策編では2013(H25)年度を基準年度としましたが、事務事業編では、第1次計画で集計された2014(H26)年度を基準年度とし、今期目標年度を区域施策編とともに2030(R12)年とします。なお、2050(R32)年を、カーボンニュートラルを目指す最終目標年度とします。

図表 7-1 計画の期間

	2014年 平成26年	2018年 平成30年	2023年 令和5年	2024年 令和6年	2030年 令和12年		2050年 令和32年
事務事業編	→		見直し	→ 第1期目標		→ 次期計画	カーボン ニュートラル
区域施策編			新規策定				

3. 対象とする施設等

対象とする事務事業の範囲は、本村の事務事業に定められたすべての行政事務を原則対象とします。また、対象とする組織施設等の範囲は、本村を構成する組織とし、その組織が管理している施設・車両等を含めて対象とします。

区分については、基準年とそれ以降では、部署や施設の統廃合により若干異なる場合もありますが、最新の区分を原則としました。今後、組織改編等があった場合には、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

図表 7-2 計画の対象範囲（庁舎・施設等）

対象施設等・管轄		施設・部局等	
本庁舎	総務課	村役場本庁舎全体、駐車場・その他の外灯、課管理車両	
施設・ 出先機関等	企画課	海洋型健康増進施設、宜野座村 IT 産業等集積拠点施設、課管理車両	
	健康福祉課	保育所、保健相談センター、地域福祉センター等、課管理車両	
	村民生活課	課管理車両	
	産業振興課	堆肥センター、宜野座漁港、村緑化振興会、村オガコ施設、土地改良組合事務所、漁村漁民活性化施設、課管理車両	
	観光商工課	漢那ダムレクリエーションセンター、村特産品加工直売センター、宜野座村商工会、村文化センター、かなパークゴルフ場、村カヌー艇庫、村観光拠点施設（リバーパーク）、課管理車両	
	建設課	課管理車両	
	上下水道課 （出先機関）	漢那地区中継ポンプ場 P4、福山浄水場、潟原・宜野座大川ダム、松田・宜野座・惣慶・漢那・城原地区農業集落排水処理施設、各ポンプ場、課管理車両	
	教育課	村中央公民館、村多目的スポーツ施設、村総合体育館、宜野座ドーム、村総合グラウンド、村野球場、村庭球場、バッティングセンター、国立博物館、宜野座給食センター、課管理車両	
		学校・幼稚園	松田小学校・幼稚園、宜野座小学校・幼稚園、漢那小学校・幼稚園、宜野座中学校
		農業委員会	会管轄車両
	議会事務局	事務局管轄車両	
地区自治会	松田区、宜野座区、惣慶区、福山区、漢那区、城原区	各区管轄施設、外灯、管理車両	

4. 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質のうち、本村の事務事業から排出され、かつ、進行管理可能な二酸化炭素のみとし、他の温室効果ガスは区域施策編で集計します。

二酸化炭素の発生源は、電気（電力会社からの購入使用量）、ガソリン（揮発油）、灯油、軽油、A重油、LPG（液化石油ガス）とします。

5. エネルギーの使用量（活動量）の推移

各施設・部局より集計された対象のエネルギーの使用量（活動量）を図表 7-3 に示します。

主に車両のエネルギーに使用されるガソリンや軽油、ガスコンロ用の LPG は増加傾向にあります。一方、電気使用量は、平成 30 年度に大幅に減少し、令和 4 年度は若干増加しましたが、基準年に対しては 73% の比率（削減率は 27%）になります。

図表 7-3 各エネルギーの使用量（活動量）の推移

年度	基準年 2014 (H26)	2018 (H30)	H30年の 対基準年比	2022 (R4)	R4年の 対基準年比	R4年の 対H30年比
ガソリン (L)	54,820	59,986	109.4%	53,061	96.8%	88.5%
灯油 (L)	152,254	117,279	77.0%	178,476	117.2%	152.2%
軽油 (L)	43,562	85,074	195.3%	57,670	132.4%	67.8%
A重油 (L)	63,748	80,793	126.7%	38,224	60.0%	47.3%
LPG (m ³)	3,696	2,380	64.4%	11,661	315.5%	490.0%
電気 (kWh)	13,546,836	11,389,371	84.1%	11,289,556	83.3%	99.1%
太陽光発電 (kWh)	0	50,917	—	57,258	—	112.5%

6. 二酸化炭素排出の現状

(1) 二酸化炭素排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成 29 年 3 月 環境省）に基づき、基本的な考え方として 1 年間のエネルギー使用量に排出係数を乗じることで行いました。なお、電気は沖縄電力の各年の源単位（基礎排出係数）を使用します。

なお、太陽光発電は二酸化炭素を発生しないので積算はしませんが、もし、太陽光発電を活用しなければ、その発電量が二酸化炭素を発生する電気を使用することになります。

図表 7-4 発生源ごとの排出係数

区分	使用量単位	単位発熱量	排出係数
揮発油（ガソリン）*1	L（リットル）	34.6（MJ/L）	0.0183（kg-C/MJ）
灯油	L（リットル）	36.7（MJ/L）	0.0185（kg-C/MJ）
軽油	L（リットル）	37.7（MJ/L）	0.0187（kg-C/MJ）
A重油	L（リットル）	39.1（MJ/L）	0.0189（kg-C/MJ）
LPG（液化石油ガス）	m ³	101.6（MJ/m ³ ）	0.0161（kg-C/MJ）
電気（H26年度）*2	kWh	—	0.903（kg-CO ₂ /kWh）
電気（H30年度）	kWh	—	0.786（kg-CO ₂ /kWh）
電気（R4年度）	kWh	—	0.710（kg-CO ₂ /kWh）

※1：ガソリン等のCO₂量＝使用量×単位発熱量×排出原単位×（44/12） MJ：メガジュール

※2：沖縄電力のCO₂量＝電気使用量×各年の排出原単位

※3：（44/12）はCO₂/Cの分子量換算比

(2) 二酸化炭素の排出状況

基準年となる2014（H26）年度の排出量は13,070.9 t-CO₂でしたが、2018（H30）年度は9,836.4 t-CO₂に削減され、2022（R4）年度には8,905.7 t-CO₂になり、基準年に対して31.7%が削減されたこととなります。

図表 7-5 排出原別二酸化炭素排出量の推移（単位：t-CO₂）

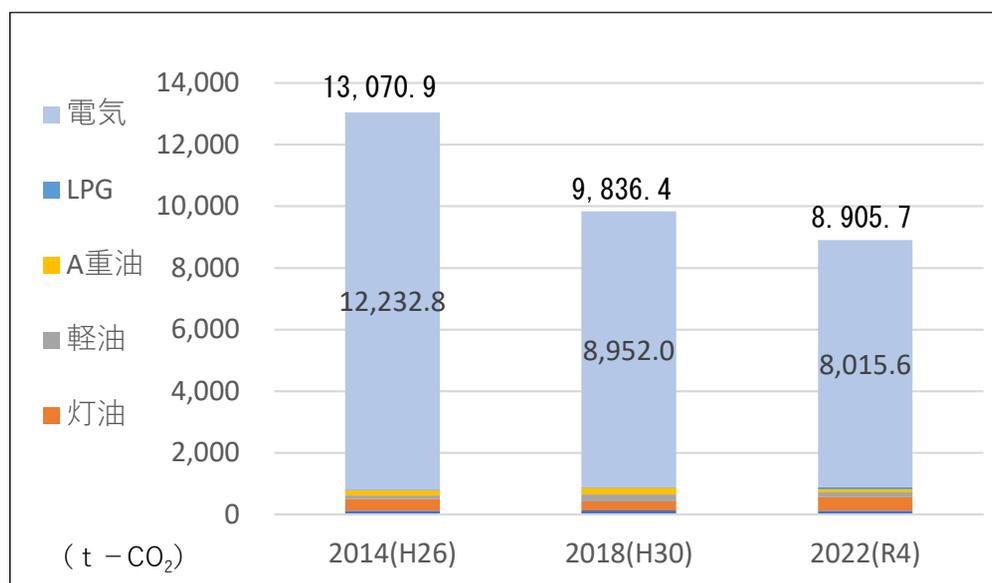
年度	基準年 2014(H26)	2018(H30)	2022(R4)	R4-基準年の 排出量差	R4の 対基準年比	R4の 対H30年比
ガソリン	127.3	139.3	123.2	-4.1	-3.2%	-11.5%
灯油	379.0	292.0	444.3	65.3	17.2%	52.2%
軽油	112.6	219.9	149.1	36.5	32.4%	-32.2%
A重油	172.7	218.9	103.6	-69.2	-40.0%	-52.7%
LPG	22.2	14.3	69.9	47.8	215.5%	390.0%
電気	12,232.8	8,952.0	8,015.6	-4,217.2	-34.5%	-10.5%
太陽光発電 *1	—	40.0	40.7	*2 0.9	—	1.6%
CO ₂ 合計	13,046.6	9,836.4	8,905.7	-4,140.9	-31.7%	-9.5%
対基準年比	100%	75.4%	68.3%	*1 太陽光発電は電気換算でのCO ₂ 排出量とする。		
削減率	—	24.6%	31.7%	*2 R4-H30の差		

排出原別では各年ともに電気が最も多く、概ね9割を占めます。次いで、灯油が続きます。

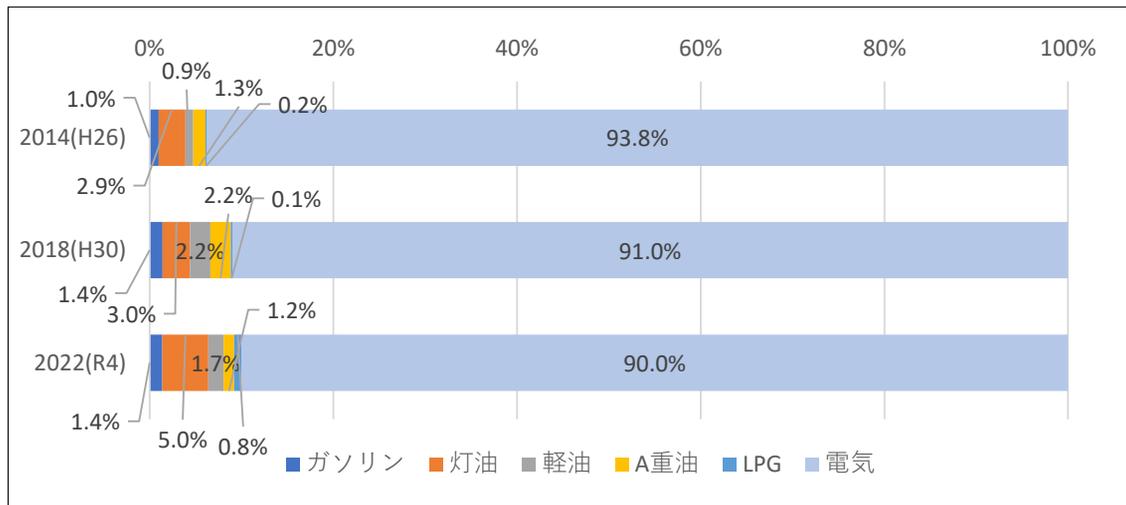
基準年に対する2022（R4）年度の削減量では電気が大きく、次いでA重油が続きます。一方、排出比率は低いですが、灯油、軽油、LPGは、増加しており、LPGに至っては2~4倍に増加しています。ただし、全体に対する二酸化炭素排出割合は1%未満となっています。

なお、事務事業編の温室効果ガス排出量は、区域施策編では民生業務部門、運輸部門、民生家庭部門の一部に該当します。

図表 7-6 全体の二酸化炭素排出量の推移



図表 7-7 二酸化炭素排出比率の推移



(3) 部署・施設区分別排出状況

部署・施設区分別の排出量は、出先機関・施設等が多くなっており、いずれの年度でも6～7割を占めています。次いで、地域自治会関連が約15%程度、上下水道施設が12%程度を占めます。

基準年2014（H26）に対し、2020（R4）年に大きく減少した部署区分は、本庁舎が46.6%、出先機関・施設等が39.8%、上下水道施設が22.0%となっています。本庁舎が大きく削減された要因としては、令和3年度に導入されたZEB化が考えられます。

一方、地域自治会関連は増加しており、外灯による排出割合が大きくなっています。

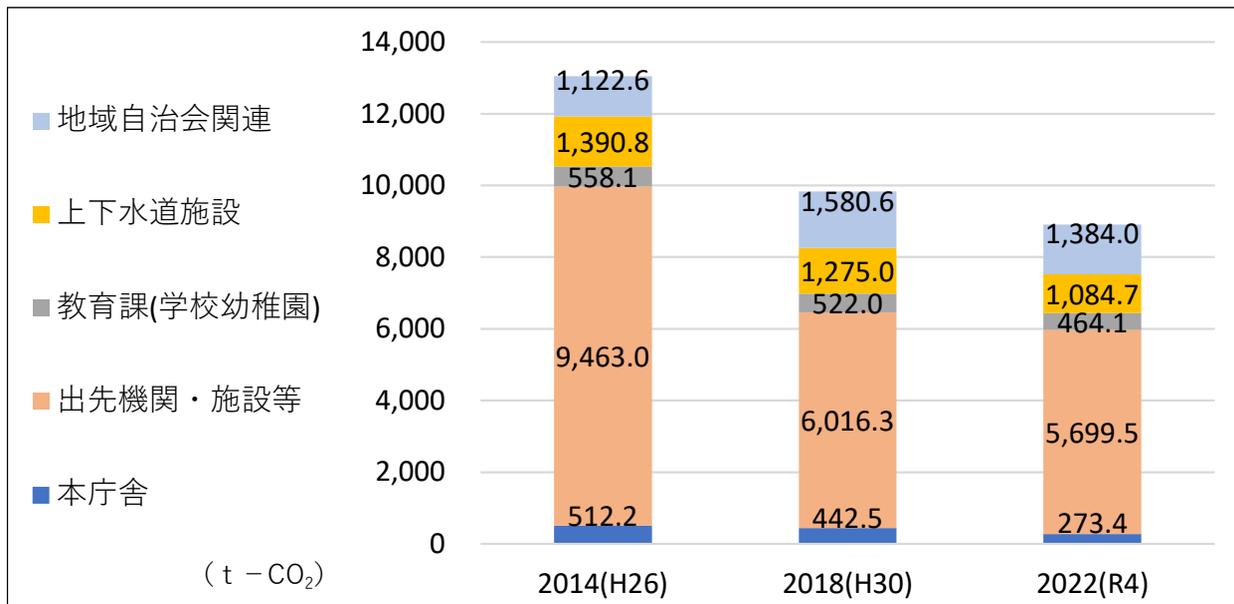
令和4年と平成30年との比較では、地域公民館等は活動の活性化によって増加し、本庁舎はZEB化によって排出量が減少しています。

図表 7-8 部署・施設区分別の二酸化炭素排出量の推移（単位：t-CO₂）

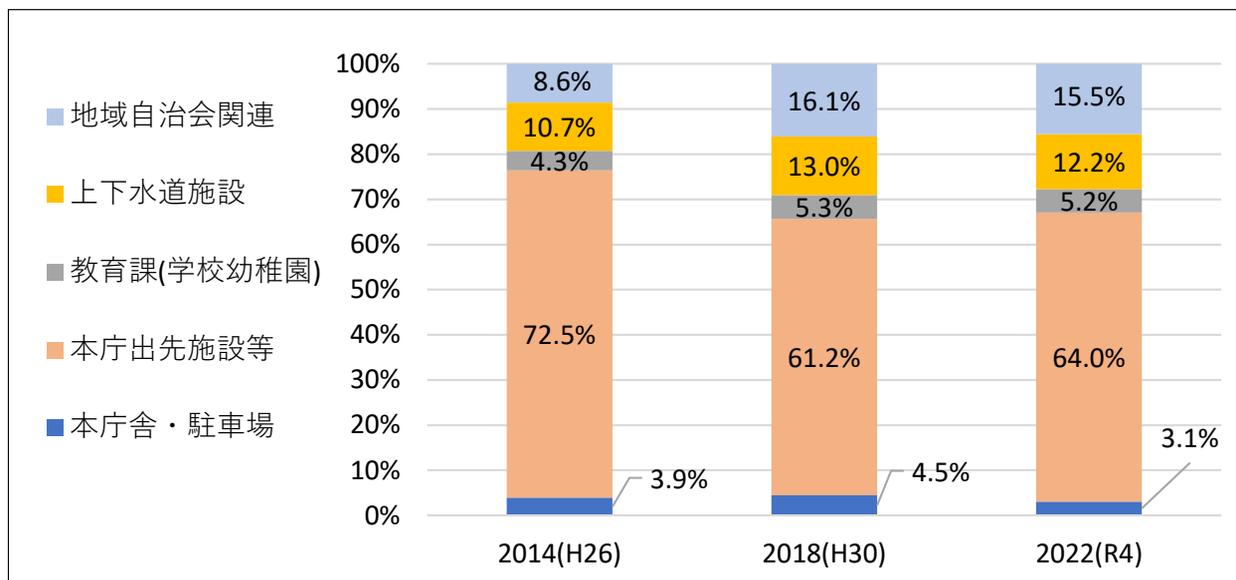
課・部署区分別	2014 (H26)	2018 (H30)	2022 (R4)	R4の対基準年削減率	R4の対H30年削減率
本庁舎	512.2	442.5	273.4	-46.6%	-38.2%
出先機関・施設等	9,463.0	6,016.3	5,699.5	-39.8%	-5.3%
教育課(学校幼稚園)	558.1	522.0	464.1	-16.8%	-11.1%
上下水道施設	1,390.8	1,275.0	1,084.7	-22.0%	-14.9%
地域自治会関連	1,122.6	1,580.6	1,384.0	23.3%	-12.4%
合計	13,046.6	9,836.4	8,905.7	-31.7%	-9.5%
内：外灯によるCO ₂		1,067.7	949.7		-11.0%
全体に占める割合	—	10.9%	10.7%	—	—
公民館に占める割合		67.5%	68.6%		
内：車両によりCO ₂		98.3	78.4		-20.2%
全体に占める割合	—	1.0%	0.9%	—	—

図表 7-9 部署・施設区別の二酸化炭素排出量の推移

3



図表 7-10 部署・施設区分の二酸化炭素排出量割合の推移



(4) 二酸化炭素排出量削減の要因解析について

二酸化炭素排出量が基準年に対して大きく減少している要因については、電気からの排出の減少が大きな要因とされます。

排出削減の要因として、二酸化炭素が減少した要因に、電気の供給源である沖縄電力の発生源単位（排出係数）の減少（H26年度：0.903からR4年度：0.710）によって1,903 t-CO₂が削減されたことから、事務事業全体の二酸化炭素の15%が削減したと積算されます。

また、令和4年度より開始された本庁舎のZEB化等によって、本庁舎の電力使用量が46.6%削減されたこと、うち、ZEB化の導入によって二酸化炭素排出量が117t-CO₂が削減され、太陽光発電システムの導入によって41t-CO₂が削減され、合わせて158t-CO₂が削減されたこととなります。この値は全体の二酸化炭素排出量の1%程度ですが、これらの導入により、職員・村民の節電、節水、省エネ活動意識の向上に繋がっているものと推察され、その削減の期待値は6%程度あるものと想定されます。

その他、部署・施設・組織の合理化による統廃合、新型コロナウイルスの蔓延による活動の自粛による低下なども大きな要因と想定されます。

以上より、令和4（2022）年度は基準年度（2014）より32%が削減されたと試算されます。

図表 7-11 基準年に対する二酸化炭素削減効果と削減要因

削減想定事由	削減量 (t-CO ₂)	削減率	試算根拠
電気の排出係数の削減による	-1,913	-15%	電気使用量変動に係数低減を加味
ZEBによる電気削減	-117	-1%	本庁舎の電気の削減量より推計
太陽光発電による削減	-41	-0.3%	電気による排出量に換算
省エネルギー活動等による想定削減	-784	-6%	区域施策編の民生家庭部門を参考
施設の統廃合・合理化等、その他による減少	-1,286	-10%	上記の収支差より推計
合計	-4,141	-32%	

図表 7-12 本村の太陽光発電システム



右写真：インターネット（宜野湾電設）より

7. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出の削減目標

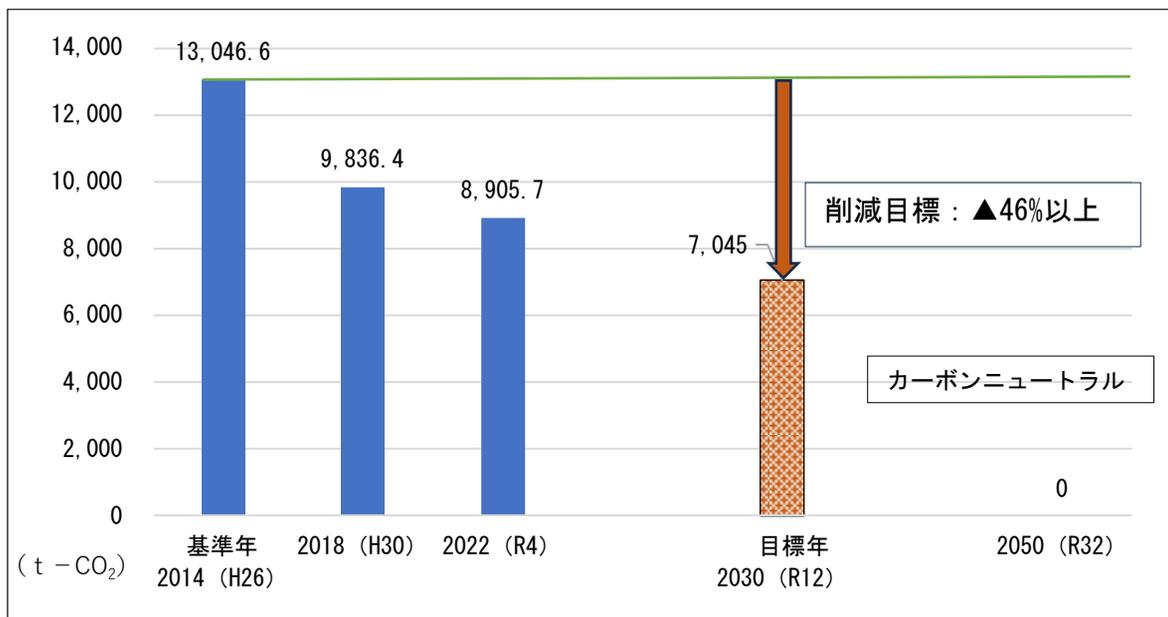
事務事業編の二酸化炭素排出削減は、2022（R4）年度で32%の削減がなされており、2030年までの削減目標率を区域施策編と同様に、基準年（2014年）に対しマイナス46%を目指すものとします。その目標値は7,045 t-CO₂となります。

内訳では、電気がマイナス49%を目指し、A重油・灯油・LPGなどの燃料系は効率よい使用や可能な限り電気エネルギーへの切替などによって現状維持～数%の削減を目指し、車両を中心としたガソリン・軽油は、省エネ型車両の更なる導入やエコドライブの推進により、20%前後の削減を狙うものとします。

図表 7-13 発生源別削減目標値（単位：t-CO₂）

発生源	基準年 2014 (H26)	2018 (H30)	2022 (R4)	目標年 2030 (R12)	対基準年 削減目標比	対R4年 削減比
ガソリン	127.3	139.3	123.2	105	-18%	-15%
灯油	379.0	292.0	444.3	360	-5%	-19%
軽油	112.6	219.9	149.1	140	24%	-6%
A重油	172.7	218.9	103.6	100	-42%	-3%
LPG	22.2	14.3	69.9	65	193%	-7%
電気	12,232.8	8,952.0	8,015.6	6,275	-49%	-22%
合計	13,046.6	9,836.4	8,905.7	7,045	-46%	-21%
全体削減率		-25%	-32%	-46%	-	
電気だけの削減率	-	-27%	-34%	-49%	-	

図表 7-14 温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標イメージ

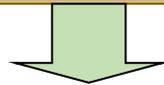


第8章 事務事業の目標達成に向けた取組

事務事業における基本目標は、区域施策編の基本理念と連動した目標とし、目標達成のために4つの取組方針を推進・実施します。

【基本目標と取組方針】

行政が規範となって
脱炭素社会のむらづくりをめざします！



取組方針 1 職員一人ひとりが環境に配慮した行動の実践

- 1-1 省エネルギーの行動の実践
- 1-2 省資源行動の推進

取組方針 2 公共施設の脱炭素化

- 2-1 省エネルギー設備の導入
- 2-2 再生可能エネルギー設備の導入
- 2-3 施設の運用改善

取組方針 3 循環型事務運営の推進

- 3-1 グリーン購入等の推進
- 3-2 廃棄物の削減・リサイクルの推進
- 3-3 環境に配慮した設計・施工
- 3-4 イベント等における環境配慮

取組方針 4 区域施策事業との連携

- 4-1 各主体との連携
- 4-2 事業者の脱炭素化への促進

取組方針1 職員一人ひとりが環境に配慮した行動の実践

1-1 省エネルギー行動の実践

(1) 照明に関して

- ① 不必要な場所の照明はこまめに消灯し、昼休みは必要箇所以外消灯する。
- ② 会議室、トイレ、給湯室等は使用時のみ点灯する。
- ③ 不要な残業を減らし、日没後の電力消費削減に努める。
- ④ 残業する時は、必要な場所のみ点灯させる。
- ⑤ 不要な場所や日当たりの良い場所では間引き照明に努める。

(2) 空調に関して

- ① 夏季はクールビズ（かりゆしウェア等）、冬季はウォームビズを実践する。
- ② エアコン（冷房）は室内気温 28℃を目安に温度設定する。
- ③ エアコン（暖房）は室内気温 20℃を目安に温度設定する。
- ④ 空調使用時は、窓や扉を締めブラインド等を活用し冷暖房の効果を高める。
- ⑤ エアコンのフィルター等を定期的にメンテナンスする。

(3) OA 機器（パソコン、コピー機等）・家電機器（冷蔵庫・給湯等）に関して

- ① OA 機器は、省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切る。
- ② 退庁時・休憩時は、不要な OA 機器、家電機器のコンセントを抜き待機電力を削減する。
- ③ シュレッター利用は必要最小限にとどめる。
- ④ 文書の電子化（電子決済、メールなど）、ペーパーレス化に努める。
- ⑤ 冷蔵庫内は整理整頓し、物を詰めすぎず、開け閉めは素早く行う。
- ⑥ 給湯設備がある施設は、電気ポットから魔法瓶への利用を促進する。

(4) 公用車・自家用車に関して

- ① エコドライブ 10 か条（59p 参照）を推進する。
- ② 燃料や充電量（EV/PHV 等の場合）を定期的にチェックし、適正管理を行う。
- ③ ポスター等を掲示することにより、エコドライブの職員啓発を実施する。
- ④ 近距離の移動や出勤は、徒歩や自転車等を利用し、省エネルギーに努める。
- ⑤ 公用車での移動時は相乗りに努める。

1-2 省資源行動の推進

(1) 用紙使用量の削減

- ①両面印刷・コピー、1/2印刷（2頁分を1頁に印刷）を推進する。
- ②使用可能な用紙は、個人情報に注意しながら裏面を活用する。
- ③パソコンのプレビュー画面を活用し、印刷ミスを減らす。
- ④会議資料や印刷物は必要部数を精査し、不要な印刷を減らす。
- ⑤ミスコピーを削減する。コピー機・プリンターは使用後にリセットする。
- ⑥コピー・印刷等は再生紙を使用する。

(2) ごみの減量

- ①職員自らマイ箸・マイカップ・マイバック等の利用を促進し、ごみの減量化を図る。
- ②食品ロスをなくし、生ごみは可能な限りコンポスター処理する。
- ③3R意識を徹底する。

(3) 水道使用量の削減

- ①蛇口は確実に締め、水を出したままにしないなど節水に努める。
- ②水洗トイレの水は無駄に流さないように努める。
- ③トイレ清掃や洗車等にはバケツと雑巾を利用する。

取組方針2 公共施設の脱炭素化

2-1 省エネルギー設備の導入

- ①照明機器のLED化を積極的に図る。
- ②蛍光灯の反射板の清掃や取り替えを行う。
- ③人感センサー、照度センサー等の導入や効率的な照明機器の利用を検討する。
- ④空調機器の設置や更新時には、高効率空調機の導入を推進する。
- ⑤施設の新改築又は設備更新の際は、積極的に省エネ設備や省エネ型OA機器の導入を検討する。
- ⑥施設の新改築や大規模改修時は、複層ガラスなどを導入や断熱化に努める。
- ⑦屋上や壁面の緑化を推進する。
- ⑧ESCO事業や省エネルギー診断の実施を検討し、施設の省エネルギー化を図る。
- ⑨BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入を検討する。
- ⑩車両購入時は、EVやPHEVなど省エネ型車両を選定する。

2-2 再生可能エネルギー設備の導入

- ①公共施設には、国等の補助制度や支援策を活用しながら、再生可能エネルギー設備（太陽光発電・太陽熱利用・風力発電・燃料電池・バイオマス発電等）の導入を検討・推進する。
- ②蓄電システムも合わせて検討・推進する。

2-3 施設の運用改善

- ①空調、ポンプ、ボイラ等における運転管理の明確化（運用マニュアルの整備等）に努め、省エネルギー化に向けた改善を行う。
- ②設備の定期的な清掃・点検を行い、機器の適切な使用に努める。
- ③空調室外機の設置状態の適正化を図り、余分な電力の消費抑制に努める。
- ④必要な施設において、ボイラ設備における燃焼空気比の適正化等の効率的な運用に努める。
- ⑤施設の統合や複合化、廃止等により、供給量の縮減・適正化を推進する。
- ⑥節水コマを活用し、節水を行う。
- ⑦水洗トイレの水は、地下水や中水（汚水を浄化した水など）等を活用できるよう整備する。

取組方針3 循環型事務運営の推進

3-1 グリーン購入法適用商品等の推進

- ①購入物品は、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング商品等環境に配慮した商品を積極的に購入する（グリーン購入法基本方針に基づいた、環境負荷軽減に資する製品）

3-2 廃棄物の削減、リサイクルの推進

- ①事務用品等は、可能な限り再利用・長期使用に努める。
- ②仕分けボックスの設置などにより、リサイクル回収や分別を徹底する。
- ③建設副産物のリサイクルを推進し、公共工事の発注にあたっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品の使用に努める。

3-3 環境に配慮した設計・施工

- ①環境に配慮した省エネルギー・省資源な設計や廃棄物の少ない施工に努める。
- ②建設副産物は、発生抑制・再利用・適正処理に努める。
- ③適正な樹木等を選定し、公共施設の植栽や街路における緑化を推進する。

3-4 イベント等における環境配慮

- ①配布物や販売物の過剰包装を控え、廃棄物の抑制に努める。
- ②イベントで発生した廃棄物の分別を徹底し、再資源化に努める。

取組方針4 区域施策事業との連携

4-1 各主体との連携

- ①区域施策編の取組を村民・事業者等に広く知らしめるとともに、職員一人ひとりが率先して普及活動に努め、連携して脱炭素活動を推進する。
- ②地域等の美化活動に積極的に参加する。
- ③毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより、意識啓発に努める。
- ④マイクログリッドシステムなど、地域と連携したまちづくりを検討する。
※その他、区域施策編の取り組みを推進する。

4-2 事業者等の脱炭素化への促進

- ①ZEB/ZEH、BEMS等の促進
- ②公共事業の発注に際し、契約事項に地球温暖化防止に関する条項の追加を検討する。
- ③発電事業者の再生可能エネルギー導入に可能な限り協力する。

進行管理編

第9章 計画の推進・管理

1. 計画の推進体制

本計画は、区域施策計画と事務事業計画が一体化した計画書であり、推進体制や進行管理も一体的に推進します。

計画の目標を達成するためには、行政内の連携、地域との連携を目指して、それぞれの主体が役割を果たしつつ、お互いに協力して進行管理することが必要です。

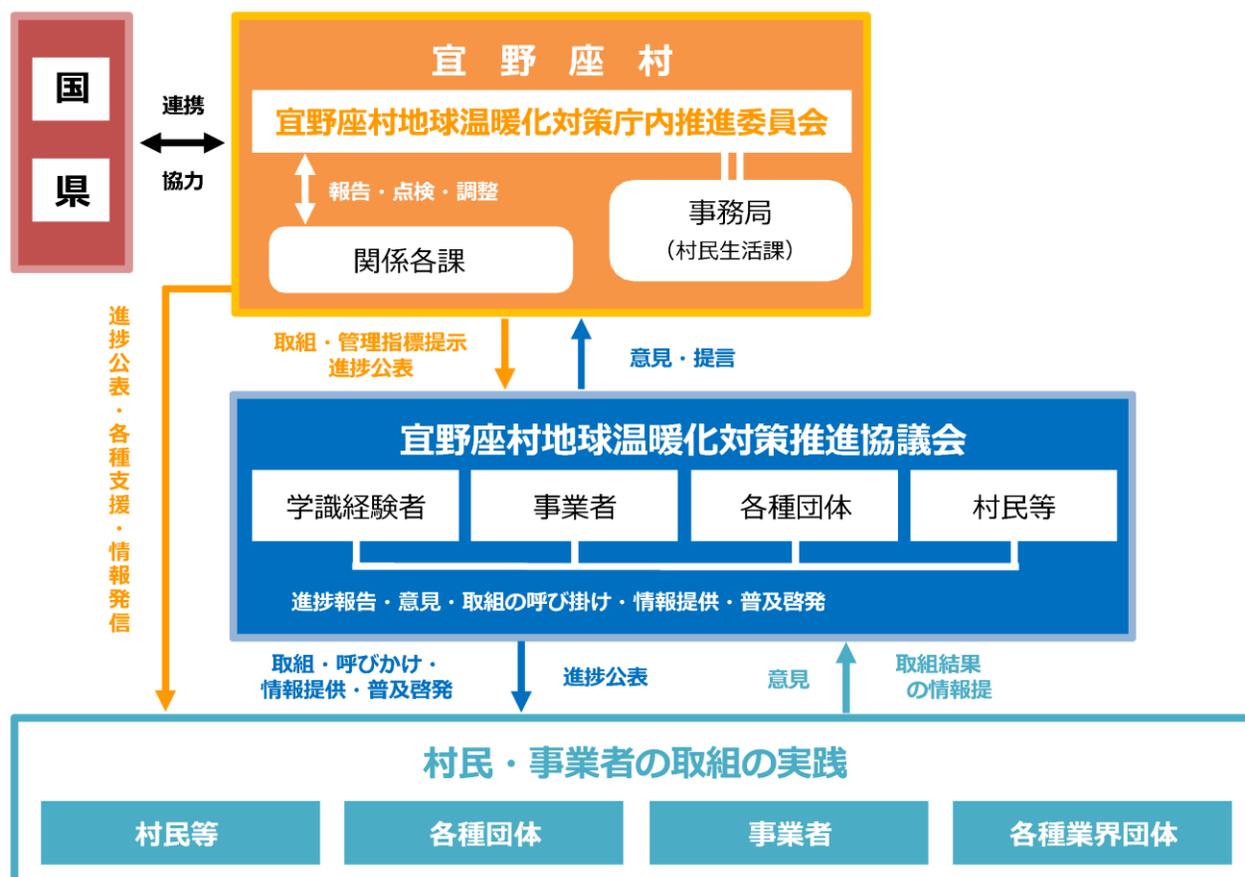
【行政内の連携】

全庁組織として「宜野座村地球温暖化対策庁内推進委員会（仮称）」（以下「庁内委員会」とします。）を組織し、主に事務事業編の進捗状況、評価及び課題の整理を毎年確認するとともに、結果を村民に公示するものとします。

【地域における連携】

村民・事業者・村行政等による総合的な地球温暖化対策、特に区域施策編の推進を図るため、「宜野座村地球温暖化対策推進協議会（仮称）」（以下「推進協議会」とします。）を組織し、村域全体の進行管理、課題についての討議等を年1回程度行います。

図表 9-1 計画の推進体制図



2. 進行管理

【推進担当者及び職員】

庁内における推進担当者は、各所属課の課長等とし、実行計画の推進を図ると共に、実施状況等を推進委員会に報告を行うものとします。

また、職員は、推進担当者への協力を行うと共に、実施計画の目標達成に向けて、主体的・積極的な取組みを行うものとします。

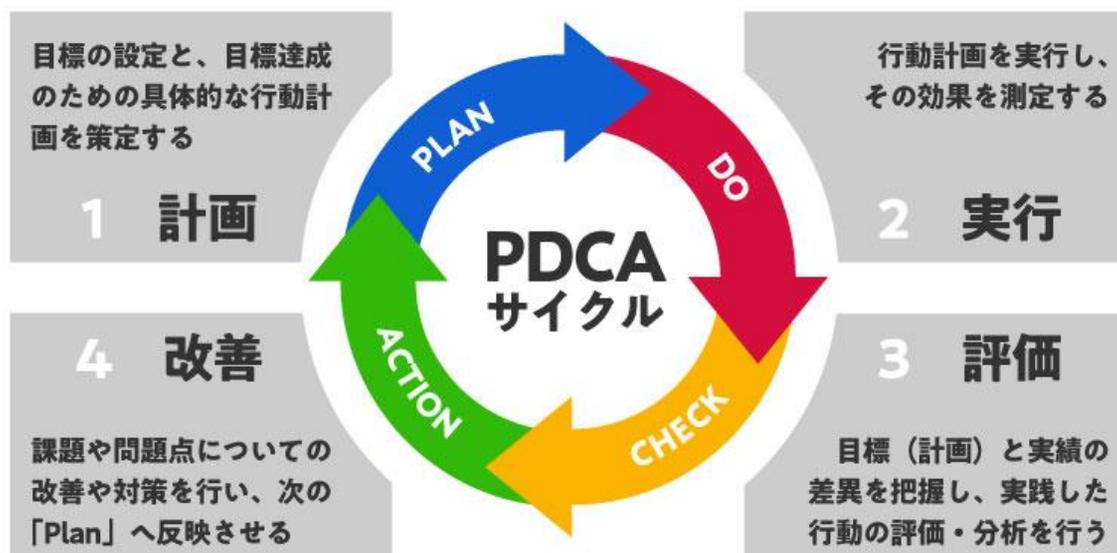
【情報提供、啓発等】

事務局は、村職員や村民や事業者に対し、地球温暖化に関する意識の向上を図るため、各種情報の提供、ホームページや広報誌等による普及啓発活動、庁内及び地域での説明会開催等を実施します。庁内においては、各課の推進担当者が、全職員に対して意識啓発に努めます。

【評価・点検】

事務局は、各課の推進担当者を通し、計画の進捗状況を年に1回以上とりまとめを行い、村長へ報告します。温室効果ガスの排出量や取り組み状況等の結果を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。また、庁内委員会及び推進協議会において、多面的な評価・点検、課題の検討、対応策等を行います。進捗管理は、PDCA サイクル(計画→実行→評価→改善)を構築し、継続的に改善を行います。

図表 9-2 PDCA サイクルによる進捗管理のイメージ



3. 計画の進捗状況の公表と国・県との連携

本計画の実施並びに進捗状況については、本村の広報誌やホームページで毎年公表します。

区域施策編の事業は、行政・村民・事業者が連携して実施するものです。そのため、三者が一体となって実施します。

また、事業の実施において、村単独では実施困難な事業もあり、国や県との連携・協力によって実施します。

4. 人材育成・職員研修等

本計画の取り組みを全庁的に徹底して推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い地球温暖化防止の取り組みへの行動を促進します。

また、庁内放送を利用した呼びかけ、掲示板、回覧板等を利用することにより計画の進捗状況の周知を図り、職員の取り組みを促進します。

さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を伝達し、環境配慮の取り組みに協力するよう要請します。

5. 環境教育への貢献

環境保全団体や NPO 法人等との協働による村民への環境啓発活動や、児童・生徒への環境教育を協力・推進します。

環境機関への環境分野における職場体験学習等では、積極的に貢献していきます。

学校や地域社会の場において、ごみ減量化に関する社会意識を醸成するための出前講座等を実施し、環境学習・教育、啓発活動に取り組みます。

資料編

1. 宜野座村の部局・施設別エネルギー活動量集計表
2. 宜野座村地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

宜野座村地球温暖化対策実行計画策定・推進委員会設置要綱

令和 5年 7月 18日

宜野座村要綱第33号

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第19条第2項の規定に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)及び同法第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「実行計画」と総称する。)を策定し、施策を推進するため、宜野座村地球温暖化対策実行計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 実行計画の策定に関する事項
- (2) 実行計画の推進方策に関する事項
- (3) その他実行計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副村長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、会計管理室長、各課長、政策調整監、参事及び各事務局長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の参加を求めることができる。
- 3 委員が欠席する場合は、あらかじめ通知をすることで代理者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、村民生活課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(宜野座村地球温暖化対策推進委員会設置要綱の廃止)

- 2 宜野座村地球温暖化対策推進委員会設置要綱(平成26年宜野座村要綱第11号)は、廃止する。

宜野座村地球温暖化対策実行計画
(区域施策編・事務事業編)

令和6年3月

宜野座村 村民生活課

編集 株式会社沖縄環境経済研究所